

(仮称)志賀風吹岳風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 6 月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

なお、令和3年2月2日付で届出した方法書について、配慮書に対する意見に記載漏れがあったため、令和4年2月14日に方法書の取り下げを行い、再度、届出、公告及び縦覧を実施した。この、令和3年2月2日付で届出した方法書(以下「旧方法書」という。)に対する意見書については、再届出を行った方法書への意見と同様に扱うこととした。

(1) 公告の日

令和4年2月15日(火)

〈参考〉旧方法書については、令和3年2月8日(月)に公告を行った。

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

令和4年2月15日(火)付で、下記の日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ説明会の延期をするとともに縦覧期間についても延長した。そのため、令和4年3月7日(月)付で、下記日刊紙に延長に関する「お知らせ」広告を掲載した。

【公告・説明会開催：令和4年2月15日(火)】

- ・北國新聞(朝刊5面) [別紙1参照]
- ・北陸中日新聞(朝刊31面) [別紙1参照]
- ・読売新聞(朝刊33面) [別紙1参照]

【説明会延期・縦覧期間延長：令和4年3月7日(月)】

- ・北國新聞(朝刊3面) [別紙2参照]
- ・北陸中日新聞(朝刊27面) [別紙2参照]
- ・読売新聞(朝刊8面) [別紙2参照]

〈参考〉旧方法書については、令和3年2月8日(月)付で、下記の日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・北國新聞(朝刊13面) [別紙3参照]
- ・北陸中日新聞(朝刊23面) [別紙3参照]
- ・読売新聞(朝刊27面) [別紙3参照]

② インターネットによるお知らせ

令和4年2月15日(火)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・事業者ウェブサイトに掲載 [別紙4参照]
- ・石川県ウェブサイトに掲載 [別紙5参照]
- ・七尾市ウェブサイトに掲載 [別紙6参照]

〈参考〉旧方法書については、令和3年2月8日(月)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・事業者ウェブサイトに掲載 [別紙7参照]
- ・石川県ウェブサイトに掲載 [別紙8参照]
- ・七尾市ウェブサイトに掲載 [別紙9参照]

(3) 縦覧場所

下記の関係自治体庁舎において縦覧を行った。また、事業者のウェブサイトにおいて、インターネットの利用により公表した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・石川県行政情報サービスセンター
- ・七尾市役所情報公開コーナー
- ・七尾市中島地区コミュニティセンター
- ・七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館
- ・志賀町役場環境安全課
- ・志賀町役場富来支所

② インターネットの利用による公表

- ・事業者ウェブサイトにおける方法書及び要約書の公表 [別紙4及び7参照]
- ※石川県及び七尾市のウェブサイトを上記事業者ウェブサイトへのリンクを掲載することにより、方法書及び要約書の参照を可能とした。

(4) 縦覧期間

期間: 令和4年2月15日(火)～令和4年4月6日(水)まで(庁舎は土・日・祝日を除く)

時間: 庁舎は午前8時30分～午後5時15分まで

※1新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ説明会を延期したため、縦覧期間についても延長した。

※2インターネットの利用による公表は、上記の期間中、常時アクセス可能な状態とした。

〈参考〉旧方法書については、下記のとおり縦覧を行った。

期間: 令和3年2月8日(月)～令和3年3月10日(水)まで(庁舎は土・日・祝日を除く)

時間: 庁舎は午前8時30分～午後5時15分まで

※インターネットの利用による公表は、上記の期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(総数) 5名 (縦覧者名簿記載者数)

(内訳)

・石川県庁行政情報サービスセンター	なし
・七尾市役所情報公開コーナー	なし
・七尾市中島地区コミュニティセンター	2名
・七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館	なし
・志賀町役場環境安全課	1名
・志賀町役場富来支所	2名

〈参考〉旧方法書については、縦覧者数は下記のとおりである。

縦覧者数(総数) 13名 (縦覧者名簿記載者数)

(内訳)

・石川県庁行政情報サービスセンター	1名
・七尾市役所情報公開コーナー	9名
・七尾市中島地区コミュニティセンター	なし
・七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館	2名
・志賀町役場環境安全課	なし
・志賀町役場富来支所	1名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条第2項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

(1) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ説明会を延期したため、縦覧期間についても延長した。

- ・開催日時: 令和4年4月2日(土) 10時30分～12時30分
- ・開催場所: 富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地)
- ・来場者数: 14名

- ・開催日時: 令和4年4月2日(土) 15時00分～17時00分
- ・開催場所: 七尾市中島地区コミュニティセンター(石川県七尾市中島町中島甲部170番地)
- ・来場者数: 12名

〈参考〉旧方法書については、説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時:令和3年2月27日(土)14時00分～16時00分
- ・開催場所:七尾市中島文化センター・能登演劇堂(石川県七尾市中島町中島上部9番地)
- ・来場者数:25名

- ・開催日時:令和3年2月28日(日)14時00分～16時00分
- ・開催場所:富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地)
- ・来場者数:9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた(意見書のフォーマットは、別紙10参照。なお、旧方法書の意見書フォーマットについては、別紙11参照)。

(1) 意見書の提出期間

令和4年2月15日(火)～令和4年4月21日(木)まで
縦覧期間(新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ延長した縦覧期間を含む)及びその後2週間とした。

〈参考〉旧方法書については、下記のとおりである。
令和3年2月8日(月)～令和3年3月24日(水)まで
縦覧期間及びその後2週間とした。

(2) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は12通(意見書箱への投函11通、事業者への郵送1通)であった。
また、旧方法書に対する意見書の提出は80通(意見書箱への投函62通、事業者への郵送18通)であった。
なお、旧方法書に対する意見書については、再届出を行った方法書への意見と同様に扱うこととし、意見書の総数は92通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は92通であった。

「環境影響評価法」第9条の規定に基づき、方法書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

No.	意見の概要	事業者の見解
1-1	御社の作成された環境影響評価方法書によると、この風力発電事業が実施された場合、少なくとも鳥類、魚類、昆虫類などへの影響があると書かれています。 能登の財産は豊かな自然であり、これは後世に残していくべき大切な、そしてかけがえのない宝です。「門前穴水風力発電事業(仮称)」と同様に、志賀町での事業計画も廃止にするのが妥当です。	方法書記載の動植物種につきましては、対象事業実施区域周辺を含む一帯で生息(育)が確認されているもしくは可能性のある種を文献で調査した結果となっております。実際に対象事業実施区域周辺に生息(育)している動植物種については、今後行う調査により把握いたします。また、生息(育)が確認された貴重種については保全対策を検討し、動植物の影響に配慮した計画としてまいります。なお、これら調査結果、保全対策等につきましては今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。
2-1	<風車> ・耐用年数経過後は撤却するのか？その費用は？	風力発電機の耐用年数は一般的に25～30年と言われております。20年の事業終了後に事業継続可否を判断し、地域の皆様にご相談の上継続可能な場合は風力発電機の更新を行います。事業を終了する場合は、撤去を行い現状復旧致します。なお、撤去費用については積み立てを行うことが定められているため、20年後はその積立費用を用いて撤去、現況復旧を行います。
2-2	・故障した場合、早急に修理するのか？	責任をもって弊社の方で維持管理、修理等を行います。
2-3	・建設用地は売買か、賃借か？作業用道路も同様	建設用地及び作業用道路用地については、賃借を予定しております。
2-4	・機械のメンテナンスの頻度は？冬季はどうするの？	日常の巡回点検から1年単位の精密点検等、冬季を含めて定期メンテナンスを行う予定です。積雪時の点検に関しましてはスノーモービルや雪上車を用いることや、必要に応じ除雪を行う予定です。
2-5	・作業用道路の維持管理は？除草等が必要だと考える。	責任をもって弊社の方で維持管理を行います。なお、除草作業はぜひ地元の企業等にご協力いただき、微力ながら雇用の創出に貢献したいと考えております。
2-6	<騒音> ・心身に支障をきたすことはないのか？迷惑料等も考えているのか？	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。なお、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。 また、地域の皆様への貢献策につきましては、今後、地域住民の皆様とご相談のうえ決めさせていただきたいと考えております。
2-7	<地元> 地元との協力関係も必要だが、具体的に案はあるのか？	地域のメリットとしましては地場の産業により市町に入る固定資産税で市町のサービスが向上すること、風力発電所の維持管理業務の地元雇用の検討、風力発電設備整備のために敷設した道路を林業等の業者と共有することで里山の整備につながることで、長期的に考えれば、二酸化炭素削減により、能登の里山環境の悪化を防げると考えております。 その他にも地域住民の皆様のご心配事項、ご不安事項にお応えする地元貢献案を共同で検討させていただきたいと考えております。 具体的なところまでの落とし込みはまだできておりませんが、近隣地区への貢献策、世界農業遺産を軸とした能登全体への貢献策を検討しておりますので、ぜひ皆様のご意見もお伺いさせていただき、具体化してまいりたいと考えております。
3-1	羽がマックスで回転した場合人が聞えなくなる概ねの直線距離はどれ程か？ 基本的に「音の対策」はあるのか？	音の聞こえ方は単に距離だけではなく、地形、風向き等他の要因によっても異なってくるものと考えられるため、今後の現地調査結果を踏まえて風力発電機からの騒音の予測を行い、音の対策として指針値未満となるよう風車の基数、配置の調整を行っていく予定でございます。
4-1	◎騒音について ・現状鉋打における騒音被害は主に南・南東風時が大半となっている為、その季節性の評価を十分に考慮する事	今後、風の状況等も考慮して調査を実施し、騒音特性を把握したうえで、予測、評価を実施してまいります。
4-2	・騒音被害は絶対音量ではなく、ブレード回転による繰り返し性が原因となっている為、人体への音の一定周期性の影響対策について示す事。	風力発電機の稼働に伴う一定周期性の音(スウィッシュ音)も含めた騒音については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて風力発電機の設置位置等を検討し、その結果を準備書にてお示しいたします。
4-3	・鉋打住民に対しては、音量はdB表示ではなく、現状風車の何倍となるのか、実数表示する事。	音の大きさを表すのには、一般的に人の感覚にあった音圧レベル(dB(デシベル))が使われております。現状と本事業を実施した場合の音の差の比較について、住民の方へのご説明の際には、ご理解いただき易いよう説明資料等を工夫して説明させていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
4-4	<p>◎水源への影響について</p> <p>・濁水、及び、地下水への影響について、隣接事業による影響(オフセット)をいかにして排除、評価するのか、その手法を明らかにする事</p>	<p>本事業と周辺で稼働中又は環境影響評価手続中の他の事業者の風力発電所による累積的な影響については、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討してまいります。</p>
4-5	<p>・運転期間終了後の撤去内容については、地権者と、立地町会、自治体を含めた協議によるものとし、運用開始前に明記しておく事。</p>	<p>立地町会様、地権者様、行政との協議を踏まえて決定してまいりたいと考えております。</p>
5-1	<p>・巨大な風車は美しい里山の景観を大いに損ねてしまいます。</p>	<p>景観への影響につきましては、今後、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。モンタージュの作成に際しては、周辺他事業者の計画に関しても可能な限り情報を収集し、モンタージュへの反映を行います。併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定でございます。</p>
5-2	<p>・自然エネルギー施設はその消費地の中で設けるべきだと思います。能登は決してエネルギーの大消費地ではないはずで、この地にこのような大規模な施設は必要ありません。</p>	<p>弊社が、当地を選定した理由は、まず第一に風況が良く、次に発電した電気を送電するための送電網が整っており、受け入れ先の電力会社(北陸電力)があることによるものです。今後実際に事業ができるかどうかは各種調査を行ったうえで決定してまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>
6-1	<p>-Togi is a beautiful town and already has many wind turbines. Having more will disturb the view and feeling of peaceful nature. (事業者訳:富来は美しい町ですが、すでに多くの風力発電機があります。これ以上増やすと、穏やかな自然の雰囲気や景観が損なわれてしまいます。)</p>	<p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p> <p>(参考訳:In order to ensure that the construction of a renewable energy power plant does not have a significant impact on the natural and living environment, the environmental impact assessment procedure is to study, predict, and evaluate the environmental impact in advance, and to consider environmental conservation measures, including reduction or discontinuation of the project scale, and reflect them in the project plan. The opinions of local residents, experts, and the government will be heard in the planning of the project.</p> <p>As the global warming has been seriously worsening the environment over time, we believe it is necessary to take a new approach to address this issue. We will work together with local residents to examine the plan so that this project will take into consideration both global-scale environmental conservation in the future and environmental conservation of the satoyama and satoumi in the region.)</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
6-2	<p>-People that live further from the wind turbines but are still disturbed by their appearance or noise, will not receive any financial benefit. (事業者訳:風車から離れた場所に住んでいても風車の外観や騒音により迷惑を被る人達は、金銭的な利益を受けない。)</p>	<p>地域のメリットとしては地場の産業により市町に入る固定資産税で市町のサービスが向上すること、風力発電所の維持管理業務の地元雇用の検討、風力発電設備整備のために敷設した道路を林業等の業者と共有することで里山の整備につながる、長期的に考えれば、二酸化炭素削減により、能登の里山環境の悪化を防げると考えております。その他にも地域住民の皆様のご心配事項、ご不安事項にお応えする地元貢献案を共同で検討させていただきたいと考えております。 (参考訳:Local benefits include: property taxes paid to the municipalities will improve their services; local employment for maintenance and management of the wind farm will be considered; sharing the roads that will be added for wind farm maintenance with forestry and other businesses will help maintain satoyama; and in the long run,we believe that this will help prevent environmental degradation of Noto's satoyama by reducing carbon dioxide emissions. We would also like to jointly consider other local contribution plans that address the concerns of local residents.)</p>
6-3	<p>-They are not bringing power to the local region. (事業者訳:地方に電力をもたらしているわけではない。)</p>	<p>本事業で発電した電力は、全て北陸電力送配電(株)に売電する計画としております。これにより、電力系統を通じて北陸電力様の管内にご在住の皆様のご家庭に電力を供給することとなります。 (参考訳:All electricity generated in this project is planned to be sold to Hokuriku Electric Power Transmission & Distribution Company. As a result, we will supply electricity to the homes of residents in Hokuriku Electric Power Company's service area through the power system.)</p>
7-1	<p>御社サイトよりダウンロードしたこの意見書のデータ名、「shiga-ikensyo.pdf」となっていますが、志賀は「しか」です。</p>	<p>誤記があり、大変失礼いたしました。</p>
7-2	<p>◆目的について ・なぜこの地域に設置するのか。事業目的に説得力がなく、納得できない。再生可能エネルギー導入の推進を進めている地域だからといって、風車をこれほど過剰に求めているわけではない。</p>	<p>弊社が、当地を選定した理由は、まず第一に風況が良く、次に発電した電気を送電するための送電網が整っており、受け入れ先の電力会社(北陸電力)があることによるものです。今後実際に事業ができるかどうかは各種調査を行ったうえで決定してまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>
7-3	<p>・風車一機あたり&設置予定機全体でどれくらいの電力量が見込まれ、それが、どこにどう送られていくのか、全体の流れを適正な数値を用いて明確に伝えるべき。さらに、他事業者を含めたエネルギー生成の総量を算出してほしい。地域内で必要とする以上の電力設備を、環境、健康、景観等の被害・リスクを被って負う必要も魅力もない。</p>	<p>各種調査中のため詳細の数値は現時点でお示しできかねますが、参考情報としては弊社が計画している本事業において、最大の風車を使用すると1機あたり5MWの発電量で、設備利用率が25%程度と仮定すると年間の発電量は87,600,000kWh/年となり、こちらは一般家庭の21,000世帯分の規模となります。 なお、風力発電が増えるのみではなく、再生可能エネルギーは火力、原子力発電に代わる代替エネルギーとして普及が求められているものでありますため、地域内で必要とする電気を大幅に超えて再生可能エネルギーの発電所ができることはございません。</p>
7-4	<p>・「良好な風況が見込まれる」と書いてあるが、他地域と比較して対象地域(能登全体においても)が突出して風力発電に適していると言えるのか不明である。</p>	<p>風況の詳細は現地調査中であり、確実なものではございませんが現時点までの情報では、風力発電機の立地に適していると考えられます。今後実際に事業ができるかどうかは風況以外の面においても調査を行ったうえで決定してまいります。</p>
7-5	<p>◆住民への説明について ・「地域住民に対し丁寧かつ十分な説明を行っていく」ということだが、地域の人たちにほとんど情報が届いてない状態だと思う。説明会については新聞に小さく記載されており、高齢者は読むのが困難。逆に新聞をとっていないような若い世帯は知ることがない。ウェブサイト掲載は3サイトのみ。認知されていないのではないかと。 ・事業や説明会について、広く多世代に伝達する方法(町の広報や回覧板への掲載、SNSの活用、地域内の区長への直接的な連絡など)を求める。また、住民へのヒアリングを行うなど事業者から出向く機会も設置するべきではないか。(ヒアリングについては、土地所有者や設置地区以上に範囲を広げた住民を対象)</p>	<p>方法書の縦覧及び説明会につきましては、法令に基づき新聞にて周知を行い、その他にも七尾市のHPによる公告、周辺地区へのチラシの配布なども行っておりますが、現状周知が足りていなかったというご意見を真摯に受け止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。</p>
7-6	<p>◆景観に関して ・地域ごとに多数の事業者が入り組んでいる状態を鑑みて、ある程度全体を俯瞰し、地域内でゾーニングする必要があるのではないかと。一機でもできれば景観的価値は下がる。風車の数が少なければまし、というような問題ではない。 ・フォトモンタージュは、当事業者の設置予定だけでなく、他事業者も含めた全体像を把握できるものを作成していただきたい。</p>	<p>景観への影響につきましては、今後、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。モンタージュの作成に際しては、周辺他事業者の計画に関しても可能な限り情報を収集し、モンタージュへの反映を行います。併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定でございます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
7-7	<p>◆人と自然のふれあい活動の場について</p> <p>・能登の人たちは、レジャーや観光として自然に触れ合っているのではない。四季を通じて山に入り、山菜やきのこなど山の恵みを楽しみ、暮らしに必要な道具を集め、山に触れ管理しながら、営みの一つとして山に関わっている。単に観光ルートに影響がないという他者視線は評価指標にはならないし、評価として妥当とは思えない。この点でも、事業者は地域や住民に対して理解がないといわざるをえない。</p>	<p>風力発電機に関する環境影響評価の方法について示されている「発電に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省産業保安グループ電力安全課)では、人と自然との触れ合いの活動の場とは、キャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等自然との触れ合いの活動ができる場であり、主要な人と自然との触れ合いの活動の場とは、不特定多数の者が利用している人と自然との触れ合いの場を言うとしており、日常的な利用の場は該当しないものと考えます。また、地元住民の皆様が日常的に周辺の山々に入られる際の影響に関しては、個別の各項目(騒音、振動、景観等)において影響を把握してまいります。</p>
7-8	<p>◆生態系について</p> <p>・一分野の専門家のみではなく総合的に能登の生態系や価値を把握している有識者(GIAHSの専門家など)からも意見を聞いていただきたい。能登の生態系はある分野の動物や生物が作り上げているわけではなく、山から海すべてが循環しており、そこに生きる自然生物や人間が連関して成り立っている。包括的な視点が必要。</p>	<p>動植物、生態系の調査、予測及び評価にあたっては、引き続き必要に応じて有識者の助言を受けながら実施してまいります。また、能登地域に位置する本調査地域の生態系については、地域特性である農林業と密接な里山の管理、水稻栽培等の農業に関わりの深い溜池の維持等についても考慮して、調査、予測及び評価を行い、世界農業遺産としての「能登の里山里海」との共存を図る努力をしてまいります。なお、本事業の実施による世界農業遺産(GIAHS)の認定への影響については、石川県、農水省に問合せを行ったところ、「能登の世界農業遺産への認定は能登全体を評価してとのことで、風力発電所がスポット的にできるもので評価がどうなるかは不明」とのことでしたので、今後、現地調査を行い、予測、評価を行った結果を踏まえ、共存は可能か等を認証機関のFAOに直接問い合わせを行うことなどを予定しております。</p>
7-9	<p>◆事業者・町との連携</p> <p>・専門家Cがおっしゃっているように、生態系への影響は長いスパンで見ないと関係性がわからないことが多い。他事業者と連携し、既に設置されている風車のモニタリング結果を参考に、長期的な未来予測の視点も取り入れていただきたい。</p>	<p>方法書記載の専門家Cのご意見については、事業の実施前に行う環境影響評価において予測をするだけでなく、工事の実施中や施設の供用後に事後調査を実施し、現状を把握した上で対策をとることの重要性に関するご意見と理解しております。そのため、本事業と類似の環境ですでに建設から10年以上経過している既設の風力発電所(虫ヶ峰風力発電所)の事業者と協力し、風力発電機付近においても調査を行う事で、風力発電機の設置に伴い周辺の生態系に長期的にはどのような変化を及ぼすかについても可能な限り把握し、評価を実施してまいります。</p>
7-10	<p>・エネルギー設備の設置については都市計画に係る事業でもあり、本来は町などが全体を俯瞰して舵取りすることかと思う。事業者間での連携の限界があるのであれば、全体を取りまとめる役割を行政組織に要請してもよいのではないか。(住民としても要請したい)</p>	<p>複合的、累積的な影響については環境影響評価にて評価するよう行政より指導を受けており、また事業者間での調整についても企業秘密保持の観点から情報開示に一部制限はございますが、住民の皆様を第一に考えて皆様の理解促進に努めて参ります。</p>
7-11	<p>◆長期的な視点とその責任について</p> <p>・評価指標は「設置するため」の議論の軸となっているが、たとえば5年後、10年後、20年後に起こり得るリスク、それらに対する対応方法と責任者を明確にいただきたい。経年劣化や故障などに関して「対処する」「予算を積んである」と質問の回答にあるが、たとえば10年度、20年後に故障した場合もすべて対処できると約束できるのか。極論だが全職員が入れ替わった場合、御社が倒産した場合、誰が責任を負うのか。</p>	<p>多額の投資を行う本事業において、設置するための議論だけではなく経年劣化、設置後の災害リスク等はもちろんのこと確認を行っております。こちらの評価は弊社のみならず、第三者機関からどのような災害リスクが潜んでおり、それをどのように対策しているかや運営方法、予算、予備費は適切に計上されているか、各種保険にてカバーできているかなどの確認がされているため、全社員が入れ替わったからといって事業が成り立たなくなることはございません。また、弊社は固定価格買取制度を用いた発電事業を主の生業にしておりますため、安定して発電している発電所を複数運営していることもございますし、情勢に左右される他事業のような経営不信等による倒産は考えにくいところでございます。</p>
8-1	<p>関東より移り住んで40年を富来の地で過ごしこの能登の自然風土を心より愛し暮らしていますが今、できてしまっている風力発電に加えより大きなもので囲まれてしまうことに気持ちの悪さを覚えます。又、既存の発電によって耳なりや不眠をかかえている方がいらっしゃるのにこれ以上増えることで町民の健康を害するのではないかと心配です。もっと広い人家から遠い場所で計画して欲しいと思います。</p>	<p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
8-2	先日、富来和田の水田に飛来したコウノトリを見ました。彼らの飛んでくる道すじに風車がまわることににより被害がないのか、心配です。	コウノトリを含めた、渡り鳥の七尾湾等への飛来ルートへの影響については、方法書第6章に記載しております調査方法により現状を把握し、また、行政機関の調査結果等の情報収集や専門家等の指導・助言を踏まえ、風力発電機による鳥類への影響について検討し、準備書に記載してまいります。
9-1	朱鷺の放鳥の観点から。朱鷺が本州最後に生息していたのは能登半島の輪島市であったが、70年に穴水町で捕獲され野生の朱鷺がいた新潟県佐渡島に移されました。私が小学校の頃に当稗造地区の年配の方が飛んでいる姿を見たことがあるという話を聞いたことも覚えています。となると、風吹岳周辺の山岳地帯に飛んでいたと考えるのも当然かなと思います。また、数年前に飛来した朱鷺が志賀町上熊野地区の水田で確認されたこともありますし、同じ朱鷺かどうかは分かりませんが、数日後に輪島市大屋地区でも確認されたことがありました。先の谷本石川県知事も佐渡以外での放鳥候補に名乗りを上げており、それに呼応して穴水町や七尾市も朱鷺をよぶことに意欲を燃やしています。朱鷺の飛行ルートというか、飛びかう一带に風力発電建設計画が乱立しているが、大きな障害となることは明白です。朱鷺はどれくらいの高さを日常的に飛ぶのかは今のところ分かりませんが、七尾市長は関係市町が朱鷺が住める環境を作ることが大事と発言しています。世界農業遺産としての能登半島にふさわしい朱鷺の放鳥をと皆さん熱心な誘致事業に取りかかっているとされている矢先であり、そこに大きな障害となる計画が風力発電建設事業となります。	トキを含めた、渡り鳥の七尾湾等への飛来ルートへの影響については、方法書第6章に記載しております調査方法により現状を把握し、また、情報収集や専門家等の指導・助言を踏まえ、風力発電機による鳥類への影響について検討し、準備書に記載してまいります。
9-2	白鳥の飛来の観点から。昨年あたりからでしょうか、稗造地区の貝田区の水田に白鳥の飛来が確認されています。多分邑知瀧に飛来している白鳥が飛んできているものと思われます。志賀町北吉田地区の水田へ飛来している姿は以前から見かけていますが、そこからさらに貝田地区の水田まで来ていると思われます。今後さらに稗造地区北部に向かって飛んでくることも多いに予測されます。その時に白鳥も風吹岳や虫ヶ峰の方向に風力発電の乱立が大きな障害となることが予測されます。能登半島は大陸からの渡り鳥の重要な飛行ルートと併せて考えてみれば、風力発電の乱立計画は再考された方が事業所のためにも良いと思われます。	本事業の実施による渡り鳥の七尾湾等への飛来ルートへの影響については、方法書第6章に記載しております調査方法により現状を把握し、情報収集や専門家等の指導・助言を踏まえ、風力発電機による鳥類への影響について検討し、準備書に記載してまいります。
9-3	地震の観点から能登半島では昨年から群発地震が相次いでいます。現在は珠洲市近辺に集中していますが、地震活動のはっきりした原因は分かかっていないと言われていて、地震が起きている地下で何らかの原因でひずみが高まりそのひずみを解消しようと地震が発生すると言われてます。先ごろも東北地方で地震が起きたばかりです。地震の活動期に入っていると言われて久しく、また、活断層がなくとも地震が起き被害が出ている現状を考えた時に、山の尾根伝いに風力発電を建設することは大きなリスクを背負うことになります。2016年4月の熊本地震でも電源開発(同社の子会社ジェイウインドが運営)所有の風力発電が基礎部分にひびが入る被害を受け、10基全てで発電を休止したと。そして修復不可能な1基を除き、18年12月までに9基が復帰したと報道されています。このことは既にご承知のことと思います。能登半島に限らず全国的に地震が多発している状況にあります。風力発電がどのくらいの地震に耐えられるのかは分かりませんが、風吹岳の麓の稗造地区は先の能登半島地震でも大きな被害を受けた地区であり、地滑り地帯となっています。(地区全体が避難所で避難生活を送り、地震の被害から家を解体し、引越しをした人も出ています。)よって地震のことを考慮しない計画は認められません。	事業予定地の地層状況については、方法書段階では既存資料調査(方法書p33～43に記載)を行っておりますが、地震対策につきましては風車建設位置の案が決まりましたらそこで詳細な地盤の現地調査を行い、そこに風車を建設したモデルで地震の時に倒壊しないよう地盤データや最新の地震データ、風車の構造データ、基礎の構造データを入力して解析を行い最新の耐震基準に沿った設計を行います。また、近年は予想以上、想定外をなくすために、設計の基準は地震、暴風等の大きな負荷をかけても倒壊しない強度を保つものへと厳しくなっており、これをクリアしなければ建設できないこととなっております。

No.	意見の概要	事業者の見解
10-1	志賀町ばかり多すぎる、 もっと全国的に、ちらしてほしい、	本事業は環境に悪影響を与えてまで行うべきではないと考えております。しかしながら、現状の政府計画においても2050年二酸化炭素排出実質ゼロの達成は難しいと見られている状況において、環境影響評価における調査や住民の皆さまとの対話を通じて、適切に配慮された事業は適地で実施することがよいのではないかと考えております。
10-2	あっち見ても、こっち見ても、 風車ばかりになるが メリットが全々、見えてこない	地域のメリットとしましては地場の産業により市町に入る固定資産税で市町のサービスが向上すること、風力発電所の維持管理業務の地元雇用の検討、風力発電設備整備のために敷設した道路を林業等の業者と共有することで里山の整備につながることで、長期的に考えれば、二酸化炭素削減により、能登の里山環境の悪化を防げることと考えております。 その他にも地域住民の皆様のご心配事項、ご不安事項にお応えする地元貢献案を共同で検討させていただきたいと考えております。
11-1	1.動物の陸産貝類の調査(現地調査)についておうかがいいたします。 ①調査地点が「調査地域と同様とする」とあり、他の動物群では調査地点図が示されているのですが、陸産貝類については、一見して、そのような図面が無いようです。下記②の調査手法への意見もふまえ、図面を追加すべきではないでしょうか。	陸産貝類については、他の生物種と同様の調査範囲(対象事業実施区域内及びその周辺250m)内を任意に踏査を実施して調査を実施する予定です。実際に調査を実施した範囲や踏査ルートの詳細については、準備書において、記載いたします。
11-2	②陸産貝類の現地調査の手法は「調査地域を任意に踏査し、個体の目視の他、死貝等の痕跡等により確認した種を記録する」とありますが、この手法で小型～微小な陸産貝類の生息種を網羅して記録できるでしょうか。落葉をふるって陸産貝類を探す手法がありますが、本調査においても、代表的な環境(植生区分)を選定し、そのような調査手法も試みる必要はないのでしょうか。	陸産貝類については、改変が予想される場所においては、ご指摘の調査方法も踏まえ、より詳細な調査を実施する予定です。その他の改変しない地域においては、調査範囲内を踏査し、目視及び死貝等の痕跡などによる調査を実施した上で、ご意見いただきました落葉をふるって検索するなどの手法も必要に応じて実施を検討いたします。
11-3	2. また、淡水産貝類については、底生動物調査の中に位置づけられていますが、底生動物調査の調査地点数が少ないので、淡水産貝類の生息種を網羅できるでしょうか。河川によっては、希少なインガイ類が生息が知られています。	淡水産貝類を含む水生生物の調査については、事業の実施による水質等への影響を受ける可能性があると考えられる地点を踏まえ設定しております。そのことから、本事業の環境影響評価を実施する地点としては、適切と考えております。さらに、調査実施時には現在方法書に記載している地点周辺において、任意に踏査を実施する予定です。また、今後の事業計画の詳細を踏まえ改変区域内からの濁水等による影響が懸念されるようであれば、調査地点に加えての実施を検討いたします。
11-4	3. 本事業の対象事業実施区域は他事業の対象事業実施区域と隣接または重複しております。そのため、調査区域にも重複があるのではないのでしょうか。複数の事業による現地調査の実施の結果生ずる影響(調査圧)が懸念されます。特に、希少種が生息・生育する湿地への影響があげられます。現地調査による環境への影響について、どのようにお考えでしょうか。 以上	方法書において対象事業実施区域の重複している事業については、事業地が重複しないように他事業者と調整済みであることから、同地域における複数事業者の踏査及び調査の実施による直接的な調査圧がかかる地域は少ないと考えております。 現地調査の実施に伴う調査圧については、可能な限り経験豊富な調査員が調査を行うことで、担当項目以外の動植物へも配慮すること、効率的な調査手法を実施することで、調査圧による影響を極力低減できるよう留意して実施いたします。
12-1	電力がなければ生活できないこの時代、再生可能エネルギーの開発は大切なことです。 が、安全なものと思っていた風力発電も、歯止めがないとかえって環境破戒につながってしまうのではないのでしょうか。能登の地は昔から素朴に暮らして来た人達が、海の幸、山の幸を大切に守り、手渡して来たところです 利益優先の為、山を切りくずし、海を汚し、そうして、故障など、撤去出来ない巨大なものが、林立する景観は伝えて来た能登の良さをことごとく失ってしまうことにつながってゆくのでは…と心配はできません大規模開発で地域を苦しめないでほしいです。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
13-1	①低周波等でねられないという事が絶対ないようにずっと離して下さい。	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、準備書段階において、適切に調査及び予測、評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて風力発電機の設置位置等を検討し、影響を極力低減するよう計画を進めてまいります。
13-2	②風景の貸し代を頂きます。各地域(地元)に借り代を払って下さい。	景観への影響につきましては、今後、現地調査を実施し、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定でございます。また、地域の皆様への貢献策につきましては、今後、地域住民の皆様とご相談のうえ決めさせていただきたいと考えております。
13-3	③管理道などの除草など、地元の雇用調達を	現在、地元雇用について検討しており、今後、地域の皆様にご協力いただける部分につきましては積極的にご声がけさせていただきたいと考えております。
13-4	④ガケくずれを起こさないで下さい。	土砂災害等につきましては林地造成に係る開発許可手続きの中で、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、治水能力などが低下しないような設計、濁水対策の設計を行っていくことで、ご心配されている事項が問題とならないように対応してまいります。
14-1	■1.意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)及び委託先(環境管理センター)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	いただきました意見書の内容は、弊社の判断で要約いたしません。事業者見解には全文を公開いたします。以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、それぞれに回答いたします。さらに本意見書の内容について、「順番を並び替えること」もいたしません。
14-2	■2.コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	事前段階における環境保全措置については、最新の国内の実績や有識者からの助言、また、現地調査の結果を踏まえ、多面的に検討してまいります。
14-3	■3.本事業で採用する風力発電機はカットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転するのか?仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由:コウモリ類の保全上必要な諸元のため)	カットイン風速未満であっても、遠隔操作にてピッチ制御により回転を抑えることが可能です。今後、適切な調査、予測及び評価の実施に努め、専門家のご意見を踏まえながら、実行可能な範囲で影響の低減を図ってまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
14-4	<p>■4.回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。この事実を踏まえ、事業者がコウモリ類の追加的保全措置を検討しない理由を述べて頂きたい。</p> <p>※45個体(4種、1~32個体)、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11、2017)</p> <p>※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド)青森県</p> <p>※コテンゴコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道</p> <p>※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社)青森県</p> <p>※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社)北海道</p> <p>※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第2回)」(令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「姫神ウインドパーク事業 事後調査報告書」(令和2年10月 コスモエコパワー株式会社)岩手県</p>	<p>バットストライクの発生については、当該地域の状況、環境によって一律とはいえないと考えております。環境保全措置の内容については、現地調査結果や有識者からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
14-5	<p>■5.コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。</p>	<p>最新の国内の実績や有識者からの助言、また今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
14-6	<p>■6.コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。</p> <p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010</p>	<p>コウモリ類の活動は当該地域の状況、環境によって変化するものと考えております。そのため、今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
14-7	<p>■7.フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時のみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>最新の国内の実績や有識者からの助言、また今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
14-8	<p>■8.環境保全措置の実施時期について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。 コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。</p>	<p>最新の国内の実績や有識者からの助言、また今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現状の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
14-9	<p>■9.「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。</p>	<p>「予測の不確実性」については、環境影響評価法および主務省令においても定義がなく、本事業において定義を述べるのは難しいと考えますが、今後、現地調査や予測、評価をおこない、可能な限り環境に対する影響を明らかにするとともに、予測の結果に不確実性が伴う場合は、出典等を示したうえで、可能な範囲で定義を行っていきたく考えております。</p>
14-10	<p>■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>事前段階における環境保全措置については、最新の国内の実績や有識者からの助言、また、現地調査の結果を踏まえ、多面的に検討してまいります。</p>
14-11	<p>■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>最新の知見、有識者からの助言を踏まえ、現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握致します。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
14-12	<p>■12.コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林から200m以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から200m以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コビレ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p>	<p>今後、風力発電機の設置位置につきましては、調査及び予測、評価の結果を踏まえ、専門家からの助言や詳細設計を行ったうえで、可能な限り樹林との離隔をとり、コウモリ類への影響を低減していきたいと考えております。</p>
14-13	<p>■13.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からの助言、また、現地調査結果を踏まえ、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
14-14	<p>■14.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
14-15	<p>■15.バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターを使用した調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p>	<p>音声モニタリング調査による結果は、定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。</p>
14-16	<p>■16.自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間(冬眠期を除く1年間)のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 (意見の理由)以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</p>	<p>専門家の助言を踏まえ、自動録音バットディテクター調査については、風況観測塔にフルスペクトラム方式の超音波録音機(SongMeterSM4BATなど)を設置し、コウモリ類が発する音声データを取得する方法とし、集音マイクの設置高さは風車回転域の飛翔状況を確認するため地上高約50mと回転域下方の飛翔状況を確認するため地上高約30mとし、飛翔するコウモリ類の音声録音を行う予定です。また、設置期間は冬季の降雪の影響を考慮し、2月～12月を予定し、自動録音バットディテクター調査の録音時間は、日没後～日の出までの時間帯としております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
14-17	<p>■17.自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。(意見の理由)事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細 	<p>ご意見いただきました内容につきましては、準備書への掲載を検討させていただきます。</p>
14-18	<p>■18.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めると。</p>	<p>今後、コウモリ類の調査につきましては、調査及び予測、評価を行うとともに、審査結果や意見書の内容も踏まえ、調査事項の変更や追加について検討し、その結果について専門家にご意見を頂きながらコウモリ類への影響の回避、低減を基に進めてまいります。</p>
14-19	<p>■19.月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213.NEDO,2018.</p>	<p>事後調査につきましては、今後、有識者からの助言を頂き、調査及び予測、評価を行ったうえで、事後調査が必要となった場合、その頻度については予測及び評価結果や有識者からの助言も踏まえ、検討いたします。</p>
14-20	<p>■20.コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上(もしくは週1日の調査を月4回以上)実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。 <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213.NEDO,2018.</p>	<p>バットストライク、バードストライク調査については、事後調査が必要となった場合、その頻度や時間帯については予測及び評価結果や有識者からの助言も踏まえ、検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
14-21	<p>■21.コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 (意見の理由)以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査につきましては、今後、有識者からの助言、現地調査及び予測、評価を行ったうえで、事後調査が必要となった場合、その頻度や時間帯について予測及び評価結果や有識者からの助言、ナセルへの自動録音バットディテクターの設置の可否も踏まえ、検討いたします。</p>
14-22	<p>■22.「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査を実施する場合については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(以下、発電所アクセス省令という。)」第35条のとおり、適切に手続きを行ってまいります。また、自治会をはじめとする地元住民の方々とは、今後もコミュニケーションを図りながら、ご意見をうかがっていくことを検討しており、適切に対応を行ってまいります。</p>
15-1	<p>風力発電について以下の3つのことがとても不安です。 1: 藤瀬霊水公園の水について 公園として整備される前から水を利用しています。風車が建つことにより、水量・質の低下が心配です。地下の水脈はどうなっているのか、これは誰にもわからないのではないのでしょうか。</p>	<p>地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、地下水への影響に配慮していく予定です。現地調査地点につきましては、現地踏査やヒアリング等により湧水、農業用水等の利用地点等を選定し調査を行ってまいります。調査時期につきましては、農業利用等も含めた、季節変化を把握するため、4季での調査を予定しております。</p>
15-2	<p>2: 健康被害 風車の近くの方々の話では、低周波の影響で頭痛やめまいなどがあるようです。1キロくらい離れていれば安心とか言われていますが、これも、人により違うようで、風車と一番近い住宅までの距離は充分取る必要があります。狭い日本では難しいのでは無いかと思います。</p>	<p>音の間こえ方は単に距離だけではなく、地形、風向き等他の要因によっても異なってくるものと考えられるため、今後の現地調査では、事業実施区域から近い集落等を選定して現地調査地域の音環境の特性を把握したうえで風力発電機からの騒音の予測を行い、指針値未満となるよう配置の調整を行っていく予定でございます。</p>
15-3	<p>3. 牡蠣 『森は海の恋人』を読んだことがあります。森や里山の栄養分(鉄も含まれます)が、川を下り、海に流れています。その豊かな森・里山に、大規模な工事とともに、地下深くまで基礎をうつことなどにより、中島名産の牡蠣にも影響が出るのでは無いかと心配します。</p>	<p>ご心配いただいております、牡蠣の養殖につきましては、本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響がないことを確認すること、影響がないよう適切な環境保全措置を検討することで、ひいては漁業への影響を回避できるものと考えます。従いまして、事業地周辺の水質についても、影響があった場合に最も影響が起きる可能性があると考えられる、七尾湾に注ぎ込む河川の上流地点で調査予測を行います。事業地からの影響が最大となる地点で予測を行い、そこよりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定です。</p>
15-4	<p>さて、最後に藤瀬の霊水について、二言。 ・母はずっと中島の霊水を飲み続けております。今日、米寿の誕生日を迎えたのですが、「これまで元気におられるのは霊水のおかげ」と言っております。 ・以前、夫の実家から散歩がてら、霊水を汲みに行きました。霊水公園で水を汲む方々は遠くからも来ておられます。帰り道の分のペットボトル1本の水しか汲まない私に「それだけでいいの?」と言われました。 「住んでいるのは別の場所だけど、近くに嫁に来たことになっているので、これだけでいいのです」と答えました。 「いいところに嫁に来たね」 「なにもありませんけどね」 「この水があることが一番だよ」 とのことでした。この水がいつまでもありますように願っています。</p>	<p>地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、地下水への影響に配慮していく予定です。現地調査地点につきましては、現地踏査やヒアリング等により湧水、農業用水等の利用地点等を選定し調査を行ってまいります。調査時期につきましては、農業利用等も含めた、季節変化を把握するため、4季での調査を予定しております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
16-1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。	今後、コウモリ類について現地調査を実施し、生息状況や専門家からの助言も踏まえ、適切に影響を予測及び評価を実施してまいります。
16-2	このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	いただきましたご意見は要約せず、全文を掲載いたしました。
16-3	1.方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	今後も調査及び予測、評価の各段階において、専門家からご意見を頂きたいと考えております。
16-4	2.「バットディテクター確認調査(任意踏査)」で使用するバットディテクターの機種と方式を具体的に記載すること。	バットディテクター調査で使用する機種及び方式については、準備書において、詳細の記載を検討してまいります。
16-5	3.コウモリ類の捕獲調査も植生や地象が考慮された小型哺乳類捕獲地点と同数か水田雑草群落(H6)を除いた7地点程度で実施するべきである。	コウモリ類の捕獲調査地点については、現地の状況を踏まえ調査地点の追加を検討させていただきます。
16-6	4.音声データはすべて録音保管すること。	バットディテクター調査により録音された音声につきましては、すべて録音保管を行ってまいります。
16-7	5.生態系における典型性として「空中採餌する生物群集(コウモリ類、ツバメ類など)」の「飛翔状況調査」の手法を具体的に記載すること。	方法書の作成にあたり、空中生態系の調査方法については専門家ヒアリングを行い「樹冠上空の生態系については、学術的にもまだ良くわかっていないことが多いため、調査してデータ蓄積していくのが良い」とのご助言をいただいております。今後データの蓄積を行いながら、専門家の意見や最新の知見を基に、具体的な調査方法を検討してまいります。
16-8	6.生態系における典型性として「空中採餌する生物群集(コウモリ類、ツバメ類など)」の「餌資源量調査」を対象に手法が記載されているが、記載された手法ではとても現実を把握することはできない。たとえば使用する長竿の長さは10m程度であるのか。それではコウモリ類、ツバメ類の飛翔高度が網羅できているとは全く考えられない。	方法書の作成にあたり、空中生態系の調査方法については専門家ヒアリングを行い「樹冠上空の生態系については、学術的にもまだ良くわかっていないことが多いため、調査してデータ蓄積していくのが良い」とのご助言をいただいております。今後データの蓄積を行いながら、専門家の意見や最新の知見を基に、具体的な調査方法を検討してまいります。
16-9	7.さらに他地域の既設風力発電所においてライトトラップを実施することはコウモリ類が誘引されてバットストライクが起こるのではないのか。	既設風力発電所である虫ヶ峰風力発電所内でのライトトラップによる調査は、既設風力発電機によるバットストライクが起こらないよう、既存風力発電機と距離を置くことやライトの照射方向などに留意して調査を行ってまいります。調査方法の詳細については、最新の国内の実績や専門家や有識者からの助言を踏まえて、準備書にてお示しさせていただきます。
16-10	8.またその既設風力発電施設は御社が建替えとして環境影響評価を実施する「(仮称)虫ヶ峰風力発電事業」の場所であり環境影響評価中にこのような調査を実施することに問題は無いのか。	調査方法や時期の詳細については、最新の国内の実績や有識者からの助言を踏まえて、準備書にてお示しさせていただきます。現在、環境影響評価を実施している「(仮称)虫ヶ峰風力発電事業」に関する環境影響調査に関しては、ご指摘のとおり、事業者が同じですので、調査時期や方法については、両事業間での調整は可能と考えております。
16-11	9.そして風力発電機設置予定地が3地点しかなく、周辺3地点、既設(区域外)3地点で実施する妥当性が不明である。これは調査地点1および3は林内であり、ライトトラップによる調査では高高度の昆虫は誘引できず、結果として「風力発電機設置予定地における空中の生物群集が多地点に比べて少ないことから影響は軽微である」と記述するための恣意的に選択された調査手法と察する。	方法書の作成にあたり、空中生態系の評価方法については専門家ヒアリングを行い「樹冠上空の生態系については、学術的にもまだ良くわかっていないことが多いため、調査してデータ蓄積していくのが良い」とのご助言をいただいております。今後データの蓄積を行いながら、専門家の意見や最新の知見を基に、具体的な評価方法を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
16-12	10.生態系における典型性として実施予定の「空中採餌する生物群集」のうちコウモリ類の手法についてはコウモリ類の専門家に指導を仰ぎ、客観的な調査設計に基づいた予測評価を実施するための手法を記載すること。	空中採餌する生物群集(コウモリ類、ツバメ類など)の手法については、方法書作成段階において、コウモリ類の専門家にヒアリングを行っております。今後も、調査及び予測、評価の各段階において、専門家からご意見を頂き適切な環境影響評価に努めてまいります。
16-13	11. 今後は事業者および委託事業者の独断による影響評価を進めることなく、各段階の事前または事後にコウモリ類の環境影響評価に詳しい専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類の飛翔状況を把握するための確実な調査手法を検討し、さらにコウモリ類の生態調査に十分な経験と知識を持った委託事業者等による適切な調査、予測評価、保全措置、事後調査を行う必要があるだろう。以上	環境影響評価の各段階においては、所管官庁である経済産業省や関係行政である石川県、七尾市及び志賀町にご意見やご指摘を頂いております。また、コウモリ類の専門家からもご意見をいただいております。今後の手続きにおいても、引き続き、上記の関係各所及び専門家のご意見を伺いながら、適切に調査及び予測評価を行ってまいります。事業者や委託事業者が独断で環境影響評価を進めることはございません。
17-1	風力発電を増やすことにより、本当にCO2削減、そして火力や原子力発電は減るのでしょうか？ 北海道電力によると「風力の増減に合わせて火力を調整することで逆に燃料が多くいる」と言っています。	国際エネルギー機関の調査によると「従来型電源(火力発電等)の出力制御の増加によるCO2の排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ小さい。」という研究結果が報告されております。今後は蓄電技術の発達、各種再生可能エネルギーの発電予測などの技術を高めていき、火力発電や原子力発電に変わる主力の電源として発展させて行く必要があると考えております。
17-2	そんな風車を建てるために、沢山の木を切り倒し、深い穴をいくつも掘り山を自然を破壊してもよいのでしょうか... 地盤が緩み土砂災害の恐れも多くなります。 風車の近くに住む人たちからは低周波騒音により頭痛やめまい、睡眠障害などの声があがっていますが今後このような事態が起きた時は補償をしていただけませんか？一度壊した自然はもう元にはもどりません。どうか計画を見直し中止をお願いいたします。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きを通して地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取し事業の計画をしております。また、土砂災害等につきましては林地造成に係る開発許可手続きの中で、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、治水能力などが低下しないような設計、濁水対策の設計を行っていくことで、ご心配されている事項が問題とならないよう対応してまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。また、本事業につきましては弊社が責任をもって工事、保守管理を行うため、本事業に起因する土砂災害や健康被害等につきましては補償をさせていただきます。
18-1	水源の影響が心配です！！	ご心配いただいております、風力発電機の設置に伴う水源(地下水及び河川流水)への影響について、地下水につきましては、今後、利用状況及び位置を把握し、水利用されている井戸等において調査を行う予定です。また、河川流水の水質については、河川流域の下流地点で調査を実施し、その結果を踏まえ事業の実施にともなう影響について予測、評価を行ってまいります。なお、調査及び予測、評価の結果につきましては準備書にてお示しさせていただくとともに、方法書同様に説明会にてご説明させていただきます。
18-2	落雷が多い地域に巨大な風車を何ヶも建てたら雷を呼び込むことになるのでは！？	風車を建設することにより、雷が発生する積乱雲の発生が増加するといったことはないと考えております。また、風車への落雷につきましては風車事故が起こるにつれて規制が厳しくなることから風車の性能が上がり、避雷針や羽の先端で電気を受けて地中に逃がす設計となっていること、落雷による被害を抑えるために気象予測サービスなどを活用し事前に風車を停止させることで皆様にご迷惑をおかけする事故が起こるリスクは限りなく低いものと考えております。

No.	意見の概要	事業者の見解
19-1	自然保護と景観、健康を守るという観点から風力発電事業計画に反対します。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。</p> <p>地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討しております。</p>
19-2	方法書には、風力発電事業計画地に生息する多様な生き物や植物のこについて詳細に記されていましたが、風力発電の建設により、それらの生息域や生物多様性への影響は免れないと思います。また、自然景観を守るという点からも反対します。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。</p> <p>地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討しております。</p>
19-3	事業計画地や周辺地域は、いしかわ景観総合条例による景観保護エリア、景観形成重要エリアに指定されています。新たな景観形成には環境アセスメントが必要とのことですが、景観環境評価にあたり、市町や地域住民と十分な協議を行うようにと県の注意事項にあります。事業計画の周辺地域だけではなく、市町となると計画地の市・町の全域を含むこととなりますが、対象となる市町の住民のなかには、まったく計画を知らないという人もいます。協議とは、単に集まって説明することではなく、納得がいくまで相談し、相談の結果合意して結論を出す、という意味合いの言葉です。十分な説明と合意が行われていないまま進んでいる計画に、中止を求めます。	<p>景観への影響につきましては、今後、フォトモニタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。また、モニタージュの作成に際しては、周辺他事業者の計画に関しても可能な限り情報を収集し、モニタージュへの反映を行います。併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議を行ってまいります。</p> <p>国の指針で国際的な立ち遅れに対応して手続きの簡略化することも可能ですが、事業者としましては、地域住民の皆様のご理解を得ることが重要と考えておりますので可能な限り、説明会を行い、地域の皆様への事業計画、環境保全の取り組み等についてご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
19-4	また、能登半島は世界農業遺産の指定となっています。里山里海を守るために、景観と生物多様性は重要です。能登の里山里海の景観に、風力発電は全くそぐわないです。世界農業遺産創設の背景には、近代農業の行き過ぎた生産性への偏重が、世界各地で森林破壊や水質汚染などの環境問題を引き起こし、さらには地域固有の文化や景観、生物多様性などの消失を招いてきたことが挙げられるとのこと、巨大な風力発電の乱立は、森林破壊やこの地域固有の景観や生物多様性への影響を及ぼす可能性があります。世界農業遺産や里山里海を守るということは、経済重視でどんどん自然開発をすすめていくという高度成長期の考え方ではなく、自然を守り共存していくということに価値を転換していくことだと思います。メガ風力発電の建設はそれに水を差すのではないですか。事業計画地は、羽咋から輪島まで続く峨山道という宗教・歴史遺産が通る場所です。その意味でも、景観を守るため、計画の白紙撤回を求めます。	<p>「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「優れた里山景観：日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」（輪島市）をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや白壁・黒瓦の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣（まがき）と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。」とありますが、本事業地にはこのような景観資源は分布していないと考えますので、本事業の実施に伴い認定で評価された景観資源に直接的な影響を及ぼすことはないと考えております。一方、各眺望地点からの眺望については、認定で評価された景観を眺望できる地点からの眺望への影響を考慮し、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価を行う他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定でございます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
19-5	また、風力発電による健康被害が心配です。方法書にもあるとおり、事業計画地周囲には多数の住居があります。最短距離が600メートルとのことで、大変驚きました。健康被害について、他地域でも複数報告されていますが、風力発電から離れることで愁訴が消失するのであれば、明らかに因果関係ありと言えるのではないですか。睡眠障害、耳鳴り、めまい、頭痛などの不定愁訴が日常的に起こるようになると、QOLの低下につながります。高齢者にとって不快な耳症状は認知機能の低下にもつながりかねないと昨今言われておりますし、不眠症状や不定愁訴の継続により健康寿命にも影響します。	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。
19-6	また、数年にわたる建設中における騒音や振動、建設後の影響を不安に思いながら過ごすことも大きなストレスになるかもしれません。もし、御社や、皆さまご家族のお住まいから、この計画と同様の距離に同様の大きさの風車が同様の数、設置されるとしたらどうでしょうか。田舎の人の少ない土地なら、良いのですか？	風力発電機の建設に関する工事及び建設後となる供用後の騒音の影響については、環境影響評価の対象となります。そのため、今後適切に調査及び予測、評価を行ってまいります。また、風力発電所の設置場所に関しましては、初期段階では風の状況等を踏まえ選定しておりますが、生活環境等につきましても環境影響評価の中で、調査、予測及び評価を行い検討してまいります。
19-7	能登には他の複数の会社の風力発電事業計画があります。その数170機以上と聞きます。累積的な影響を考慮して、方法書には計画変更の記載がありますが、その変更数値も〇〇～〇〇という曖昧な数値であることから、その影響は未知数であると認めておられるのと変わりません。	対象事業周辺の他事業との騒音、低周波音、景観等に対する累積的な環境影響について、可能な限り予測及び評価を行い、影響の低減に努めてまいりたいと考えております。なお、ご意見をいただいております「変更数値」とは、風力発電機の単機出力についてと拝察いたしますが、こちらは周辺他事業との累積的な影響を考慮して変更するものではなく、今後の詳細設計において決定していく予定です。より詳細な風力発電機の仕様につきましては準備書にてお示しさせていただくとともに、方法書同様に説明会にてご説明させていただきます。
19-8	能登の大切な自然環境を壊すことになりかねない風力発電計画の中止を求めます。	貴重なご意見ありがとうございます。再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
20-1	1山の尾根に風力発電の取り付け道路を造成することになると思いますが、近年予測をはるかに超える大雨が降っています。当地区の山から出る沢水は全て富来川にそそぐこととなります。この富来川の水は、全てとって良いほど稗造地区の水田用水としてつかわれてきています。これが大雨により山崩れと土砂崩れを起こし、地区の大小河川を埋めることになったり、土砂が水田に入り大きな災害となることは予測されます。60年ほど前に、当地区でも大災害を経験していますので、急斜面に道路をつけることにより、土砂崩れの心配が絶えません。	風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないよう設計段階で検討する予定でございます。
20-2	2騒音被害について 町内での風力発電が立地している地区も含めて、騒音公害についてよく聞きます。騒音と低周波については個人差もありますが、影響ないと説明を受けても、これは実際経験してみないとわからない面もあります。また、これまでは夏のセミと秋の虫の鳴く声くらいで、それも深夜には無音です。当地区ではそのような環境で60年以上生活してきた方ばかりですので、夜の騒音と日中野良作業中の騒音が心配です。また、騒音で外仕事がいやになるという話も聞いています。立地地点のおかれた自然環境の違いもありますが、これまで同様に穏やかな静穏の日々を送れるのか大変心配です。	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。

No.	意見の概要	事業者の見解
20-3	3風力発電の支柱などほどの程度の面積を有し、どのような工法で建設されるのでしょうか。また、コンクリートで必要な面積は固めることになるとは思いますが、生コン町内企業からの調達でしょうか。町内企業からの調達となると、取り付け道路もそれなりの強度が必要でしようし、また周囲に与える影響も大きいと思いがたがでしようか。	一般的に、風力発電機の支柱は鋼製構造物ですが、基礎はコンクリート製となります。面積に関しましては風車の大きさ、地盤の強さにもよりますが、おおよそ径16～18m程度の八角形です。生コンは近隣工場から調達することと想定しております。したがって、ご指摘のとおり、生コン車の通行に支障のない取り付け道路を設置する計画としております。また、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音などの影響については、環境影響評価にて実施し、準備書において調査結果をご説明する予定です。
20-4	4当地区も含めて、能登半島一帯は世界農業遺産に選定されています。富来川上流、和田、今田地区ではアユの「そだ漁」という伝統漁法も残っています。この漁も河川の汚染は致命的な打撃となります。また、鮭の遡上もみられる富来川です。1の項でも指摘していますが、近年の大雨はこれまで経験したことのない雨量となっており、「想定外」の雨量という言葉は許されないのが現状です。	漁業等への影響につきましては、本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響を予測し、適切な環境保全措置を検討することで、下流の海域における漁業等への影響を回避できるものと考えております。従いまして、事業地の流域にあたる河川の水质については、影響があった場合に最も影響が大きくなる可能性があると考えられる河川の上流地点を調査地点に選定し、今後現地調査を予測を行ってまいります。事業地からの影響が最も大きくなる可能性がある地点で予測を行い、その地点よりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定であり、漁業への影響を軽視していることはございません。なお、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。
20-5	総合的に判断すれば、事業所にとって利益でも、地区にとっては大きな損益となることは明白です。	地域のメリットとしましては地場の産業により市町に入る固定資産税で市町のサービスが向上すること、風力発電所の維持管理業務の地元雇用の検討、風力発電設備整備のために敷設した道路を林業等の業者と共有することで里山の整備につながることで、長期的に考えれば、二酸化炭素削減により、能登の里山環境の悪化を防げることと思っております。その他にも地域住民の皆様のご心配事項、ご不安事項にお応えする地元貢献案を共同で検討させていただきたいと考えております。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
21-1	1既に風力発電が建設されている個所の皆様のご意見を伺うと「夜中に騒音がして眠れない」「日中外で作業していても風車の回る音がうるさくて我慢できない、仕事にならない」といった意見を聞きました。普段は夜となると全く音のしないと地区に住んでいるだけに騒音がまず心配です。	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。
21-2	2山の尾根に沿って、風をよく受ける個所に風車を設置することになるとは思いますが、当地区においては、尾根が広く建設場所にふさわしい個所はないように思っています。大規模な造成をして、平地に成らすことが必要かと思っております。最近はこのまでの予測を超えた雨量が短期間に集中豪雨となって降る現象が毎年日本各地で見られます。山の広範囲にわたって土砂崩れや土石流が予測されます。ふもとには水田が広がりまた、富来川の上流でもありますので、大規模災害につながるものが心配です。環境の大きな変化をもたらす開発には大きな疑問があり、容認できるものではありません。	貴重なご意見ありがとうございます。再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。また、風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないよう設計段階で検討する予定です。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
21-3	3景観的にも、山に乱立する風力発電は、能登の里山にはふさわしいとはいえ、世界農業遺産と相いれるものではありません。	「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「優れた里山景観：日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」（輪島市）をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや白壁・黒瓦の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣（まがき）と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。」とありますが、本事業地にはこのような景観資源は分布していないと考えますので、本事業の実施に伴い認定で評価された景観資源に直接的な影響を及ぼすことはないと考えております。一方、各眺望地点からの眺望については、認定で評価された景観を眺望できる地点からの眺望への影響を考慮し、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価を行う他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定でございます。
22-1	風車を建てることによって、巻き込まれた鳥（渡り鳥など）が死んだり、建てた地域に住む動物が死なないか、調べてください。	風力発電機の設置に伴う鳥類及びコウモリ類への風車の衝突等（バードストライク及びバットストライク）や対象事業実施区域及び周辺の動植物への影響については、今後、調査及び予測、評価を行ってまいります。また、各段階の結果について、専門家からご意見を頂く予定としております。
22-2	死ななくても、風車によって山から下りてきた動物が、自然栽培などを行っている農家の畑を荒らしたりしないか調べてください。自然栽培は、二酸化炭素の300倍の温室効果を持つと言われている肥料（亜酸化窒素）を使わない農法で、その取り組みは全国で自然栽培を目指す人々に大きな影響を与えています。温室効果削減のために二酸化炭素を排出しない風車を建てても、自然栽培をその土地ですることが出来なくなってしまうと、意味がありません。	ご心配いただいております。風力発電機の設置と動植物による田畑への被害については、環境影響評価の中では「被害」としては扱いませんが、動物調査の中で「害獣」とされるイノシシ、シカ類等を含む動物の生息環境、餌資源の変化などを踏まえて予測評価を行い、必要に応じて専門家からご意見を頂きながら影響の緩和に努めてまいります。なお、調査及び予測、評価の結果につきましては準備書にてお示しさせていただくとともに、方法書同様に説明会にてご説明させていただきます。被害に対する対策につきましては前述の通り因果関係を確認することが難しいため、地域住民の皆様、行政と協議の上、風車による影響の有無に関係なく、既にある問題の解決を弊社が協力するという立ち位置で対策を検討させていただきたいと考えております。
22-3	また建てる地域の森林の伐採によって、土砂崩れや川の氾濫が起きたり、牡蠣の養殖に影響がないかも調べてください。	風力発電機の設置に伴う土砂崩れや川の氾濫等の自然災害につきましては、今後の調査結果を踏まえた詳細な設計を行い、適切に対応していく予定です。また、牡蠣の養殖への影響につきましては、本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響がないことを確認すること、影響がないよう適切な環境保全措置を検討することで、ひいては漁業への影響を回避できるものと考えます。従いまして、事業地周辺の水質についても、影響があった場合に最も影響が起きる可能性があると考えられる、七尾湾に注ぎ込む河川の上流地点で調査予測を行います。事業地からの影響が最大となる地点で予測を行い、そこよりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定です。
23-1	このたびの計画の実施区域や界限には「自然栽培」に取り組まれている農家の方々がいらっしゃいます。自然栽培は肥料（亜酸化窒素は二酸化炭素の300倍の温室効果を持つ）を使用しない農法で、その方々の取り組みや存在は自然栽培を目指す人々に大きな影響を与え、脱炭素社会へ向けても大きく貢献されています。もし実施区域の風力発電事業により、実施区域や境界の水脈や風の通り道、野生動物の行動など生態系に変化が起きた場合、この地域の自然栽培の環境に悪影響が出るだけでなく、この地域をモデルに自然栽培に取り組まれている方々などに、大きな影響を与えられそうです。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
23-2	<p>また、実施区域は「藤瀬の霊水」に代表されるように、豊富な湧水で有名な水脈が張り巡らされた地域であり、風力発電機の建設や資材の運搬のため森林が伐採されることにより、山の保水力が低下したり水脈が断絶され土砂崩れや河川氾濫の引き金となったり、ひいては七尾西湾に流れ込む里山の養分に影響を与え、牡蛎の養殖にも悪影響を与えることが懸念されています。</p> <p>以上「実施区域や境界の自然栽培に悪影響を与えることがないか」「河川や牡蛎の養殖に悪影響を与えることがないか」も調査対象に加えてください。</p> <p>また、影響がある場合「実施区域の変更や基数の削減」もご検討ください。</p>	<p>風力発電機の設置に伴う土砂崩れや川の氾濫等の自然災害につきましては、今後の調査結果を踏まえた詳細な設計を行い、適切に対応していく予定です。また、牡蠣の養殖につきましては、本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響がないことを確認すること、影響がないよう適切な環境保全措置を検討することで、ひいては漁業への影響を回避できるものと考えます。従いまして、事業地周辺の水質についても、影響があった場合に最も影響が起きる可能性があると考えられる、七尾湾に注ぎ込む河川の上流地点で調査予測を行います。事業地からの影響が最大となる地点で予測を行い、そこよりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定であり、漁業への影響を軽視していることはございません。</p> <p>上記のとおり、既存の動植物及び水質、水象(濁水)の影響による周辺への影響を調査及び予測、評価を行い、影響の低減に努めてまいります。</p>
24-1	<p>近年日本各地で記録的な豪雨による土砂災害や河川の氾濫が数多くなりました。北陸におきましても例外ではありません。</p> <p>そこで今回のような計画で山をけずるなどの工事をしていく場合更に土砂災害のリスクが高まるため、地域住民ともう一度、しっかりと意見交換の場をもうけて、話し合うべきではないかと思えます。</p>	<p>造成による影響を懸念されていることかと思いますが、林地での造成工事には開発許可が必要であり、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、治水能力などが低下しないような設計、濁水対策の設計を行いますのでご心配されている事項が問題とならないようにいたします。</p>
25-1	<p>今回の風力発電施設建設にあたり、周辺に住む友人がひどく心配しています。</p> <p>土砂災害の心配、景観悪化の心配、水質・水源汚染の心配、農業・漁業への影響の心配、騒音への心配、健康被害への心配...あげたらきりがありません。</p> <p>周囲に住む住民をこんなに心配させる計画には反対です。</p> <p>みんながこれからもずっと安心して幸せに暮らせる街にしてください。</p>	<p>ご心配されております、景観、水質、騒音への影響等につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>
26-1	<p>低周波音・超低周波音・騒音問題に対する対応改善と風車と民家の距離を2キロ以上にするよう求めます</p>	<p>音の聞こえ方は単に距離だけではなく、地形、風向き等他の要因によっても異なってくるものと考えられるため、今後の現地調査では、事業実施区域から近い集落等を選定して現地調査地域の音環境の特性を把握したうえで風力発電機からの騒音の予測を行い、指針値未満となるよう配置の調整を行っていく予定でございます。</p>
26-2	<p>説明会資料33ページ、34ページの「よくあるご質問 低周波音・騒音について」の内容を読み、自分と家族、将来の子供たちへの生活環境と健康が保証されないのではないかと強い不安をいただきました。</p> <p>33ページの内容は、環境省水・大気環境局長発信の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」だと思えますが、そもそもこの指針は、発電施設の設置事業者及び運用事業者のために策定されたもので、地域住民の生活環境を保全し、住民の健康を保護するための指針とは違っています。この策定目的の違いについても同指針に記載されています。</p> <p>風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音による健康被害については、人によって異なること、因果関係の立証が難しいこと等で、指針には「風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、明確な関連を示す知見は確認できない。」とありますが、実際にこれまで多くの風力発電施設の地域住民が健康被害に苦しんでいることは事実です。環境省の調査は、数秒から100秒程度の短時間に限定されており、24時間で数年間という長期のものではありません。実際、環境省は、「低周波音問題対応の手引書」を作成しているくらいです。環境影響評価の参考項目から除外されている超低周波音についても、まったく被害がないとは言いきれません。科学者の間でも意見が一致していないだけで、指針の反論も登場しています。このような騒音問題を軽視するような態度では、もし健康被害が起こっても対処しないと宣言されているようで、とても安心して暮らせません。</p>	<p>説明会では、環境省の資料を用い、影響がないことを説明したのではなく、アノイアンス「わずらわしさ」という影響があり、これは、低周波音よりも可聴域の騒音によるところであるため、騒音についても調査を行うことを、わかりやすく説明する意でございましたが、かえって誤解を招いてしまったものと思えます。低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、超低周波音域(0-20Hz)については、省令において影響が小さい項目として除外されたため、本事業の方法書では、主に低周波音域の可聴音(20-100Hz,周波数特性:平坦)について1/3オクターブバンド音圧レベルを調査項目として記載いたしておりますが、参考にG特性音圧レベルも測定を行ってまいります。</p> <p>なお、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
26-3	<p>また、34ページの「環境省からは風力発電機から約400mまでの距離にある民家において苦情が多く発生しているという調査結果」とありますが、これはどこに記載されているのか疑問です。環境省が調べた「日本における風車騒音苦情と風車と民家の距離」では、約1500m～2000m以上では風車音は問題ないという見解です。「風車設置予定範囲の尾根から風車と住居との距離は約600m～1km」という距離は、環境省が問題ないという距離よりはるかに近接しており、騒音が想定される距離です。</p> <p>方法書中の配慮書に対する石川県知事の「騒音、超低周波音に対する配慮がひつような住居等に対しては、風力発電施設から十分な距離を確保するなど関係市町と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること」とあります。地域住民としては、切にこれを願います。</p> <p>これに対し、事業者の意見として「現地調査及び予測、評価結果を受けて」とあり、その調査方法について、県知事は「騒音・超低周波音、振動に関する調査及び予測地点は～中略～地形等による影響を正確に反映できるよう専門家の助言を得ること」としていますが、「環境騒音に係る有資格者が代表地点を選定いたしました」とあり、事業者さんに都合の良い担当が行うよう記載されており、データがよいように操作されるのではと疑いを持ちました。</p> <p>どうか、私たち地域住民の不安解消を図って下さいませよう、中立的な研究者や専門家を交えた超低周波音・低周波音の影響調査や十分な説明会の開催を望みます。</p> <p>もし、これらが聞き入れられないようでしたら、建設に反対します。</p>	<p>ご指摘の「風力発電機から約400mまでの距離にある民家において苦情が多く発生しているという調査結果」につきましては、「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」(平成22年10月、環境省環境省水・大気環境局大気生活環境室)において、苦情等が継続して発生している25施設において、苦情等を寄せている者のうち、風力発電施設から最も近い住宅までの距離は「300m以上400m未満」が8箇所と最も多く、次いで「200m以上300m未満」、「500m以上600m未満」、「700m以上800m未満」がそれぞれ4箇所との記載があることから、200m以上～400m未満までの距離において苦情が多く発生しているのご説明を致しました。民家と風力発電機との間で必要な離隔距離につきましては、音の聞こえ方は単に距離だけではなく、地形、風向き等他の要因によっても異なってくるものと考えられるため、今後の現地調査では、事業実施区域から近い集落等を選定して現地調査地域の音環境の特性を把握したうえで風力発電機からの騒音の予測を行い、指針値未満となるよう配置の調整を行っていく予定でございます。</p> <p>また、調査につきましては、技術者が中立的な立場で行います。数十年のキャリアのある、計量証明事業登録を行っている会社に公正な調査を委託する予定です。決して、事業者さんに都合の良い担当が行うものではございません。</p> <p>なお、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>
27-1	<p>私は、環境省から委嘱された自然公園指導員です。主に越前加賀海岸国定公園を活動場所として利用者の道徳啓発や公園美化、整備管理について意見を言っています。</p> <p>能登半島は、風光明媚。自然豊かで国や県指定の文化財や景勝地が多数あり、一部は能登半島国定公園にも指定されています。また、縄文・真脇遺跡に代表されるように歴史遺跡が多くあります。能登キリコ、輪島塗などの伝統文化もあり「能登はやさしや土までも」という慣用語があるほど日本の原風景が広がる地域です。</p> <p>県も能登を「観光立国」と考え、「のと里山海道」、「能越自動車道」、「能登空港」、「奥能登縦貫道」を整備し、生活道路の役割だけでなく観光客も利用しやすくしています。2011年6月「能登の里山里海」は世界農業遺産に登録され、観光地として有名な「白米の千枚田」、「江戸時代から続く揚げ浜塩田」などがあります。他に県は「石川自然百景」「石川自然百景巡る道」を制定し観光に力を入れています。これらは北陸新幹線開業とともに「能登観光ブーム」が到来し近年ではインバウンド客のみならず自然豊かな能登に移住して事業を興す人も増えています。</p> <p>能登を訪れる観光客はノスタルジーを感じて訪れるのであり、そこに能登の文化、景観にふさわしくない風力発電施設の林立はせっかく盛り上がった観光客や移住者の入り込み減少の要因になりかねません。</p> <p>特に景勝地や能登文化にいざなう「玄関アプローチ」である「のと里山海道」、「能越自動車道」、「能登空港」、「奥能登縦貫道」から見える景観に風車が見えるようでは興ざめです。</p> <p>風力発電施設建設の際は景観を重視し、移動や基数減少を視野に入れて準備書を作成する必要があります。</p> <p>以下に貴事業所の方法書について私のわかる範囲内で意見を述べます。</p>	<p>各眺望地点からの眺望については、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価を行う他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定でございます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
27-2	(1)「配意書」提出の際の「知事意見」を方法書に反映されていません ・知事意見の「事業実施想定区域周辺の他事業者による計画中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元及び環境影響の結果並びに苦情の状況等の情報入手に努め、当該事業による影響を適切に調査、予測、評価すること。また、事業実施区域の一部が他事業者による事業計画と重複していることから当該事業者間において、事業計画に係る協議・調整を行った上で、風力発電設置位置等事業計画について検討を行うこと。」については「現在運転中である既設の風力発電事業者とは、保有する風力発電所を撤去して新規に風力発電所を建設する初期調査を行うことで同意を得ております。今後も既設の風力発電事業者と協議調整を行いながら風力発電位置等事業計画の検討を行ってまいります。」となっていますが、既設の風力発電事業は既に準備書も作成されているはずで、他事業者と話し合い、準備書縦覧や稼働後の影響調査などから貴事業所の基数減少や廃止等を行い準備書作成を行ってください。	本事業と周辺で稼働中又は環境影響評価手続中の他の事業者の風力発電所による累積的な影響については、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討してまいります。また、既存風力発電所につきましては、環境影響評価法の特定対象事業となる前に建設されたものであり、準備書はございませんので、建設時の資料等を参考としてまいります。
27-3	(2)調査・予測・評価の項目について ・「土壌及び地盤の状況」では近年能登は豪雪や極地豪雨災害が多発しています。施設整備地や資材搬入道路整備の際には土砂災害ハザードマップ等を精査し、土砂災害が起きないように十分な配慮が必要です。	風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないように設計段階で検討する予定でございます。
27-4	・動物に係る調査では、動物全般(哺乳類、鳥類、両生類等)について調査をする場合天候や調査時刻及び調査回数の配慮をお願いします。また、既設の風力発電所の準備書と照らし合わせ考察し、移動や基数減少を考える必要があります。	方法書における動植物等の調査時期、調査回数等につきましては、各種マニュアル、手引きや事例、専門家の意見等を踏まえ設定しておりますが、今後の調査に当たっては、必要に応じて専門家にアドバイスをいただきながら実施してまいります。 本事業地に隣接する既設の風力発電所は環境影響評価法令に係る準備書はないため比較はできませんが、現在、近隣で計画のある事業との複合影響については、他事業の進捗等も踏まえ可能な限り検討してまいります。
27-5	・動物に係る調査の哺乳類調査では、全体としては問題はありませんが付け加えとしてフィールドサイン調査回数は多ければ多いほど良いです。特に繁殖期は月3回の調査が必要です。貴社は自動カメラ(センサーカメラ)調査も行うことになっていますが自動カメラによる周年調査を提案します。私はモニタリング1000哺乳類調査をしています但与えられたセンサーカメラのSDカードを30GBに代え10secセンサービデオ撮影にして1か月毎に回収して通年観察、記録しています。写った動物の種類同定がしやすく、同時に声も確認でき、近くにいる野鳥や昆虫の鳴き声も確認でき他の調査の補助ともなります。バッテリーを大容量に交換すればフィールドサイン調査と同時にセンサーカメラのバッテリー及びSDカードを交換すると周年調査も可能となります。	調査時期、調査回数等については専門家の意見等を踏まえ設定しており、今後の方法書への意見も踏まえ実施してまいります。 なお、自動撮影につきましては、通年設置を予定しております。
27-6	・動物に係る調査の鳥類調査では、調査精度を上げるために繁殖期に月3回以上の調査が必要です。夜間音調査(春季、夏季)となっていますがICレコーダーを使用して24時間録音にすれば繁殖期は囀り、他は地鳴きで識別でき、哺乳類調査と同様鳥類センサスと同時にレコーダー回収をすれば補助資料として使用できると思います。	方法書に記載しましたとおり、専門家の意見を勘案し、人による確認状況(頻度や繁殖状況)を踏まえ、ボイスレコーダーによる録音調査、人が踏査できない場所での録音調査を予定しており、これにより補正していく予定でございます。
27-7	・動物に係る調査の渡り鳥調査では、定点調査行うとなっておりますが渡りは天候に左右されることが多く渡りシーズンに月3回以上の調査が必要です。また能登半島は大陸から長距離を渡ってくる野鳥の一時休息地となっています。その地の利を生かし昔から渡り鳥を狙ってカスミ網による密猟が盛んでした。密猟場所は鳥屋場と呼ばれていました。1970年代に日本野鳥の会石川支部では、能登半島の当時の航空写真から鳥屋場を見つけ(尾根沿いに不自然な線状裸地が見られる。)警察と連携して密猟パトロールをしました。鳥屋場のある所は野鳥の渡りコースです。貴社の計画地に鳥屋場の跡がないか再点検し、ある場合は廃止若しくは移動をお願いします。	調査に当たっては、悪天候等を考慮して調査を行います。渡り時期については、月にというよりそのシーズンにより異なると考えられるため、専門家の意見等を踏まえ、春の渡りは3～5月の間でその年の渡りの状況等を踏まえ7回、秋は9月～11月に8回、各回3日間の調査を予定しております。また、ご指摘の点も踏まえ、渡り調査を行い、風車の影響を予測評価し配置の検討などに活かしてまいります。
27-8	・動物に係る調査の希少猛禽類調査では、既設の風力発電所から追い出された希少猛禽類が当該地域で繁殖している可能性が大いにあるため入念な調査と繁殖場所が確認された場合繁殖に影響のない場所への移動や基数減少を考える必要があります。また、風力設備着工の際は希少猛禽類の繁殖期を外した工事をお願いします。	希少猛禽類の繁殖等につきましては、今後の現地調査の結果を踏まえ、本事業による影響を予測し、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討を行ってまいります。同様に、営巣地が近隣で確認された場合には、工事の実施時期につきましても、営巣地と工事場所との距離や繁殖時期等を勘案し専門家に相談しながら慎重に環境保全措置、工事計画の詳細を検討していく予定でございます。

No.	意見の概要	事業者の見解
27-9	<p>・景観に係る調査は、前文にも述べたように県は能登を「観光立国」と位置付けています。選定景観及び「玄関アプローチ」である「のと里山海道」、「能越自動車道」のフォトモンタージュを作成し、見える場合施設の移動または基数減少を考える必要があります。特に貴社の建設計画地は、「峨山道」のコースの中で最も原風景が残っている場所です。原風景を壊さないような基数減少、移動をお願いします。</p>	<p>景観への影響につきましては、今後の現地調査の際には、ご指摘の点も参考にして現地調査を実施し、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。また、併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定でございます。</p>
27-10	<p>(3) 過密な風力発電計画について ・当地周辺は既設も含めて数社の風力発電事業計画があり、過密で景観的にも見苦しい状態です。貴社は近くに既設の志賀西海風力発電所を運営しており、さらに(仮称)虫ヶ峰風力発電事業計画があります。(仮称)志賀風吹岳風力発電事業は「峨山道」を分断する位置にあり、主な眺望点からの視認も殆どが1度を上回るため計画廃止を要望します。</p>	<p>景観への影響につきましては、今後、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。また、モンタージュの作成に際しては、周辺他事業者の計画に関しても可能な限り情報を収集し、モンタージュへの反映を行います。併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定でございます。</p>
28-1	<p>20数年間の都市生活を経て、生まれ故郷に帰って来た時、空気が澄んでおいしいこと、水が豊かで野山に活力があり、米も野菜も豊かに育っていることに驚きました。能登は人と自然が近く山も海も少し移動するだけで、楽しむことができます。そんな能登の水や空気の素を産み出す奥山に風車を作るのは、源流部であることから、大変心配です。私の住んでいる村は米どころで奥山からの水がないと米作りもままなりません。村の人の話では奥山の木を少し切っただけで、水量が減ってきたそうです。風力は、人の生活と山が近いところにある能登には合いません。自然豊かな里山の美しい風景を、子供達にも残していきたいと考えます。計画を中止して下さい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 水質、地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、水質、地下水への影響に配慮し、できる限り環境への影響や負荷の少ない事業となるよう努めてまいります。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。なお、調査及び予測、評価の結果につきましては準備書にてお示しさせていただくとともに、方法書同様に説明会にてご説明させていただきます。</p>
29-1	<p>能登は日本の心のふるさとです。 能登に住む人とその先祖の方々が大切に紡いできた暮らしと共にある風景です。 壊さないで下さい。本当に長い年月をかけて自然の営みによって生きついでいる土や木や川や湧き水は、住民の命です。 人の命の源を、計画ありきで住民にきちんと知らせないまま壊さないで下さい。地権者へは、計画によるデメリットも詳細に理解できるように伝えた上での契約にして下さい。それ以外の住民には、計画自体が伝わらないまま方法書の段階に進んでしまっているのので、一担計画を止めて、住民への説明、話し合いを全住民と絡めて行うと同時に、住民の暮らしと自然環境のことを勉強して下さいませんか。</p>	<p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。なお、調査及び予測、評価の結果につきましては準備書にてお示しさせていただくとともに、方法書同様に説明会にてご説明させていただきます。 国の指針で国際的な立ち遅れに対応して手続きの簡略化することも可能ですが、事業者としましては、地域住民の皆様のご理解を得ることが重要と考えておりますので可能な限り、説明会を行い、地域の皆様への事業計画、環境保全の取り組み等についてご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
29-2	<p>住民も風力発電のことや、自分達が住む地球環境への学びの時間も必要で、貴社の方で用意された方法書で示されている調査方法も、環境への理解が不十分です。最低限、現時点では、全ての意見書で書かれたことはすべて、計画より時間がおしてしまっても、必ず再調査、検討、練り直しを行って下さい。人の暮らし、自然の営みに敬意を持って下さい。</p>	<p>環境影響評価は、各事業段階、事業の熟度を基に配慮書、方法書、準備書、評価書の各段階の手続きを行い、その手続きの中で、事業計画や環境保全措置についてのご説明を行い理解を深めていただき、一方、事業者は関係機関、関係地域の自治体、地域の皆様のご意見を伺いよりよい事業計画、環境保全措置になるよう検討していくものと考えております。 国の指針で国際的な立ち遅れに対応して手続きの簡略化することも可能ですが、事業者としましては、地域住民の皆様のご理解を得ることが重要と考えておりますので可能な限り、説明会を行い、地域の皆様への事業計画、環境保全の取り組み等についてご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
30-1	<p>風力発電機の建設による現地住民の方々への影響に対する説明が不足している。しっかりと現地住民の方々に説明をするべきだと思います。</p>	<p>事業につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということを真摯に受け止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
31-1	<p>現在、貴社が意見募集をしている(仮称)志賀風吹岳風力発電事業(以下、当該事業という)に係る環境影響評価方法書(以下、方法書という)に対して、環境影響評価法第8条に基づき、鳥類の保全の見地から下記のとおり意見を述べます。</p> <p>1.累積的影響評価の実施の必要性について</p> <p>(1)(仮称)七尾志賀風力発電事業との間の累積的影響について 当該事業は方法書より対象事業実施区域(以下、計画地という)の範囲が変更されましたが、(仮称)七尾志賀風力発電事業(以下、重複他事業という)の方法書に示されている計画地と当該事業の計画地は、まだ大きく重複しています。なお、令和2年7月27日より公告縦覧されていた他社による(仮称)能登里山風力発電事業の計画段階環境配慮書(以下、配慮書という)にある事業実施想定区域とは、本方法書により当該事業の計画地とは重複ではなく、隣接している状態となりました。</p> <p>ほぼ同じ場所に違う事業者の風力発電施設(以下、風車という)が建設されることは一般的には想定し難いですが、現段階で計画地が重複している以上、貴社は重複他事業の事業者と協力、または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施したうえで影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライクおよび障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が生じる可能性があります。</p> <p>貴社が作成した配慮書に対し、私ども2団体が令和2年6月11日付で提出した意見書では、重複他事業と能登半島に多くの風力発電所や計画中の風力発電事業があり、累積的環境影響評価の実施が必要と述べました。しかし、方法書には累積的環境影響評価に関する具体的な方針や評価手法が記載されておらず、不十分な内容となっています。計画地が重複することにより生じる鳥類をはじめとする自然環境への重大な影響を回避するための方法等が示されない限り、本事業は実施すべきではありません。</p> <p>(2)計画地周辺に多く存在する他事業との間の累積的影響について 計画地の周辺には(仮称)七尾志賀風力発電事業以外にも、方法書から隣接する計画となった(仮称)能登里山風力発電事業を含めて、下記のように既設、建設中、計画中の事業(以下、他事業という)が多く存在します。貴社は他事業との事業者と協力または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施し、能登半島中部全体における鳥類や自然環境への影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライク、および障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が能登半島中部全体で生じる可能性があります。</p> <p>しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっています。貴社は海外事例を参考にするなどして累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に他事業が多く存在することにより生じる鳥類をはじめとする自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきです。さらに、風車の運転開始後は事後調査を行い、その結果を公表すべきです。事後調査を実施すること、また、その具体的な手法等を記載できない限り、本事業の規模を縮小するか、計画を撤回すべきです。</p> <p>【計画地周辺の他事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設: 福浦風力発電事業(9基)、虫ヶ峰風力発電所(10基)、酒見風力発電所(1基)、あいの風酒見風力発電所(5基)、富来風力発電所(4基)、JRE志賀西海風力発電所(3基) ・建設中: 百浦赤住風力発電所、矢駄風力発電所 ・計画中: (仮称)能登中風力発電事業(最大16基)、(仮称)中能登ウインドファーム事業(最大15基)、(仮称)志賀風力発電事業(最大7基)、(仮称)虫ヶ峰風力発電事業(最大13基、現10基は撤去)、(仮称)能登里山風力発電事業(最大17基)、(仮称)西能登ウインドファーム事業(最大30基)、(仮称)志賀風吹岳風力発電事業(最大9基) 	<p>本事業と周辺で稼働中又は環境影響評価手続中の他の事業者の風力発電所による累積的影響については、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
31-2	2.鳥類調査の方法等について 【表 6.2-13(1)～(5) 調査、予測及び評価の手法】、【表 6.2-14(1)～(2) 動物の調査方法及び内容】、表6.2-14(3) 動物の調査時期の設定根拠】に記載されている内容について、下記のように意見を述べます。 ・計画地全体はKBA(Key Biodiversity Area)に含まれています。そのため、貴社は風車の建設により発生する土砂の扱いには十分留意し、土砂流出等により、KBAの指定根拠となっているホクリクサンショウウオの生息地をはじめ、地域の生態系や、鳥類を含めた地域の生物多様性に影響を与えることのないよう、事業を計画、実施すべきです。	動物への影響については、方法書第6章に記載しております調査により現状を把握し、行政機関の調査結果等の情報収集に努め、専門家等の指導・助言を踏まえ、可能な限り動物への影響の回避又は低減に努めてまいります。
31-3	・鳥類の繁殖状況や渡り鳥の渡来・通過・渡去の状況は年変動が大きいことは既知のことです。貴社はこの年変動も考慮して、鳥類調査全般の実施期間は少なくとも2年間実施する必要があります。	鳥類の調査、予測及び評価の手法については「6章第2節6.2.1専門家等へのヒアリング」に記載しました繁殖時期、調査地点等の専門家等の助言を踏まえて選定を行いました。今後、準備書段階において、現地調査により得られた鳥類の調査結果をもとに、専門家等の助言を踏まえ、環境保全措置を検討し、可能な限り鳥類への影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
31-4	・鳥類調査(一般鳥類)の各調査において調査時期と頻度がそれぞれ記載されていますが、それが適切であるかどうか専門家等の意見を聞くべきです。私ども2団体としては、現地の鳥類の状況を詳しく把握するために、繁殖期(5～6月)は調査地において出現種数が飽和するまで実施し、それ以外の時期は各月1～2回程度の調査が必要と考えます。	鳥類の調査、予測及び評価の手法については「6章第2節6.2.1専門家等へのヒアリング」に記載しました繁殖時期、調査地点等の専門家等の助言を踏まえて選定を行いました。今後、準備書段階において、現地調査により得られた鳥類の調査結果をもとに、専門家等の助言を踏まえ、環境保全措置を検討し、可能な限り鳥類への影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
31-5	・鳥類(渡り鳥)調査において、調査時間は「日の出の2時間前から日没の2時間後まで」とありますが、春季には夜間(22時から翌朝4時頃)に渡り鳥が多く見られるとの報告*もあるため、それ以外の時間帯でも夜間調査の実施を検討すべきです。ただし、録音調査では、録音機材で確認できる鳥類の飛行状況の距離が短いことがあるため、レーダー調査を実施するなどして、計画地における渡り鳥の利用状況等を詳細に把握したうえで影響を評価すべきです。	夜間の鳥類相は、録音調査等を補足として実施し、把握する計画です。
31-6	・鳥類(希少猛禽類)調査では、オオタカの繁殖状況を詳細に把握するために、2月調査を「繁殖期」の調査とすべきです(2月も2季実施すること)。また、計画地とその周辺における希少猛禽類のペアの生息および繁殖状況をより適切かつ十分に把握するために、定点観察法だけではなく、適宜、移動観察(早朝の声聞きなど)を交えるなど、対象種や環境に合わせて柔軟に調査を実施すべきです。	希少猛禽類の調査、予測及び評価の手法については「6章第2節6.2.1専門家等へのヒアリング」に記載しました繁殖時期、調査地点等の専門家等の助言を踏まえて選定を行いました。今後、準備書段階において、現地調査により得られた希少猛禽類の調査結果をもとに、専門家等の助言を踏まえ、環境保全措置を検討し、可能な限り鳥類への影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
31-7	・貴社は、希少猛禽類調査および渡り鳥調査のための観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察地点の設置位置の妥当性を検討すべきです。希少猛禽類調査および渡り鳥調査においては、各観察地点からの視野が重なり計画地全体を網羅する調査を実施し、影響を評価すべきです。	調査地点の設定にあたっては、可視領域図による確認と現地踏査の状況から妥当性を検討しております。その結果、記載している調査地点で対象事業実施区域とその周辺の範囲をカバーできるものと判断しております。
31-8	・希少猛禽類調査および渡り鳥調査では、鳥類の飛行位置を正確に把握するため、レーザーレンジファインダー等の機器を使用すべきです。	専門家等からの助言を踏まえ、参考としてレーザーレンジファインダー等を使用した調査について、検討いたします。
31-9	3.アセス図書の縦覧方法について 貴社が作成した方法書は、配慮書を含め貴社が作成したアセス図書がダウンロードや印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、パソコン上にダウンロード、および印刷して閲覧できないことは非常に不便であることから、貴社は利用者から申請があれば、ダウンロードおよび印刷を可能にすべきです。 今回、貴社のアセス図書の縦覧期間が意見書の提出期限前に終了していますが、利用者の利便性のために、また、環境省からの依頼に応じて、意見書の募集期間中はインターネットで閲覧できるようにしていただくことを要望いたします。 以上	環境影響評価図書に関する著作権法上の権利は図書の作成者に帰属致しており、印刷およびダウンロードにつきましては、著作権保護の観点から不可とさせていただいておりますこと、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、弊社の方では希望者から要望がございましたら、数に限りがございますが図書を直接貸出しております。また、方法書につきましては、意見募集期間まで閲覧可能といたしました。
31-10	*鳥類調査結果を用いた影響予測手法等について(参考) https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruityousa2.pdf	情報を提供いただきありがとうございます。こちらも参考にさせていただきます。
32-1	①再生エネは賛成だが低周波で寝られないという事が絶対に無いようずーと離して下さい。	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、準備書段階において、適切に調査及び予測、評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて風力発電機の設置位置等を検討し、影響を極力低減するよう計画を進めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
32-2	②ふるさとの風は使ってもらっても良いが、けしき、風景まであげる訳にはゆきません。したがって、けしき、風景貸り代を払って頂きたいです。	景観への影響につきましては、今後、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。また、併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に合い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定でございます。また、地域の皆様への貢献策につきましては、今後、地域住民の皆様とご相談のうえ決めさせていただきたいと考えております。
32-3	③雇用も現地調達でやって下さい。	現在、地元雇用について検討しており、今後、地元の皆様にご協力いただける部分につきましては積極的に声がけさせていただきたいと考えております。
33-1	①調査に対して時間をかけていない正しい調査とはいえない	方法書作成に当たっては、既存資料調査を基本とし、必要に応じ現地調査を実施するようになっており、本件でも既存資料による調査と、一部、現地確認を行い調査地点の選定等を行っております。この方法書に基づき今後、現地調査を実施し既存資料等では把握しきれない地域の各種環境の情報を把握し、準備書としてとりまとめを行う予定でございます。
33-2	①まいぞう文化財に対する考えや、その土地の有識者等に対してもっとつめるべき	対象事業実施区域の埋蔵文化財に対する確認につきましては、現時点では未確認の部分もありますので、引き続き有識者や行政等に確認をまいります。風力発電施設の設置場所に係る土地の所有者につきましては、埋蔵文化財に関する情報も含め個別に確認を行っていく予定でございます。
33-3	②文献その他の記録にたよらずもっと調査すべき	環境影響評価法では、方法書作成に当たっては、既存資料調査を基本とし、必要に応じ現地調査を実施するようになっており、本件でも既存資料による調査と、一部、現地確認を行い調査地点の選定等を行っております。この方法書に基づき今後、現地調査を実施し既存資料等では把握しきれない地域の各種環境の情報を把握し、準備書としてとりまとめを行う予定でございます。
33-4	③鳥類、特にタカ類に対し時間の取り方(調査)時間の設定が短かすぎる	鳥類の調査時間については、専門家へのヒアリング等を踏まえ昼間の活動や日の出日の入りの活発な時間を考慮し設定しており妥当であると考えます。
34-1	能登の美しい自然景観を破壊する、醜悪な風力発電の開発には反対である。特に私の心情としては、自然エネルギーと称しながら、自然を破壊する、風力発電や太陽光パネル等を見ると、それを推進して日本の電力エネルギー問題を悪化させ、国力を落とした、あの菅直人元総理を思い出してしまう。巨大な風力発電が、何十もならんだ姿を想像すると、はき気をもよおす。	貴重なご意見ありがとうございます。再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
35-1	〇〇行政が莫大な現状復帰費用を負担するケースも出てきているので、市議会での質疑で地権者との契約内容が問題視されていきました。市として契約内容の把握に努めるとの答弁でしたので、市には内容を開示してください。また、七尾市だけでなく、中能登町や志賀町にも同様にお願いします。	現在は風力発電設備建設に補助金は出しておらず、融資形態はほとんどが事業の採算性のみを評価した方法で行われるため、事前の第三者の分析や銀行自らの調査、分析によって20年間安定して運転できると判断したもののみ事業化できるものです。このためそのまま放置されて行政側で責任を取って現状復帰を行うという事態が生じることはないと考えます。また、撤去費用については積み立てを行うことが定められているため、20年後はその積立費用を用いて撤去、現況復帰を行います。本事業は志賀町、七尾市の両市町に係るもののため、契約の内容につきましては両市町に引き続き丁寧な説明をしまいる所存です。
35-2	〇行政にも大きな影響が出る事業にもかかわらず、ほとんど何の説明も行っていないと聞いています。「丁寧かつ十分な」説明をお願いします。	行政へは現状の事業の初期段階でご説明できる概要をご説明してまいりましたが、今後、事業計画の熟度に合わせ、関係部署に丁寧かつ十分ご説明をさせていただきたいと考えております。
35-3	〇撤去後の現状復帰はどこまでされる予定でしょうか。風車の撤去だけでなく、地中深く打ち込んだ杭や大量のコンクリートなどの撤去、伐採した部分への植林などもお願いします。	風車の撤去、基礎コンクリートの撤去を行い、撤去後には植林を予定しております。地中に打ち込んだ杭につきましては周辺環境への影響を考慮し、適切な対処を行うことを検討しております。風車の輸送、整備用に敷設した道路につきましては、地元の皆様の意向によりそのまま残すことも考えられます。
35-4	〇獣害対策や雇用など、地元へのメリットをうたっていますが、具体的に誰にどのような約束をされているのでしょうか。	現在は風車設置予定範囲に近い地区に対し、地域貢献策と一緒に考えていくということを弊社からご説明いたしております。今後、具体的な地域貢献案等のご説明をさせていただく予定でございます。

No.	意見の概要	事業者の見解
35-5	○落雷による火災、悪天候や地震による風車の倒壊などについては、誰が責任をもって補償をするのでしょうか。保険などに入っているのであれば、その内容を開示していただきたい。	事業者である弊社が責任をもって対処いたします。保険につきましては、補修費用、遺失利益を補償する保険に加入する想定であります。
36-1	○風力発電は発電量を人間がコントロールできない発電システムです。猛暑時には風が吹いていませんし。	現状の蓄電技術、送配電網の状況では風力発電のみで電気を発電していると指摘の通り2番目に需要の高くなる夏場の発電は低いものとなってしまいますが、政府は風力発電だけでなく様々な再生可能エネルギーを混合させてバランスよく発電を行うことや、近い将来蓄電技術の発展、送配電網の整備で地域だけでなく全国に電気が流通するようになることでその問題は解決していくと考えております。
36-2	○子どもたちのために、能登の里山里海を残していきたい。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
36-3	○低周波や騒音などにより、睡眠障害、頭痛、耳鳴り、めまい、吐き気、動機、イライラ、集中力や記憶力の低下、パニック障害など、様々な症状が報告されており、子どもの成長に悪影響しかありません。その結果、海外では陸ではなく、人からはなれた海に建てられはじめています。この事業計画では、民家に近すぎます。	民家と風力発電機との間に必要な離隔距離につきましては、音の聞こえ方は単に距離だけではなく、地形、風向き等他の要因によっても異なってくるものと考えられるため、今後の現地調査では、事業実施区域から近い集落等を選定して現地調査地域の音環境の特性を把握したうえで風力発電機からの騒音の予測を行い、指針値未満となるよう配置の調整を行っていく予定でございます。 また、海外で洋上風力発電が普及している理由の一つとして、安定して強い風が得られること、今まで高額でリスクが高かったものが、ノウハウを蓄積して調整が可能となったことから大きな理由と思量します。 住居との距離は現在参考値であり、今後の環境調査や専門家、行政、住民の皆様のご意見を伺って決めていきたいと考えております。
37-1	風力発電は、私達能登里山里海の世界農業遺産の自然豊かな地に本当に必要なのでしょうか？ 環境保全・景観の為に風力発電先進地ドイツでは、陸上の建設はリスクが高すぎるので殆どの建設が止まってしまっている。	貴重なご意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
37-2	騒音、低周波、バードストライク等、低周波の人への影響評価の科学的解明(生理・心理的)が必要です。	低周波音を含む騒音による影響及び生物への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。 また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。 なお、低周波音の人への影響評価についてですが、風力発電施設からの低周波音につきましては、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」において知見が整理され、それを踏まえ「風力発電施設から発生する騒音に関する指針値」「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」が策定されていると解しますので、これに則り現地調査、予測及び評価を行っていく予定でございます。

No.	意見の概要	事業者の見解
37-3	鳥類を中心に森林伐採による衝突死、生息地喪失変化による生態への影響は量り知れないと思われる。(七尾湾への影響も含む) 渡り鳥ルート・営巣域・索餌域ではないのか調査して下さい。	森林伐採による生息地等の減少による影響、渡り鳥の七尾湾等への飛来ルートへの影響、鳥類のバードストライクによる衝突死等、動植物への影響については、方法書第6章に記載しております調査により現状を把握し、行政機関の調査結果等の情報収集に努め、専門家等の指導・助言を踏まえ、可能な限り影響の回避又は低減に努めてまいります。また、風車稼働後のバードストライクの発生有無の監視等も含めた動植物の環境保全措置及びモニタリング調整等につきましては、今後、準備書段階において、風車の稼働に伴う鳥類への影響を調査、予測、評価したうえで検討してまいります。
37-4	風力発電は環境コストが高過ぎるので負の遺産になる可能性が高い。 森林、野生生物についての環境保護をどのように考えているのか？ 送電線の建設はどうするのか？ 石川県は日本有数の雷の落下地で故障も多いと聞きます 使用後の撤去に莫大な費用が発生するとの事。どれも問題が多すぎる。何より地域住民との対話を早急に望みます。 自然は絶対に元には戻りません。	環境保全に必要な対策費は単年で考えると高いとも考えられますが、国のFIT期間20年で考えると決して高いものではないと思料します。 森林、野生生物の環境保護については環境影響評価の手続き、専門家へのヒアリングや、森林保護の関係部署と協議を行って検討してまいります。 送電線は河川横断等特殊な場合を除き地中埋設にて敷設いたします。 落雷につきましては風車事故が起こるにつれて規制が厳しくなることから風車の性能が上がり、避雷針や羽の先端で電気を受けて地中に逃がす設計となっていること、落雷による被害を抑えるために気象予測サービスなどを活用し事前に風車を停止させることで皆様にご迷惑をおかけする事故が起こるリスクは限りなく低いものと考えております。 最悪のケースとして、風車稼働中に落雷によって風車の羽が破損した場合、風車の運転をただちに停止し、クレーン等の手配を行い破損した羽の早期撤去・交換に努めます。 また、風車に起因する被害が発生した場合はその被害に応じ適切に補償をさせていただきます。 なお、撤去につきましては、事業期間中に積み立てを行うため、撤退する場合は撤去を事業者で行い現況復旧いたします。 今後の住民の皆様との対話につきましては、各区长様、町会長様にご相談のうえ対応させていただきたいと考えております。
38-1	毎朝、犬の散歩を昨年からスタートしましたが上島あたりから風車のまわる音が自然の中に違和感があります。怖いイメージです。 また、鉋打に設置した10基に対して問題点を私たち住民はあまり理解してない傾向があると思うので、ただ反対していても、一人一人の思いが違うのでこれを機会に私たちの村や町が活性化できればプラスになると思うのですが、自然を破壊するにも反対する工夫をもっと住民と話し合う方がいいのではないかと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 住民の皆様にご理解していただけるよう丁寧に説明、対話を行うよう努めてまいります。
39-1	1.自然環境の破壊が心配(鳥類、植物、等)	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
39-2	1.地球温暖化による異常気象多発の為不安である	地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
39-3	1.低周波による健康に懸念	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。

No.	意見の概要	事業者の見解
39-4	1.耐用年数の過ぎた構築物の対応	風車の撤去、基礎コンクリートの撤去を行い、撤去後には植林を予定しております。 地中に打ち込んだ杭につきましては周辺環境への影響を考慮し、適切な対処を行うことを検討しております。 風車の輸送、整備用に敷設した道路につきましては、地元の皆様の意向によりそのまま残すことも考えられます。
40-1	●鉋打に生まれ育み生活する人々のココロを乱し悩ます風力発電事業の白紙撤回を求めます。	貴重なご意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。
40-2	事由01) ●環境影響評価方法書の縦覧および説明会(場所・日時)について、落下傘のごとく振り撒き伝える風力発電事業は、事業の不信、設備の不安が残る。 事由02) ●質問の中を満たしてくれる回答の中身は紋切型、形式的としか感じられない。 事由03) ●「方法書の縦覧をしました。説明会を開催しました。質問に回答しました。説明会参加者はこれだけです。」との説明会開催実績経過だけで、本当に事業の説明をしたことになるのでしょうか。疑問です。	事業につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということを真摯に受け止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。
40-3	事由04) ●風力発電事業を実施しようとする企業側の数十家族が、風力発電の騒音・景観の中、20年以上生活するわけでも無いので、事業設置の説明説得力は無い。	施設の稼働後は、弊社の従業員が近隣に常駐し責任をもって管理いたします。
41-1	・単純ですが不快感きわまりない。	貴重なご意見ありがとうございます。 不快感の原因と考えられる低周波音を含む騒音、景観、日影等の影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起これないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。
41-2	・志賀原発建設前夜 大学教授講演で“絶対安全”です。とほざいていました。今回の件も常識的に見て“危険”極まりない。	貴重なご意見ありがとうございます。 近年の気候変動による台風、局所的な強風、雷被害、地震により風車の構造等の基準は年々見直しが行われ、より厳しいものとなってきており、それを満足できるよう技術開発も進んでいる状況です。基準に沿った設計を行っていくことや、雷・台風を事前に予測して風車を停止する等適切な管理を行うことで地域住民の皆様へ与える被害の未然防止に努めてまいります。
42-1	・騒音被害 ・低周波被害	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起これないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。
42-2	・景観被害	景観への影響につきましては、今後、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。また、モンタージュの作成に際しては、周辺他事業者の計画に関しても可能な限り情報を収集し、モンタージュへの反映を行います。併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定でございます。
42-3	・落雷被害	風車を建設することにより、雷が発生する積乱雲の発生が増加するといったことはないと考えております。また、風車への落雷につきましては風車事故が起こるにつれて規制が厳しくなることから風車の性能が上がり、避雷針や羽の先端で電気を受けて地中に逃がす設計となっていること、落雷による被害を抑えるために気象予測サービスなどを活用し事前に風車を停止させることで皆様にご迷惑をおかけする事故が起こるリスクは限りなく低いものと考えております。

No.	意見の概要	事業者の見解
42-4	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥飛来被害 ・自然破壊 	<p>森林伐採による生息地等の減少による影響、渡り鳥の七尾湾等への飛来ルートへの影響、鳥類のバードストライクによる衝突死等、動植物への影響については、方法書第6章に記載しております調査により現状を把握し、行政機関の調査結果等の情報収集に努め、専門家等の指導・助言を踏まえ、可能な限り影響の回避又は低減に努めてまいります。また、風車稼働後のバードストライクの発生有無の監視等も含めた動植物の環境保全措置及びモニタリング調整等につきましては、今後、準備書段階において、風車の稼働に伴う鳥類への影響を調査、予測、評価したうえで検討してまいります。</p>
42-5	建設に反対します。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>
43-1	<p>絶対に反対！ 騒音がすごすぎる そんなふる里を子供達に守れとは言えないでしょう。 景観も悪い</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。 また、景観への影響につきましては、今後、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。また、モンタージュの作成に際しては、周辺他事業者の計画に関しても可能な限り情報を収集し、モンタージュへの反映を行います。併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定でございます。 今後、騒音や景観に関して、住民の皆様にご理解していただけるよう丁寧に説明、対話を行うよう努めてまいります。</p>
44-1	<p>・これ程の巨大風車だと大変騒音が心配。既存の風車でもかなりの騒音である。</p>	<p>騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。一概に、風車が大型になると必ずしも音が大きくなるというわけではございません。従来の風車より低騒音な機種等、風力発電機メーカーも日々改良を行っており、機種の選定にあたってはより環境に配慮した機種を選定するよう検討してまいります。</p>
44-2	<p>・風車の新道を利用して家電ゴミ等を捨てる危険性、心配性が生ずる。</p>	<p>風力発電施設に関連する道路の管理も責任をもって行う計画であり、不法投棄につきましては法に則って適切に対処いたします。</p>
45-1	<p>自然エネルギーなのに、自然を破壊しないとできないのは、おかしい。 山を切り開き、59基もの風車と、それを支える大量の杭が、深く山に建てられ、それによって自然が破壊されると思う。 能登に住む者は、豊かな自然のめぐみを受けて生きています。その豊かな自然をとっても大切にしています。 そして第1次産業で生計を立てている人も多く、それは昔からの長い歴史を大切に続けている人々心です。 それを、利便性だけで、簡単に破壊しても良いのでしょうか？ 山を破壊する事は、海に生きる生きものの生態系も変えてしまう事に繋がっていくという、連鎖を考えて下さい。 森林→河川→沿岸海域にいたるまで、どの様な影響が出てくるか、誰も予測しなかった事が今、次々とおこっています。これ以上、人間が自然に手を加えるべきではありません。</p>	<p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
46-1	<p>当地が「世界農業遺産」、「石川県歴史遺産」の地域であり、これの認定・認証に心血を注いだ経歴があり、これを基にして観光・文化宣伝-誘客に、県、市町が必死で取組んでいることを承知のうえでの事業進出であるのか？</p>	<p>ご指摘事項につきましては認知しております。世界農業遺産に係る景観や生物多様性への影響も含め、今後施す環境影響評価の現地調査、予測評価の中で環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。</p>
46-2	<p>まず、上記遺産の風土を期待して能登にやって来られる人たちが、この景観を見て唾然とされることは間違いありません。「花嫁のれん」号の車窓からの眺めに「えっ、これが『眉丈山』なの？ くだらなかで心なごむ山稜の線をパンフで謳ってあるのに・・・」。</p> <p>のと鉄道の車窓でも、能登島大橋からも、ツイブリッジからも。外浦の国道245号からも、のどかに風いだ海を見て、東に目をやるとプロペラの林立、「こんな景色を求めて来たんじゃない。幻滅や！二度と来るか。」となつては、これまでの誘客の努力が水の泡です。</p> <p>さらにまだまだ、七尾城址、石動山、碁石ヶ峰、雨の宮古墳群から、巨大な風車列を「21世紀の風景なのね！」と素直に受け入れられるのでしょうか。</p> <p>私、ガイドする身には、訪れた人の「世界遺産じゃなかったの？」、「県の歴史遺産になつてらんじゃないの？」、「県やあなた方の市町は護る気あつたの？」の詰問にどう答えたらいいのか。想像しただけで悩みます。</p> <p>そして和倉や輪島-奥能登の宿泊業にも、能登への失望から大きなダメージが来ることを深く懸念します。</p> <p>能登島に風車を林立させると計画したら、和倉温泉は真っ先に反対するでしょう。後背の山稜だったらかまわない？ そうでしょうか。</p> <p>よく考えていただきたい。</p> <p>以上、計画の見直し・中止を求めます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>景観につきましては、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価の他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定です。</p> <p>また、今後の事業計画の検討にあたっては、ご意見の内容に配慮し、住民の皆様にご理解していただけるよう丁寧に説明、対話を行うよう努めてまいります。</p>
47-1	<p>・鉦打地区は水稲米作りや畑が多く、農業をしている家が多く、当事業による工事で水源・水脈へのダメージ、影響が心配です もし、何らかの影響が出て、農業、漁業が出来なくなる、収量が減るなどした時に、関係性を調査し、原因となつた時に保障できるのか。</p>	<p>水質、地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、水質、地下水への影響に配慮していく予定です。なお、万が一、本事業に起因する被害が生じた場合には責任をもって弊社が補償いたします。</p>
47-2	<p>・人体への影響、居住環境の悪化など全てにおいてその対応など誠意のある説明がされていない以上、計画は受け入れ難いです。</p>	<p>低周波音を含む騒音や日影等による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、本事業につきましては弊社が責任をもって工事、保守管理を行うため、ご意見、ご相談の窓口を設置し、本事業に起因する健康被害等につきましては補償をさせていただきます。</p>
47-3	<p>・景観についても、無機質な風車が大型で立ち並ぶ姿は圧迫感がありとても観光材料には不向きであり、里山の景観を台無しにする</p>	<p>景観への影響につきましては、今後、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。また、モンタージュの作成に際しては、周辺他事業者の計画に関しても可能な限り情報を収集し、モンタージュへの反映を行います。併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定です。</p>
47-4	<p>騒音についても、計画で言われる、30～35デシベルは、川の音、虫の鳴き声、などと同等と言われますが、 ・音量の問題だけでなく、全くそれらとは異なる質の音です。同じ音量なら不快ではない、聞こえるものが同じとするのは、おかしいのではないのでしょうか。</p>	<p>方法書説明会でご説明させていただきました30～35デシベルについては「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月、環境省）において示された「特に静穏を要する地域」の下限値であり、30～35デシベルの音の大きさの目安として、分かり易い例示として身近な川の音や虫の鳴き声を示させていただきました。今後、低周波音を含む騒音による影響につきましては、準備書段階において、適切に調査及び予測、評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて風力発電機の設置位置等を検討し、影響を極力低減するよう計画を進めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
48-1	世界農業遺産にそぐわない風景に変えることはやめてほしい。	「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「優れた里山景観：日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」（輪島市）をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや白壁・黒瓦の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣（まがき）と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。」とありますが、本事業地にはこのような景観資源は分布していないと考えますので、本事業の実施に伴い認定で評価された景観資源に直接的な影響を及ぼすことはないと考えております。一方、各眺望地点からの眺望については、認定で評価された景観を眺望できる地点からの眺望への影響を考慮し、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価を行う他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定でございます。
49-1	風力発電機がそのまま地域に残ってしまうことがないか心配です。例えば、事業主の方が発電事業から急に撤退し、風力発電機を取り壊すことなくこの地を去った場合は、どうなるんでしょう。景観からしても、動いていてこそその風力発電だと思ふ。景観をとり戻すために風力発電機の撤去作業を地域で負担することになると大変だ。豊かな自然環境に人工物が廃墟のように立っているのは、鉦打全体のイメージをこわしてしまふ。	現在の融資形態はほとんどが事業の採算性のみを評価した方法で行われるため、事前の第三者の分析や銀行自らの調査、分析によって20年間安定して運転できると判断したもののみ事業化できるため、そのまま放置されて行政や地域が責任を取って現状復旧を行うということはございません。撤去費用については積み立てを行うことが定められているため、20年後はその積立費用を用いて撤去、現況復旧を行います。
50-1	私達夫婦は10年前、能登の豊かな自然、特に七尾湾に惹かれ金沢近郊より引っ越してきました。今では私たちの事業の一部として、七尾湾でのセーリング(ヨット)体験を実施しています。七尾湾は良好な漁場であり、七尾港、和倉港、穴水港、また能登島にも集落ごとに小さな港があり、その近くで営まれる飲食店では、新鮮な魚介類が供されています。特に中島町、穴水町はカキ養殖が盛んで、セーリング体験者を海から行ける牡蠣料理店へ連れていくと、大変喜ばれます。また、七尾湾は景観も独特で美しく、夏場は夕陽を眺めるクルージングも人気があります。七尾西湾(和倉温泉から机島の辺り)からはなた打方面、虫ヶ峰へ落ちる夕陽を見る事が出来ます。近年、想定を超える大雨で中島町を流れる川がいくつも氾濫を起こしました。その後、氾濫はせずとも強い雨が降った後に海へ出ると、河口からかなり広範囲まで茶色い水が広がっている様子が見受けられました。山から大量の土砂が、海へ流出したのではないかと思います。その山を切り開き、大規模な工事が行われることに「山はいつまで持つのだろう」と不安でなりません。もちろん、漁業、カキ養殖への悪影響も懸念されます。カキ養殖は、養殖業者だけが影響を受けるわけではありません。関連する事業をしている人たちも、中島町にはたくさんいます。私自身もかつては、風力発電はエコな電力供給方法として憧れていました。しかし現在、建設から寿命を迎えた風車の処分までを考えた時、風力はエコと言い難いと思っています。夕焼け空を縁取る虫ヶ峰の稜線を思うとき、そこに風車が立ち並ぶ風景を見たいとは思いません。一度破壊した自然が元に戻る事はない、と人々は何度も何度も思い知らされてきたはずで。 「田舎の小さな山を多少削っても、大勢に影響はない」という考え方が世界中に蔓延った結果が、今日の極端な異常気象などに表れているのではないのでしょうか。私は、能登地方での風力発電計画により、自分達の生活が脅かされている、と感じています。計画の中止を求めます。	近年の想定を超える大雨による山からの土砂流出につきましては、これまでの経済活動等による温室効果ガス排出等による地球温暖化等に伴う気候変動の一つという見方もあり、また、過去にない雨量による土砂流出は、近年の林業の衰退により森林管理が行き届いていない等の問題もあるものと考えます。本事業では、地球温暖化にかかる温室効果ガスの一つである化石燃料による発電に伴う二酸化炭素の削減に微力ながら貢献できるものと考えます。また、風力発電施設等の設置場所は、一時的に、二酸化炭素の吸収源である樹木の伐採を行いますが、速やかに植栽等を行い、それにより土砂の流出も抑制に努めてまいります。また、本事業に伴う林道の補修、整備、林業への協力等により健全な森林の維持管理、森林等を利用した観光業へのご協力等、今後、地域への貢献を検討してまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
51-1	<p>はじめに御社は、御社の事業展開の都合上必要な「方法書」の段階まで、一部の利害関係のある住民にのみ部分的で限定的な情報の説明を行い、御社の事業によって影響をうける地域住民に計画を説明することがありませんでした。「環境保全上の意見」を求めるとありますが、事業に対する意見を求めるといふ誠意ある姿勢はないのでしょうか。</p> <p>住民説明会において、ご担当の●●(注：個人名が記載されておりましたため、個人情報保護の観点から●とさせていただきます)さまが繰り返し、「わが社は誠意ある事業展開をしている」とおっしゃっていましたが、「誠意」とは、自分に都合のよい相手にだけ見せるものではないのではないのでしょうか。</p> <p>まずは、事業に対する意見として、今まで多くの住民に対して寝耳に水、だましうちのような形で進めてきたこの事業はいったん中止していただき、本当に誠意ある事業を展開する理念がおありなら、地域住民への適切な事業説明からあらためて事業を始めていただくことを求めます。</p>	<p>事業計画につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということを受止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。</p>
51-2	<p>意見 そのうえで、もし新しく事業を始めるのであれば①健康被害について一聞き取り調査と、補償</p> <p>既に志賀町で運営されている風力発電について、既に、地域の方から「うるさい」「業者が値をはかりに来て基準値でないと言って何もせずに帰っていく」「誰に訴えればよいかわからない」という声を聞いています。</p> <p>既存の虫ヶ峰の風力発電でも、立地地区でなく向かい側の地区では騒音被害を受けている声をききます。</p> <p>また、三重県青山高原や能代山本の発電所でも、風車が建ってから「原因不明」の不眠や体調不良が報告されており、これらは「風力発電との因果関係はない(=証明はできない)」として、被害を受けている人は補償もされずに個人的に苦しんでいることがわかります。これは、国の基準で安全とされている基準を満たすことだけを想定している本方法書の手順では、実際の地区住民の健康被害を防ぎきれないことを表しています。</p>	<p>今後、既設の虫ヶ峰風力発電所の現状の把握に努めてまいります。また、周辺地域の町会長様と相談し、地域の状況に配慮した調査を検討してまいります。</p>
51-3	<p>騒音が低周波も含めてどのような地形のところに被害がおこりやすいのか、方法書での騒音測定ポイントだけでなく、実際に被害のある地域でも調査を行い、机上だけでなく実態に即した誠実な「安全確認」のための調査と、その調査結果の公開を求めます。</p>	<p>方法書にお示した現地調査地点は地域を代表する地点として選定していますが、予測評価においては、周辺全域を対象として面的に実施いたしますので、影響の大きい地域が評価対象外とされることはございません。予測評価の結果、事後調査が必要と考えられた場合には、方法書で示した地点以外でも現地調査を実施することになります。</p> <p>また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき、ご意見を聴取させていただく予定でございます。</p>
51-4	<p>また、補償についても明確な保証を求めます。先日の説明会では、説明担当の方から健康被害について「不安をおおるような」記事があると、実際に健康被害を感じている他地域の風力発電設置地域の住民に全く寄り添わない発言がありました。</p> <p>同じ口で、いくら「誠実に対応する」と説明会で言われても信頼できません。</p> <p>具体的に、「安全基準値」以下であっても健康被害があれば補償をすると明確にお約束してください。</p>	<p>弊社の風力発電施設との因果関係が明らかになった場合は、その状況、被害に応じた補償を行います。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
51-5	<p>②水への影響についてー水質・水量の影響について 取水している上流部の生活用水・各地域で利用している湧き水や藤瀬の霊水の水量・水質、農業用水として利用している用水の水量・水質、海へ流れ込む水の質、「牡蠣」への影響が「ない」ことを証明できるまで、事業は中止してください。 調査の際には湧き水を利用している家庭をきちんと把握し、その水に影響がないかどうか調べられるポイントを選定する事、農業用水が必要になる時期・逆に水を切りたい時期、その時の現在の水量と建設後の水量、など、机上の数字だけでなく、地域の暮らしに沿った調査による影響評価を求めます。</p>	<p>水質、地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、水質、地下水への影響に配慮していく予定です。現地調査地点につきましては、現地踏査やヒアリング等により湧水、農業用水等の利用地点等を選定し調査を行ってまいります。調査時期につきましては、農業利用等も含めた、季節変化を把握するため、4季での調査を予定しております。</p>
51-6	<p>③住民への適切な説明 一部の利害関係のある住民にのみ部分的で限定的な情報の説明、自分たちの手続き上必要になってからの、「環境影響評価の手順」という部分的な説明ではなく、事業の説明と、そこから考えられる地域の暮らしへのリスクについて、きちんと説明してください。方法書の説明会でわからなかったのならば喜んで説明に行く、、、とご担当の方のお話でしたが、 その際、仕事でお給料の範囲でこの事業を進めている御社の担当者と違って、説明を受ける住民は、自分の暮らしの時間を使って、暮らしの中でこの問題を受け止めざるをえません。自分たちだけがわかる専門用語を使っての説明資料・説明会ではなく、実際にどのような影響があるのか、他地域で出ている不安の声にどのように対応してきているのかも含めて、事業の説明を求めます。「説明した」という形の上での実績を積むための説明会はお断りいたします。</p>	<p>事前に個別説明会を出来る区域が限られてしまっており、対話の場が少なくなってしまったことは反省しております。今後も町会長、区長と調整を行い、さらに皆様のご意等をうかがえる場を増やしていきたいと考えております。</p>
51-7	<p>④地域の人間関係という「環境」についてーそこから、地域貢献について 一部の地権者や業者に関連する住民にのみ先に部分的な説明をする現在までのやり方では、地域住民は感情的に分断される恐れが出てきています。地域の平穏な人間関係を乱すようなやり方は、地域の「人間関係」という環境を損ねます。 説明会で話された社員の方が信じていらっしゃるように御社の理念が本当ならば、「リスク」を受け入れることへの「代償」のような話ではなく、「地域貢献」というものについても、何が本当に貢献なのかを誠実に検討してください。 隣の志賀町では、立地地区にはいくばくかの金銭が支払われているようですが、実際にはその利益は受け取らない隣の地区で健康被害を訴える人が多いという情報があります。これもまた、地域間の分断につながります。御社の事業では、鉦打・志賀町・水害の被害を受けることになるであろう下流の中島町の地区すべてに対し、等しく要望を聞き、部分的でなく影響を与えることになるすべての地域に対して、「貢献」をすることを求めます。 以上</p>	<p>事前に個別説明会を出来る区域が限られてしまっており、対話の場が少なくなってしまったことは反省しております。今後も町会長、区長と調整を行い、さらに皆様のご意等をうかがえる場を増やしていきたいと考えております。 なお、志賀町で弊社で保有している発電所では、利益の受け取り有無によらず健康被害を訴える事例はございません。今後、どの地域においても等しく要望を聞き、皆様と協議のうえ、地域への貢献策の検討をまいります。</p>
52-1	<p>■この計画はいったんやりやめて下さい。原発にかわる自然再生エネルギーとしての風力発電に期待もしていた私ですが、今回のような巨大発電計画に対しては、反対の意見を表明します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 住民の皆様にご理解していただけるよう丁寧に説明、対話を行うよう努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
52-2	<p>■貴・志賀風吹岳風力発電計画の尾根伝いには、すでに10基の風車が建っていて、その地域の在所に住む60軒の方々の中には現に、音がうるさくて夜眠れない等の不調報告がある由。在所の方々の総意で虫ヶ峰風力発電事業の計画に反対決議が出されたことも知りました。</p> <p>■貴社の計画を進める前にぜひ、実際の健康被害が出ている方々から誠実な聞きとり調査を行って下さい。他県の風力発電の建っている近くに住民たちからも、低周波音による様々な被害の話聞いています。</p>	<p>低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>
52-3	<p>■現在、能登にある風車よりも規模の大きいものを建てる計画とのこと。それを運ぶためには林道の木々を相当、伐採しなければならず、高い支柱を建てるには地中を深く掘って杭を打たねばなりません。方法書に工事中の水の汚濁についてふれた箇所はあっても、仮に20年運転するとして、その間の水の問題に関する記述はありません。山の土をいじれば、地下水脈にも変化が起きるのは必至。農業にも影響が及ぶでしょう。とりわけ熊木川は近年、予想外の大雨で度々、氾濫していることもあり、土砂災害の可能性も否定できません。</p>	<p>風力発電機の建設に伴う水質の変化につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。また、併せて、風力発電機の設置に伴う土砂崩れや川の氾濫等の自然災害につきましては、今後の調査の結果を踏まえた詳細な設計を行い、適切に対応していく予定です。</p>
52-4	<p>■尾根伝いに風車を建てるのですが、「森は海の恋人」というように、能登の里山の森や林はカキ養殖の盛んな七尾湾とつながっています。里山の腐葉土が豊かな養分を蓄え、それが里山の地下水となり、川に流れ、海に注ぎこみます。カキ養殖をはじめ、漁業に及ぼす影響を軽んじてはならないと思います。</p>	<p>本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響がないことを確認することや、影響がないよう適切な環境保全措置を検討することで、ひいては漁業への影響を回避できるものと考えております。従いまして、事業地周辺の水質についても、影響があった場合に最も影響が起きる可能性があると考えられる、七尾湾に注ぎ込む河川の上流地点で調査予測を行います。事業地からの影響が最大となる地点で予測を行い、そこよりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定であり、漁業への影響を軽視していることはございません。</p>
52-5	<p>■能登は渡り鳥の繁殖地でもあり、風車が尾根に連らなれば鳥の渡りも減るでしょう。石川県民が誇る世界遺産の、能登の里山里海の未来を想う観点からも、私は貴社の計画に賛同できません。</p>	<p>渡り鳥につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、渡り鳥の繁殖等に配慮していく予定です。</p> <p>世界農業遺産に掲げられている生物多様性は、「農業生物多様性(食料及び農業と関わりのある生物多様性及び遺伝資源が豊富であること)」とされていることを踏まえ、本事業では、例えば、農林業と密接な里山の管理として、スギ植林などの維持管理、単一な植生ではなく多様な生物の生息環境となる雑木林等の森林管理に協力していくこと等を今後検討してまいります。また、「能登の里山里海GIAHSアクションプラン」(能登地域GIAHS推進協議会、平成28年6月)の内容を踏まえ、水稻栽培等の農業に関わりの深い溜池を維持することで、溜池に生息するゲンゴロウ類等の希少な水生生物や多様性の保全として溜池への影響を考慮し、必要に応じて本事業地内に含めることで保全していく等の貢献を検討し、世界農業遺産としての「能登の里山里海」との共存を図る努力をしてまいります。</p>
52-6	<p>■そもそもなぜ、能登にこれだけ多くの風力の計画が集中するのでしょうか。それは期限付きの「固定価格買取制度」の下、数の多さが利潤に直結するからだと思えてなりません。エコな自然エネルギーのイメージを借りて、この巨大風力発電計画を推し進めることに、私ははっきり反対します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。当地を選定した理由は、まず第一に風況が良く、次に発電した電気を送電するための送電網が整っており、受け入れ先の電力会社(北陸電力)があることによるものです。今後実際に事業ができるかどうかは各種調査を行ったうえで決定してまいります。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
53-1	<p>能登半島中央部に位置する七尾市(中島町)・志賀町・穴水町における巨大風力発電4事業計画(註1*)の問題点 * (仮称)七尾志賀風力発電事業・(仮称)虫ヶ峰風力発電事業・(仮称)志賀風吹岳風力発電事業・(仮称)能登里山風力発電事業</p> <p>現在、能登半島中央部に位置する七尾市(中島町)・志賀町・穴水町に、風車規模最大191m、合計59基におよぶ風力発電建設事業が計画されています。七尾湾に注ぐ七尾市中島町の熊本川・日用川、穴水町の小又川・山王川、外浦に注ぐ志賀町の富来川、輪島市門前町の八ヶ川など、能登半島中央部の主要河川源流部にあたる場所です。当地は人々の暮らし・景観・そして自然のいきものを育む能登の里山里海の豊かさの源となってきました。</p> <p>今回計画話題のある風力発電4事業は、能登の今日に至る自然や風土や人々の育まれた歴史に重大な影響を与え、将来にわたり大きな負の遺産となりかねない。</p> <p>(短歌1) 過疎の村招かざる客押しかける猪とさぎ風力発電 (2020/10/14・水 晴れ、●●●●(注: 個人名が記載されておりましたため、個人情報保護の観点から●とさせていただきます))</p> <p>(短歌2) 鉦打に蔓延りのさばる猪と追い打ち駆ける風車発電計画 (2020/10/14・水 晴れ、●●●●(注: 個人名が記載されておりましたため、個人情報保護の観点から●とさせていただきます))</p> <p>(短歌3) 休み無く機械音響く風車見上げる峰の風情を壊し (2021/2/24・水 晴れ、●●●●(注: 個人名が記載されておりましたため、個人情報保護の観点から●とさせていただきます))</p> <p>(註2) 風力発電4事業計画について、事業計画側は説明会を随時開催され、それに伴う資料と質問等の回答を行っていますが、</p> <p>①内容がアカデミックすぎて、理解に追いついていけない。地域住民の生活知識のレベルに合わせて説明していただきたい。よって、説明の親切感・愛情・思い入れ・熱意等の印象が少なく、機械的な説明印象しか残らなかった。</p> <p>②風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧および説明会開催について、所定の場所・時間に閲覧および傍聴参加できるようになっているが、それだけで十二分にその役割をはたせることになるのだろうか。伝えることで伝わるでしょうか。書類は冷たいものです。</p> <p>③風力発電事業者が、能登半島に風力発電事業と共に定住するわけでもなく、また、能登半島に定住していた経験もないのに、能登半島の風力発電事業の魅力を語られても、認めることはできない。</p> <p>④最近ようやく都会の若人達が能登半島の定住を希望しだした中、景観の良き虫ヶ峰などの峰々に風車のあることを問題視している。「なぜ、風力発電事業を認めたのか」と。</p> <p>⑤能登半島を愛でる写真家や俳句・短歌を詠う人や、野鳥観察・草花樹木観察される人たちも、能登に住む私と同じく、風力発電事業の白紙撤回を望んでいる。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の環境影響評価の準備書の説明会、地域での事業計画の説明会あたりは、ご意見の内容に配慮してまいります。</p> <p>①配慮が足りておらず申し訳ございませんでした。今後の説明においては皆様にわかりやすい説明を心がけてまいります。</p> <p>②縦覧、法的に必要な説明会だけでは伝わらないと考えていたため、各町会長様、区長様に相談を行ってきました。その中で可能な範囲で地区単位の説明会を実施してまいりました。未実施の地域は、地元の皆様への理解を深める、直接ご意見を伺う場として、今後実施したいと考えております。</p> <p>③弊社の整備部門の社員は風車建設後20年間、能登に定住する予定です。定住の経験というところでは、住民の皆様のご意見をお伺いし、事業に反映させたいと考えております。</p> <p>④過去の経緯などは既設風力発電所事業者や住民の皆様からお話を伺いたいと思っております。</p> <p>⑤国や世界が目指す二酸化炭素の排出量削減に貢献できるよう、やみくもに開発行為を行うのではなく、住民の皆様のご意見や、環境影響評価の手続きで専門家等の意見を取り入れることで地域、周辺の環境と共存ができるよう行政、専門家、地域住民等関係者含めて検討していきたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
53-2	<p>問題点(01) 招きもしないのに押しかけて、事業を興そうと企むことに問題あり。</p> <p>① 鉦打の住民が協議の結果、風力発電事業を興そうという目的でもなく、また、風力発電事業を計画している事業者を招待したわけでもない。</p> <p>② 決めた手順で、ある日、ある時を定めて、「事業内容を説明するから聞きよってこい」。「関連資料は所定の場所で閲覧できる」と決めて、鉦打の住民の日常生活サイクルに一方的に、場所も日時も曜日も関係なく押しかけて来る。その姿勢は鉦打の住民について、標記風力発電施設を企画している組織は何様のつもりで構えているのでしょうか。</p> <p>③ ●「能登半島は、年間通じて風の流が風力発電に適している。●国の施策・国の補助金を得る。●外国資金を得ている。●能登半島は他の地域より、外浦・内浦双方から近い距離・低山地・人家の少ない過疎地等の事由にて設置作業費用が低価であり、作業が行い易い。」と推測可能であるが、「他の地域より、条件が良いから来ました」と申されても、365日鉦打に生活している住民にとって、庭先を荒らされることになり変わりなく、お断りします。</p>	<p>① 弊社の説明不足も原因の一つと考えますため、今後はわかりやすい説明、地域の皆様のご意見をお伺することに努めてまいります。</p> <p>② 住民説明会の日程、縦覧の日程は事前共有をさせていただいており、説明会については皆様の都合がつきやすいように土日を選んで開催しております。ただ、法的な手続きだけでは説明会当日に行きたくても用事があっていけない方などがいらっしゃるかと考え、各区长様や町会長様にご相談させていただき、皆様が集まる機会などに少しお時間をいただいでその中で可能な範囲で地区単位の説明会を実施してまいりました。現在、未実施の地域は、地元の皆様の理解を深める、直接ご意見を伺う場として、今後実施したいと考えております。</p> <p>③ 風況が適しているというところをご認識の通りですが、国からの補助金はなく、過疎地のため設置作業費用が安いというところはございません。計画にあたっては鉦打地区について深く理解していない部分もございますので、定住している皆様のご意見をお伺いして事業の計画を作成していきたいと考えております。</p>
53-3	<p>問題点(02) 風力発電事業を興すことで、鉦打地域の集落及び住民同士の「いがみ合い」が発生することに問題あり。</p> <p>長年、和気あいあい生活してきた同志が、「土地」と「おカネ」の絡むことで、作業道設置等やその後の作業道管理等について、山地の境界線や土地売却金額の同族間内(親子・兄弟姉妹)のトラブルが起きる。</p>	<p>風車設置位置は風や地形、自然環境、周辺住民の皆様への配慮が必要であり、そこを皆様にご理解いただけるように丁寧な説明を行います。隣地との筆界につきましては地元の土地家屋調査士、測量会社様ご協力のもと、適正に筆界を確定させ、もめ事が起こらないよう努めます。</p>
53-4	<p>問題点(03) 能登半島は世界農業遺産に選ばれた里山里海の良き自然環境の残る地域である。よって、風力発電事業は景観保全に問題あり。</p> <p>能登半島は観光地であり、農業・漁業・林業などを基盤とする第一次産業を生業としている地域である。現在すでに設置されている虫ヶ峰の山稜について、東側の七尾湾(内浦)からの景観も、西側の富来海岸(外浦)からの景観も、その地域に棲む住民としては、人工物の風車の存在そのものが風景のバランスを欠き、景観上迷惑である。</p> <p>草木を生けてある水盤(または壺)に、人工物の風車を多数投げ入れたモノを、あなたは奥座敷の和室に飾りたいですか。</p>	<p>「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「優れた里山景観：日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」(輪島市)をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや白壁・黒瓦の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣(まがき)と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。」とありますが、本事業地にはこのような景観資源は分布していないと考えますので、本事業の実施に伴い認定で評価された景観資源に直接的な影響を及ぼすことはないと考えております。一方、各眺望地点からの眺望については、認定で評価された景観を眺望できる地点からの眺望への影響を考慮し、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価を行う他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定でございます。</p>
53-5	<p>問題点(04) 日本列島は地震国です。地震対策に問題あり。</p> <p>各風力発電事業予定地の対象とする説明会において、①能登半島における断層状況や②今回の風力発電事業予定地の地層状況の報告や調査計画にふれることなく今日に至っている。</p>	<p>事業予定地の地層状況については、方法書段階では既存資料調査(方法書p33～43に記載)を行っておりますが、地震対策につきましては風車建設位置の案が決まりましたらそこで詳細な地盤の現地調査を行い、そこに風車を建設したモデルで地震の時に倒壊しないよう地盤データや最新の地震データ、風車の構造データ、基礎の構造データを入力して解析を行い最新の耐震基準に沿った設計をおこないます。</p>
53-6	<p>問題点(05) 尾根道・峠道・山頂周辺の古代・中世・近世の山岳信仰遺跡等の歴史遺産を破壊する可能性に問題あり。</p> <p>永年語り伝えられた物語のある地域の歴史が、招きもしない組織が入り込み、風力発電建設の目的で、改変されるのはいかなるものなのでしょうか。</p> <p>① 大伴家持の能登巡行コース(中島町西谷内集落の観音坂峠一志賀町今田集落)。</p> <p>② 峨山禅師の峨山道・峠越え(中島町河内越ケロアゴゼ峠一風吹岳の西側)。</p> <p>③ 中世の城・砦遺跡(中島町西谷内ナマリヤ砦)。</p> <p>④ 能登三十三観音巡礼札所(虫ヶ峰第24番札所)(註1: 虫ヶ峰風力発電7号機、遺跡の北側3mまで接近)。</p> <p>⑤ 伝見佛寺跡参道(上島の虫ヶ峰山正覚寺の元の寺)(註2: 虫ヶ峰風力発電に伴う町屋一虫ヶ峰間の林道建設により消滅)。</p> <p>⑥ 加能作次郎(明治期の鉦打小学校教諭、小説家)が往復した盤谷峠(中島町鳥越一志賀町広地)。</p>	<p>今後の風力発電施設の配置検討の際に、ご意見として挙がっている遺跡等についても、土地所有者、行政等の関係部署に相談し、風力発電施設の配置等に配慮してまいります。</p> <p>また、対象事業実施区域の埋蔵文化財等に対する確認につきましては、現時点では未確認の部分もありますので、引き続き有識者や行政等に確認をしてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
53-7	<p>問題点(06) 古代～近代の産業遺産である製炭・製鉄遺構の破壊に問題あり。</p> <p>①能登半島の産業遺産として、海岸では製塩遺構があり。山麓では、一坪でも稲作の生産を高めようと努力された農民の手の跡を示す棚田あり。山地では、多数の製炭・製鉄遺構が分布している。今日まで製炭・製鉄遺構の悉皆的分布調査を各市町教育委員会は実施していない。よって、作業道や林道建設に伴い、調査記録もされずに遺構は消滅進行中である。</p> <p>②今回の風力発電施設計画により、施設資材等の運搬道路新設・拡張工事等により、遺構の消滅の可能性がある。</p>	<p>遺構等についても前述の遺跡と同様に行政等の関係部署に相談し、風力発電施設の配置等に配慮してまいります。</p>
53-8	<p>問題点(07) 動物(鳥獣・両生類・昆虫等)・植物(樹木・草花等)の保全保護に問題あり。</p> <p>①能登半島は渡り鳥の飛来地である。</p> <p>②能登半島に朱鷺が生息していた時、穴水から羽咋の間を定期的に往来していた歴史がある。鉦打地域(熊木川の上流)や稗造地域(富来川の上流)には、朱鷺の飛来を見聞された記憶が現住民に残っている。</p> <p>③近年、佐渡島⇒新潟県胎内市等経由⇒富山県経由にて、能登半島へ朱鷺が飛来していた。よって、今後も朱鷺の飛来する可能性がある。</p> <p>④谷間の水源地は、ホクリクサンショウウオの生息地である。</p> <p>⑤(問題点07)の調査について、既存の報告された町史・市史などや、最近の情報を参考に各調査を行うであろうが、調査範囲は点的・線的調査である。未調査範囲が多々ある。よって、今後新発見の可能性がある。</p> <p>⑥(問題点07)の調査について、悉皆的かつ面的調査と長期間(春夏秋冬の1年間)の観察調査が必要である。</p>	<p>動植物等への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。現地調査等の際にはご意見の内容にも十分留意して行ってまいります。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>
53-9	<p>問題点(08) 風車設置に伴う運搬道路などの建設による土砂流失と設置後の道路側溝などの管理不足に問題あり。</p> <p>①梅雨のシーズンや台風シーズンは無論のこと、大雨後や大風後、落葉シーズンの定期的・継続的巡視と側溝の排土・落葉の駆除が必要である。</p> <p>②建設計画時の方法書類上では、管理について述べられているが、虫ヶ峰風力発電設置後の状況観察では遵守されているか疑問点が多い。</p> <p>③道路設置に伴い、山林境界とそのラインが年次を経過するごとに不明確となり、隣地の地権者とのトラブルの発生が起きやすくなる。</p> <p>④道路設置に伴い、廃棄物の不法投棄が多発する。</p> <p>⑤道路設置に伴い、山林樹木の不法伐採・盗難事例が多発する。</p>	<p>①風車も定期的なメンテナンスが必要なことから、ご意見いただいている排土や落葉の撤去、道路の整備等は行う予定としております。</p> <p>②弊社保有の発電所では定期点検、荒天後等の点検で管理しており地元住民の皆様からの否定的なご意見はございません。</p> <p>③道路設置に伴い、土地の所有者、地元測量会社、土地家屋調査士ご協力のもと確定させることでトラブルが発生しないよう未然に対策をいたします。</p> <p>④行政と連携し、法に則って適切に対応いたします。</p> <p>⑤林業関係者と協力し未然に防ぐ対策を検討いたします。</p>
53-10	<p>問題点(09) (問題点08)の運搬道路および風車の基礎工事などの結果、山中の水脈の汚染および水脈流道の変更。生活用水や農業用水量の変動に問題あり。</p> <p>①例えば、1年間の事前調査をふまえても、その状況は不明の点が高いだろう。しかし、20年間の経過後は、設置前と設置後の比較は可能である。</p> <p>②七尾西湾は、牡蠣養殖の日本海側第1位の生産地である。牡蠣養殖に必要な山の資源を思い考えた場合、山の地形改変や樹木伐採は極力計画的配慮が必要である。よって、現状保全を求める。</p> <p>③中島町西谷内集落では、上水道の管理組合「谷出水道組合」がある。</p> <p>④中島町河内集落の上水道。中島町の上水道の水源地である熊木川。</p> <p>⑤旧富来町の上水道の水源地である虫ヶ峰。</p> <p>⑥輪島市門前町の水源地である八ヶ川。</p> <p>⑦穴水町の水源地である小又川・山王川。</p> <p>いずれも、(仮称)七尾志賀風力発電事業・(仮称)虫ヶ峰風力発電事業・(仮称)志賀風吹岳風力発電事業・(仮称)能登里山風力発電事業に伴う想像を超える影響がある。</p>	<p>水質、地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、水質、地下水への影響に配慮していく予定です。現地調査地点につきましては、現地踏査やヒアリング等により湧水、農業用水等の利用地点等を選定し調査を行ってまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
53-11	<p>問題点(10)風車の存在に伴う騒音の問題あり。</p> <p>①365日、24時間、風車の回転があるわけではない。しかし、風力回転の方向(方位)と、時間帯(夜間など)によって、耐え難い騒音を感じる場合がある。</p> <p>②屋外の杉木立と共鳴および反射して、風車と直面していない方向からの騒音もある。</p> <p>③虫ヶ峰風力発電9号機・10号機の眼下に位置する(直線距離:1000m～1500m未満)●●家(石川県七尾市中島町●●●●●●●●(注:住所、氏名が記載されておりましたため、個人情報保護の観点から個人名、住所は字以降を●とさせていただきます))では、9号機・10号機の撤去または風力回転の停止を願いたい。</p> <p>④③の件について、6ヶ月の自宅療養後、2011年(平成23年辛卯)6月6日入滅した母(享年91歳)の遺言でもある。</p> <p>⑤虫ヶ峰風力発電に伴う騒音を受けている地域として、七尾市中島町鉦打地域では、鳥越集落の上出、古江集落、西谷内集落の上野出・馬場出・谷出・田の尻出、藤瀬集落である。</p> <p>⑥風力発電設備のガイドライン値未満であっても、音の距離、地形、風向きなどの要因によって、元々存在していなかった人工音＝風力発電音を雑音と感ずる日常生活を過ごしたくない。</p>	<p>低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に地域の状況を踏まえて調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>
53-12	<p>問題点(11)風車の存在に伴う低周波騒音の問題あり。</p> <p>①低周波騒音について、2008年、全米騒音制御技術研究所の年次学会において、ジョージ・カンパーマンとリック・ジェームスは、風力発電について、少なくとも平地で2km、山間部では3.2kmの距離を民家から離すべきと報告している。</p> <p>②低周波騒音などにより、睡眠障害・頭痛・耳鳴り・めまい・吐き気・動悸・イライラ・集中力や記憶力の低下・パニック障害などが報告されている。なお、老若・年齢層などの各個人の過敏性の状況によって異なる。元々、設置しなければ(問題点09)の②の問題は起きない。</p>	<p>民家と風力発電機との間で必要な離隔距離につきましては、音の聞こえ方は単に距離だけではなく、地形、風向き等他の要因によっても異なってくるものと考えられるため、今後の現地調査では、事業実施区域から近い集落等を選定して現地調査地域の音環境の特性を把握したうえで風力発電機からの騒音の予測を行い、指針値未満となるよう配置の調整を行っていく予定でございます。</p>
53-13	<p>問題点(12)(問題点10)・(問題点11)の環境調査を行う場所と箇所数の少ない事と調査期間の短い事が疑問である。</p>	<p>調査地点につきましては、方法書作成にあたり実施した現地踏査で、現況の騒音を把握できると考えられた地点を選定しております。今後の現地調査の際には、各地区の状況も踏まえたいうで、調査地点の追加等を検討してまいります。また、風力発電施設からの影響の予測は、騒音測定地点も含めた地域の面的な影響予測を行う予定です。調査期間につきましては、各種マニュアルや手引き、事例等を基に設定しておりますが、現地の状況を踏まえ必要に応じて、適宜、調査期間の延長等を行い、地域の騒音の現状を的確に把握するよう努めてまいります。</p>
53-14	<p>問題点(13)風車の存在に伴う落雷・落雷誘引などによる周辺の被害の問題あり。</p> <p>①家屋および山林樹木の被雷と火災の被害発生が高い可能性がある。</p>	<p>落雷につきましては風車事故が起こるにつれて規制が厳しくなることから風車の性能が上がり、避雷針や羽の先端で電気を受けて地中に逃がす設計となっていること、落雷による被害を抑えるために気象予測サービスなどを活用し事前に風車を停止させることで皆様にご迷惑をおかけする事故が起こるリスクは限りなく低いものと考えております。</p>
53-15	<p>問題点(14)地球温暖化などによる近年の台風が異常に強い。その結果、予測以上の風力による倒壊の危険性がある。「想定外であった」との説明は今日許されない。</p>	<p>予想以上、想定外をなくすために、近年の設計の基準は地震、暴風等の大きな負荷をかけても倒壊しない強度を保つものへと厳しくなっており、これをクリアしなければ建設できないこととなっております。また、地球温暖化に伴う異常気象を低減させるために、各地で風力や太陽光発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーによる発電所の割合が増えていることと思っております。</p>
53-16	<p>問題点(15)設置運営会社が倒産した場合、融資を行う金融機関が引き継ぎ、事業の継続を行う体制と説明があるが、今後世界経済の動向により、20年後の金融機関の存在も安定的とは予測できない。また、外国資本のバックアップについても、現在は可としても、将来はどうなるか予測できない。</p>	<p>20年間の風力発電施設の運営体制において、風力発電所竣工後は原則銀行からの融資を返済するのみです。事業を行っている発電所は、一定の風条件の安定した発電ができれば、その発電した電気を電力会社が「固定価格買取制度」により安定した買取がなされます。このため、風況についての詳細な観測を行い、安定した風力発電が行えることを確認している所でございます。また、今までの弊社の風力発電事業における実績等を含め予備費を含む適切な運営費用を計画しているため経営難になる心配はございません。</p> <p>また、発電所に出資をし、運営管理をしている弊社が万が一倒産した場合でも、発電所は独立して運営できる体制となっているため、金融機関が新たな出資運営会社を見つけて管理させるため、発電所がそのまま放置されるという心配はございません。</p> <p>弊社の親会社は外資系企業から日本企業に変更となりました。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
53-17	<p>問題点(16)風力発電機の耐用年数経過後の後始末について、周辺住民に対して、明文化された契約書素案を提示していない。以上、直観的・一般的に感じている問題点合計16件を記載しました。総論として、『(仮称)七尾志賀風力発電事業・(仮称)虫ヶ峰風力発電事業・(仮称)志賀風吹岳風力発電事業・(仮称)能登里山風力発電事業の4事業計画』の撤回を求めます。よって、地域住民の培われた絆を分断する風力発電事業計画に関連する事業者側の個別説明も集団説明会の開催もおこなわれます。</p> <p>【2021年(令和3辛丑)3月5日(金)時々小雨、啓蟄の日 8頁記】</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後、風況調査や環境調査を行い、事業化できるようであれば土地契約の素案をもって皆様に説明してまいります。いきなり契約ではなく順を追って説明を行いたく、まだお示しできておりませんでした。</p> <p>一般的に使用される素案から現況復旧や撤去についてどのように記載があるかはお示しできますので、住民の皆様への説明会の際にお示しするようにいたします。</p>
54-1	<p>・まず2020年4月、藤瀬町会内に回覧された貴社計画資料について、下記提出した意見について何ら回答が無かったことについて抗議し、あらためて回答を求める。</p> <p>①事業実施に関わる全地域・住民に対し、情報の公平・公正な公開を徹底する事</p> <p>②方法書公開までに、風車建設予定地の詳細な位置を公開すること。</p> <p>③過去に事業計画が撤回された案件について、貴社独自の考察・及び今計画についてどのような改善策をもって臨んだか明らかにする事。</p>	<p>ご回答が遅くなり、大変失礼いたしました。</p> <p>①各地区単位での個別説明会や、環境影響評価の説明会を通じて情報公開を行っていく所存です。</p> <p>②方法書の時点では風力発電機の詳細な位置は決定することが難しく、お示しすることが困難な状況です。理由として、風況観測が進捗中であること、また環境影響評価における動植物や騒音などに関する現地調査が実施できていない状況のためです。今後の風況観測、及び現地調査の結果に基づき、風力発電機の位置を決定し、準備書においてお示しできる予定です。</p> <p>③風力発電の計画において、一番大事である風は観測してみないとわからないという状況にございます。そのため、想定していた風の強さが望めない場合において事業を撤退した事例は多数ございます。その他電力会社事由等様々理由はございますが、著しく環境を破壊する可能性がある、住民の皆さまに悪影響を与えるという場所では計画を立ててはございませんので、地元の皆様からの反対による事業撤退はございません。本事業においては、皆様からいただいているお言葉を真摯に受けつつ、今後の現地調査によって事業の影響を確認、評価し、可能な限り影響をなくすよう検討してまいります。</p>
54-2	<p>・以下その他意見</p> <p>①計画地は熊木川上流水源部にあたる尾根筋である。そのような場所・及びそこに至るルートに大型・大規模な風力発電施設工事を行う事は、水源の枯渇や土砂災害を増長する為、認められない。</p>	<p>水質、地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、水質、地下水への影響に配慮していく予定です。現地調査地点につきましては、現地踏査やヒアリング等により湧水、農業用水等の利用地点等を選定し調査を行ってまいります。</p> <p>風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、行政の担当課と協議を行い、局所的な豪雨等に耐えられる設計などを行うことで土砂災害が起きないように対策をする予定でございます。</p>
54-3	<p>②現状地釘に存在する1500kW級風車でさえ、騒音の被害を訴える住民がいる。今計画の更に大型の風車及び、隣接する複数計画の風車による累積被害により、更に重大な騒音障害を招く事が想定される。説明会において、環境省資料を引用し、「アンノイズ」という表現が用いられた。貴社の姿勢としてこの点について、あたかも「個人的な思い込み」のような解釈が感じられ、住民に真に寄り添う姿勢が感じられなかった。この点においても今計画は認められない。</p>	<p>説明会では、環境省の資料を用い、影響がないことを説明したのではなく、アンノイズ「わずらわしさ」という影響があり、これは、低周波音よりも可聴域の騒音によるところであるため、騒音についても調査を行うことを、わかりやすく説明する意でございましたが、かえって誤解を招いてしまったものと思います。今後は、ご指摘の意を踏まえ、現地調査結果について準備書の説明会では誤解を招くことのないように十分に注意し、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
54-4	<p>③計画地一帯は、希少猛禽を始めとする鳥類の重要な繁殖・採餌・移動ルートとなっており、鳥類団体から不適地であることが再三指摘されている。方法書に記載されているいかなる対処をもってしても、影響の回避は不可避とかがえられる。よって今計画は認められない。</p>	<p>動植物への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>
54-5	<p>④計画地一帯は「峨山道」など古くからの交通・文化の要衝であり、地形・景観と共に、価値を数量化できない重要な価値を創出してきた。そのような価値を破壊する巨大風車は土地本来の財産を大きく損なうものである。よって本計画は認められない。</p>	<p>峨山道から見える景観につきましては、今後、環境影響評価の中で現地調査、予測評価を行い、環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
55-1	<p>能登に大規模風力発電計画 急浮上した能登の大規模風力発電計画は、地元でもほとんど知られず、驚きの声が聞かれます。</p> <p>尾根に立ち並ぶ高さ180メートルの最大級の風車。騒音や低周波の健康被害、貴重な野鳥の営巣地を含む生態系への影響、洪水、水資源の枯渇が心配され、近距離の尾根中に立つ風車に囲まれる集落もあります。買取価格の有利なうちに集中する十二事業所、百七十六基の乱開発は、事業者と地主の契約のみ。住民や自治体との合意が必要ないこともあり、各地でさまざまな問題や事故が多く、洋上へ移行中とも聞きます。雷被害も多い小さな半島で立地の適所はあるのか？放置されれば地主、自治体にかかわる今の法整備で十分か？など不安は尽きません。</p> <p>世界農業遺産に認定された能登は、素朴な暮らしの中で海山の恵みを受け続けた、いのちの場所です。過疎の中でもそこに魅せられる人も増えています。</p> <p>震災後、皆が本当に大切なものを見つめようとしている中、安心なエネルギーを模索してやまない私たちの世代が、大切な能登をどう子・孫の代に渡せるのか。性急な計画を白紙に戻し、それぞれもっと知り、先を考える十分な論議の時間が必要ではないでしょうか。</p>	<p>ご心配されている生態系への影響、健康への影響、水資源への影響等は環境調査、専門家、住民の皆様からのご意見を配慮して計画を進めてまいります。</p> <p>また、事業につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということをご真摯に受け止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。</p>
55-2	<p>風力発電 えっ？ “能登は優しや土までも”この言葉そのままに、夫の赴任地であった能登に魅せられ、永住の地として、もう40年余り経ちました。その七尾市へ急浮上してきた風力発電は、地元でもほとんど知る人がいないことで、旧中島町、旧田鶴浜町(七尾市)志賀町だけでも6社80基あまりとのこと…。地域の大切な山並みに180メートル級の巨大な白いプロペラ群が林立する計画が、地権者と事業者の借地契約のみで自治体、住民などの合意は必要のない、あまりにも緩い法の下で着々と進行しています。実態は、海外で採算が合わなくなった外資が、日本の今の固定価格の買取制度のもと、利益を得るだけ得ようという駆け込み申請で、能登に集中するようです。</p> <p>広範囲に尾根を切り開かれ、コンクリートを流し込まれ、保水力を失った山は、洪水や濁水は避けられず、豊かな水資源は失われ、能登の貴重な鳥の生息地、動植物の生態系も奪われます。そして荒れて、力のない能登に、また何が押し付けられることになるのか…。こんな大切なことが誰にも知らされないままに国の400基の計画のうち、能登半島へ12もの会社で150基から180基を着々と秘密裏に進めているのだと…。住民や地元市町村の同意も必要なく、県の認可だけで、好き放題に建設可能ということ自体信じられない構造です。建設予定地で、知られていなかった住民たちは今、驚きと不安でいっぱいです。</p>	<p>弊社としましては、地元の合意なしに事業を実施する考えはございませんので、地権者様にも丁寧な説明を行っているというはございませんが、事業につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということをご真摯に受け止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。</p> <p>最後のご意見につきましては、各事業者で計画初期段階では他社がどのような計画をしているかわからない状況にあるので、可能性のある大きな範囲で最大規模の発電所容量で公示しますが、環境影響評価の手続きや地元との協議、行政との協議で建設までに様々な配慮がされていくものと考えます。</p> <p>※株主変更のため海外からの出資はなくなっております。</p>
55-3	<p>原発に翻弄され続けた私達はクリーンエネルギーの名にあこがれますが、風に左右され、常に火力や原子力と併用せねばならぬ不安定なもので、二酸化炭素削減はあまり期待できず、各地で経営不振や、また、低周波や騒音への健康被害などで、反対運動も様々に起きています。ましてや、外資系の大企業は、儲けがなければすぐ撤退してしまい、あとに残るのは、部品欠損、雷被害などで、動かなくなった30階建てビル以上の巨大な構造物で、事業者優先の借地法では、放置されたものは数億円、数十億円をかけて 地主・自治体が後始末せねばならないことだと…すべてが子供たちの代へかかるのです。</p> <p>世界農業遺産に指定された能登は長年、素朴な暮らしを続けながら、海山の幸を分け合い、手渡してきた、温かな故郷そのものです。過疎化は避けられない現状ですが、失われようとしているその貴重さにあこがれる人の移住も増え、海外からでさえ守ろうとしているのに…。原発の分断の地で住民の思いを封じ込め、海山を有刺鉄線で遮られてしまった切なさ、再び大きな力によって繰り返され、巨大なプロペラ群が半島に林立されようとしていることへの悲しさが募ります</p> <p>子ども達から、奪い続けるばかりの私たちの世代が、これ以上大切なものを奪うことを何とかやめなければ…県のほうでも様々な振興に努めておられる中、能登の風土を根こそぎ破壊するような国の政策を、どうか押しとどめてほしい…と、心より願う気持ちでいっぱいです。</p>	<p>年間の風力発電施設の運営体制において、風力発電所竣工後は原則銀行からの融資を返済するのみです。</p> <p>事業を行っている発電所は、一定の風条件の安定した発電ができれば、その発電した電気を電力会社が「固定価格買取制度」により安定した買取がなされます。このため、風況についての詳細な観測を行い、安定した風力発電が行えることを確認している所でございます。また、今までの弊社の風力発電事業における実績等を含め予備費を含む適切な運営費用を計画しているため経営難になる心配はございません。</p> <p>また、発電所に出資をし、運営管理をしている弊社が万が一倒産した場合でも、発電所は独立して運営できる体制となっているため、金融機関が新たな出資運営会社を見つけてそこに管理させるため、発電所がそのまま放置されるという心配はございません。</p> <p>風力発電機が林立することは問題かと思いますが、地域、周辺の環境と共存ができるよう行政、専門家、地域住民等関係者含めて検討していきたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
55-4	<p>小さな能登半島は過疎の地ではありますが、世界農業遺産にも選ばれ、長年、素朴な暮らしの中で海、山、の幸をわかち合い手渡し続けて来た大切なのちの場所です。</p> <p>様々な貴重な鳥が飛来し、四季の移ろいの中に人々の心を癒し、力を分けてくれる貴重な場所です</p> <p>今一時の風土を無視した12社の乱開発、強引な計画はこの風土を消失させるものです。風が弱く雷被害も多くとも採算のとれないことに放置の危険も否めません</p> <p>自治体、住民に広く開示が必要であり、又、住民の能登に対する想いをもっと知り、この地が、蹂躪されることのないよう計画の白紙撤回を強く求めます</p>	<p>「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に評価された点は、「生物多様性が守られた伝統的な農林漁法と土地利用：前略・・・また、山の斜面を利用した棚田や谷間を利用した谷地田、農業用の水源となる2,000を超えるため池などがモザイク状に展開され、生態系が連続的に維持されるとともに、絶滅のおそれのある希少種を含む多くの生きものの生息・生育場所になっています。」「里山里海に生まれた多様な生物資源：シャープゲンゴロウモドキ、ホクリクサンショウウオ、イカリモンハンミョウなどの希少種を含む多くの生きものが生息・生育するほか、300種以上もの渡り鳥が確認されています。・・・後略」とあります。</p> <p>このことを踏まえ、本事業では、例えば、農林業と密接な里山の管理として、スギ植林など維持管理、単一な植生ではなく多様な生物の生息環境となる雑木林等の森林管理に協力していくこと等を今後検討してまいります。また、「能登の里山里海GIAHSアクションプラン」（能登地域GIAHS推進協議会、平成28年6月）の内容を踏まえ、水稻栽培等の農業に関わりの深い溜池を維持することで、溜池に生息するゲンゴロウ類等の希少な水生生物や多様性の保全として溜池への影響に考慮し、必要に応じて本事業地内に含めることで保全していく等の貢献を検討し、世界農業遺産としての「能登の里山里海」との共存を図る努力をしてまいります。</p>
56-1	<p>意見：開発により災害に弱くなる</p> <p>近年、七尾市のみならず世界的に洪水の被害が増大している。七尾市内の河川も毎年川の堤防を超えるなど、被害が増大している。</p> <p>開発は確実に山の保水能力を下げ、災害への抵抗力が低くなる。</p> <p>よって建設は不適である。</p>	<p>風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないように設計段階で検討する予定でございます。</p> <p>また、七尾市のみならず世界的な異常気象による集中豪雨に伴う洪水等の被害が増大しているひとつの要因は化石燃料の使用に伴うCO2等の温室効果ガスの増加による地球温暖化があるものと思量します。</p> <p>その地球温暖化の進行をストップするためには、化石燃料の使用に伴うCO2排出量を軽減させることが必要であり、これからの発電では、化石燃料による発電の比率を下げるために風力等の再生可能エネルギーの発電所を適地にて建設していきたいと考えております。</p> <p>山の保水機能、災害への抵抗力につきましては、事業進捗段階に合わせ今後の行政の担当課や専門家との協議で集中豪雨等があった際でも現状以下の機能とまらないような設計を計画してまいります。</p>
56-2	<p>質問：開発した場合、現状の防災能力を維持するために、大規模な治水工事を行う必要があるが、行う予定があるのか。</p>	<p>前述の通り行政や専門家の指示、基準に沿った治水工事を行う予定です。</p>
56-3	<p>質問：また、風力発電に起因する災害が発生した場合、被害を受けた住民への十分な補償、追加の治水工事などを行うのか。</p>	<p>県の指導、基準に沿って設計を行えば集中豪雨等にも耐えられるようなものになると思量しますが、万が一弊社が開発したことにより住民の皆様へ被害が発生した場合は責任をもって補修工事を行うことや、被災された方への補償についても協議をさせていただきたいと考えております。</p>
56-4	<p>景観の確実な悪化。</p> <p>能登の里山里海は、世界農業遺産にも指定されている、日本の原風景が色濃く残っている地域である。山の尾根に連なる様に建設することは、景観を著しく悪化させることになる。</p> <p>また巨大な風車が能登の低い山に建つことにより、確実に圧迫感が生まれる。</p> <p>よって建設は不適である。</p>	<p>「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「優れた里山景観：日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」（輪島市）をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや白壁・黒瓦の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣（まがき）と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。」とありますが、本事業地にはこのような景観資源は分布していないと考えますので、本事業の実施に伴い認定で評価された景観資源に直接的な影響を及ぼすことはないと考えております。</p> <p>一方、各眺望地点からの眺望については、認定で評価された景観を眺望できる地点からの眺望への影響を考慮し、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価を行う他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定でございます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
56-5	<p>意見:地域にメリットらしいメリットが無く、補償も無い。 地権者、集落到土地の賃借料がわずかばかり入ったとしても、普段生活しているときに、風車の音が不快に感じたり、低周波や超低周波によって健康被害を被った時に、確実な補償がない。 よって、建設は不適である。</p>	<p>地域のメリットとしましては地場の産業により市町に入る固定資産税で市町のサービスが向上すること、風力発電所の維持管理業務の地元雇用の検討、風力発電設備整備のために敷設した道路を林業等の業者と共有することで里山の整備につながることで、長期的に考えれば、二酸化炭素削減により、能登の里山環境の悪化を防げることと思います。 その他にも地域住民の皆様のご心配事項、ご不安事項にお応えする地元貢献案を共同で検討させていただきたいと考えております。 また、万が一弊社が開発したことにより住民の皆様へ被害が発生した場合は責任をもって補修工事を行うことや、被災された方への補償についても協議をさせていただきたいと考えております。 また、騒音については、今後、現地調査や予測、評価を行い、その結果を踏まえ環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」等に従って、可能な限り騒音の低減に努めてまいります。</p>
56-6	<p>質問:地域に騒音による健康被害が出た場合、御社の調査結果のみに寄らず、住民側が委託した業者などによる調査結果を踏まえ、風車との因果関係が明らかになった場合、医療費負担などの補償、住民が住んでいる家屋への防音処理、定住できなくなった場合の移住費用負担などができるのか。</p>	<p>弊社の風力発電施設との因果関係が明らかになった場合は、その状況、被害に応じた補償を行います。</p>
56-7	<p>集落から近すぎる。 私は、現在、3基の風車から自宅まで、およそ1.5kmに住んでいます。 現状、すでに風車の音がゴウゴウと鳴り響き、生活音とはかけ離れた不気味さを感じて生活しています。 発生する騒音は、生活音と同程度だとしても、一時的に発生する騒音と違い、風力発電の風車が回っている間、一時の間もなく発生しています。 発電量を確保するために、昼夜問わず発電するのも経験しています。昼間は車の音や、農機の音があるため、それほど気にはなりません。夜などは、風向きによっては室内までその音が聞こえ、不快に思っています。 計画されている、風車建設予定地は、西谷内、河内地区など近いところは集落まで1kmを少し切るぐらいに予定されています。 よって建設は不適である。</p>	<p>低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。</p>
57-1	<p>風力発電は、二酸化炭素が発生しないので自然環境を破壊しない等、クリーンなイメージを持たれていますが果たしてそうでしょうか？ 山の尾根に沿って立ち並ぶ風車は一見の価値ありと謳っているものさえあります。 風力発電を建設する際にどれだけの山が削られ、またそれに伴い生息する生物達も住みかを失う。これで自然に優しいと言えるのでしょうか？ 風力発電の低周波による健康被害も、今やインターネットで「風力発電」と検索するだけで溢れるほど実害が報告されています。 真剣に冷静に、日本の未来を考えるならば 何一つ生産性を生み出さないバカげた風力発電事業計画は今すぐ中止するべきです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 また、ご心配されている本事業の実施に伴う、自然環境、生活環境への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、環境影響評価の手続き等を通して、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
58-1	<p>【漁業への影響について】 熊木川が注ぐ七尾西湾では牡蠣の養殖が盛んです。牡蠣の養殖は餌を与えることなく、自然の力で牡蠣を育てます。マガキは主に植物プランクトンを餌として成長します。植物プランクトンは海水中の栄養塩類と太陽の光で育ちます。 栄養塩類は七尾西湾に注ぐ、熊木川や二宮川がもたらします。今回の風力発電事業により、山の表土が削られると川に流れる腐食が減少します。腐食はキレート作用により栄養塩類を水に溶けやすくする役割をしていますが、木を伐採し、表土が流出することで、七尾西湾に注ぐ栄養塩類が減少することが懸念されます。このことは、「森は海の恋人」(畠山重篤著)でも示めされています。 また、近年七尾西湾のヘドロ化が問題となっています。ここに山から土砂が流出することにより、海底に土砂が堆積し、ヘドロ化が加速される恐れがあります。七尾西湾の砂地は海鼠の絶好の住処になっており、ヘドロ化が進むことで海鼠漁にも影響が出ることを懸念されます。 以上より、環境アセスメントに七尾西湾の環境評価も追加すべきです。</p>	<p>本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響を予測し、適切な環境保全措置を検討することで、下流の海域における漁業等への影響を回避できるものと考えております。従いまして、事業地の流域にあたる河川の水質について、影響があった場合に最も影響が大きくなる可能性があると考えられる河川の上流地点を調査地点に選定し、今後現地調査をし予測を行ってまいります。事業地からの影響が最も大きくなる可能性がある地点で予測を行い、その地点よりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定でございます。</p>
58-2	<p>【景観】 能登の里山里海は世界農業遺産にも登録されており、その認定基準には、 ランドスケープ・シーンスケープの特徴：人類と環境の相互作用を通じ、長い年月をかけて発展してきたランドスケープ・シーンスケープを有すること。 とある。 能登の山に立つ巨大な風車は、人類と環境の相互作用を通じ長い年月をかけて発展してきたランドスケープを壊すものだと思います。 景観の面からも、この事業に反対いたします。</p>	<p>「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「優れた里山景観：日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」(輪島市)をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや白壁・黒瓦の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣(まがき)と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。」とありますが、本事業地にはこのような景観資源は分布していないと考えますので、本事業の実施に伴い認定で評価された景観資源に直接的な影響を及ぼすことはないと考えております。一方、各眺望地点からの眺望については、認定で評価された景観を眺望できる地点からの眺望への影響を考慮し、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価を行う他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定でございます。</p>
58-3	<p>【治水悪化】 近年熊木川は大雨により何度も氾濫しております。今回の事業では、風車を運ぶトレーラーが通れる大きな林道を作り、風車建設地の周囲の木を伐採し、尾根を削って整地し、山に深い杭を打ち、大きな基礎を作って、風車を建てることとなります。 木の伐採による保水力低下、真砂土流出により河川水と地下水の交流不全が起こることなどにより、治水の悪化が懸念されます。今回は貴社だけではなく、熊木川原流域に4つの事業が計画されており、これらの事業が進めば、保水力が落ちた熊木川は少し大雨が降っただけで氾濫を繰り返すことになるのではないかと懸念しております。 貴社が熊木川の治水を悪化させることがないという根拠があれば、示していただきたい。</p>	<p>風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないよう設計段階で検討する予定でございます。 水質、地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、水質、地下水への影響に配慮し、できる限り、環境への影響、負荷の少ない事業となるよう努めてまいります。 また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。</p>
58-4	<p>【水に対する影響】 なとうち地区には藤瀬の名水があり、県外からもたくさんの方が水をくみに来られます。 この事業によって、水脈が変化したり、土砂の流出により水質の悪化なども懸念されます。 環境アセスメントにて、工事時の水質だけではなく、工事終了後の水脈の変化・土砂や濁水の流出なども評価するべきである。</p>	<p>水脈の変化に関連する地下水の項目につきましては、本事業の供用後の項目としても選定しております。土砂の流出による濁水につきましては、供用時には著しい濁水を発生する要因はないため項目として選定しておりませんが、供用時は速やかに造成面の植栽等を行い濁水が発生しないよう計画しております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
58-5	<p>【世界農業遺産 能登の里山里海】 事業の実施想定区域を含む能登地域は、世界農業遺産「能登の里山里海」として登録されている自然豊かな土地であり、そこで暮らす人々の生活はこの豊かな自然に支えられており、この豊かな自然こそが能登地区の最大の資源と言えるものであります。世界農業遺産の認定基準には、 1.食料及び生計の保障：地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。 2.農業生物多様性：食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。 3.地域の伝統的な知識システム：「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。 5.ランドスケープ及びシースケープの特徴：長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープやシースケープを有すること。 といった記載がなされております。</p> <p>事業実施想定区域は、希少な猛禽類が確認されており、これらの事業が生物多様性を大きく損なうことは明白であります。また、事業想定区域での木の伐採、運搬道の造成などによる保水力低下・土砂流出などにより、下流域での治水悪化、水質悪化などが懸念され、農業の営みにも多大な影響が予想されます。周囲には藤瀬の名水もあり水質悪化が懸念されます。また、七尾西湾に注ぐ熊木川の源流域が荒れることで、漁業にも悪影響が出る可能性もあります。つまり、地域コミュニティの食料及び生計の保障に問題が起る可能性があります。</p> <p>景観の面でも、長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープとはかけ離れた景観となります。このような、能登地域の最大の資源である能登の里山里海に対する負荷の大きな事業が、周辺住民への十分な説明・合意形成がなされないまま進められていくことに、大きな懸念を抱いております。</p>	<p>「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に評価された点は、「生物多様性が守られた伝統的な農林漁法と土地利用：前略・・・また、山の斜面を利用した棚田や谷間を利用した谷地田、農業用の水源となる2,000を超えるため池などがモザイク状に展開され、生態系が連続的に維持されるとともに、絶滅のおそれのある希少種を含む多くの生きものの生息・生育場所になっています。」「里山里海に育まれた多様な生物資源：シャープゲンゴロウモドキ、ホクリクサンショウウオ、イカリモンハンミョウなどの希少種を含む多くの生きものが生息・生育するほか、300種以上もの渡り鳥が確認されています。・・・後略」とあります。</p> <p>このことを踏まえ、本事業では、例えば、農林業と密接な里山の管理として、スギ植林などの維持管理、単一な植生ではなく多様な生物の生息環境となる雑木林等の森林管理に協力していくこと等を今後検討してまいります。また、「能登の里山里海GIAHSアクションプラン」（能登地域GIAHS推進協議会、平成28年6月）の内容を踏まえ、水稻栽培等の農業に関わりの深い溜池を維持することで、溜池に生息するゲンゴロウ類等の希少な水生生物や多様性の保全として溜池への影響に考慮し、必要に応じて本事業地内に含めることで保全していく等の貢献を検討し、世界農業遺産としての「能登の里山里海」との共存を図る努力をしてまいります。また、「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「優れた里山景観：日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」（輪島市）をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや白壁・黒瓦の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣（まがき）と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。」とありますが、本事業地にはこのような景観資源は分布していないと考えますので、本事業の実施に伴い認定で評価された景観資源に直接的な影響を及ぼすことはないと考えております。一方、各眺望地点からの眺望については、認定で評価された景観を眺望できる地点からの眺望への影響を考慮し、今後実施する環境影響評価の現地調査、予測評価を行う他、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら、地域の観光業への影響も考慮し検討していく予定でございます。</p>
58-6	<p>【生物多様性について】 この事業の実施想定区域やその周辺にはクマタカなど希少な猛禽類が生息しており、周辺にはノスリなどの猛禽類も確認されている。これらの猛禽類は生態系の頂点に位置する生物である。猛禽類はカエルやネズミやヘビなどの小動物や昆虫類を捕食している。風力発電事業により、猛禽類がいなくなれば食物連鎖のバランスが崩れ、ネズミやもぐら、昆虫による農業被害が大きくなる懸念される。また、能登半島はマガンや白鳥など渡り鳥の飛来ルートにもなっており、渡り鳥への影響も懸念される。この風力発電事業が能登豊かな生態系のバランスを崩さないよう、細心の注意を払う必要がある。事前調査では、月に3～4日だけで結論を出してしまうのではなく、長年地域の自然環境や猛禽類に接し、詳しい方の意見をきちんと取り入れることが重要だと思っております。</p>	<p>希少猛禽類の繁殖等につきましては、今後の現地調査の結果を踏まえ、本事業による影響を予測し、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討を行ってまいります。同様に、営巣地が近隣で確認された場合には、工事の実施時期につきましても、営巣地と工事場所との距離や繁殖時期等を勘案し専門家に相談しながら慎重に環境保全措置、工事計画の詳細を検討していく予定でございます。</p> <p>森林伐採による生息地等の減少による影響、渡り鳥の七尾湾等への飛来ルートへの影響、鳥類のバードストライクによる衝突死等、動植物への影響については、方法書第6章に記載しております調査により現状を把握し、行政機関の調査結果等の情報収集に努め、専門家等の指導・助言を踏まえ、可能な限り影響の回避又は低減に努めてまいります。また、風車稼働後のバードストライクの発生有無の監視等も含めた動植物の環境保全措置及びモニタリング調整等につきましては、今後、準備書段階において、風車の稼働に伴う鳥類への影響を調査、予測、評価したうえで検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
58-7	<p>【低周波音による健康被害について】 風車から出る騒音のシミュレーションは、平地で1基で行っているようですが、谷間では反響して被害が大きくなるのが懸念され、複数の風車が建った場合には乱気流により予想できない音が発生する可能性があり、今回の事業に関して適切なシミュレーションとは言えない。 貴社には、周辺住民の健康な生活を壊す権利はありません。慎重にあらゆる可能性を考えてシミュレーションを行うべきです。 また、低周波音が健康被害の原因となっていることが示唆される報告が相次いでおり、低周波音をきちんと評価できる測定法を導入する必要があります。 A特性は聴覚の機能が低周波音を聞き難いという特性を表したものであり、低周波音を正しく評価することができません。F特性を用いるべきです。 1/3オクターブバンドも、代表周波数の大きさだけを表し、ここからずれた周波数は正しく評価されないため、シミュレーションには適していません。シミュレーションには周波数成分を正確に捉える高速フーリエ変換分析法(FFT法)を用いるべきです。 これらの方法で、事業実施前・事業実施後の低周波も含めた騒音を正しく測定し、比較して評価できるようにしておく必要があります。また、シミュレーションでの騒音の値と、これらの騒音評価のデータは周辺住民が比較できるように公開されなければなりません。 事業開始後の騒音が健康被害の原因となっていると医師により診断された場合には、事業者は被害者への補償を行うべきです。</p>	<p>騒音のシミュレーションは今後の現地調査結果を踏まえ、複数機同時に地形も考慮して面的に予測します。 低周波音につきましては、方法書において1/3オクターブバンド音圧レベル(F特性)で予測することとしています。 FFT分析結果を用いた予測は、環境影響評価に用いることができる確立した予測評価手法がないため、現状では対応が難しいと考えていますが、最新の技術や知見が確立された場合には対応を検討いたします。 本事業においては、多くの事例と同様に、騒音レベル(A特性)と1/3オクターブバンド音圧レベル(F特性)で予測を行う計画です。 調査結果、予測評価結果については、方法書と同様に準備書において閲覧可能です。 また、本事業につきましては弊社が責任をもって工事、保守管理を行うため、本事業に起因する健康被害等につきましては補償をさせていただきます。</p>
58-8	<p>【他事業との複合効果の評価】 仮に、この事業単独ではそこそこの被害しか出さないとしても、複数の風力発電事業が進むことで被害が大きくなる可能性が考えられる。 熊木川原流域には4つもの事業が計画されており、熊木川は原流域から水を集め集合して七尾西湾に流れるので、下流域では全ての事業の影響が重なり、大きな被害が出るのが考えられる。 低周波音による健康被害に関しても、谷の両側からサラウンドで低周波音に襲われるとどうなるのかについても評価するべきである。 七尾西湾の漁業への影響については、熊木川原流域の4事業だけではなく、二宮川原流域の2事業も複合的に影響を与えると思われる。 このように、実際に複数の事業が同時に進んだときにどうなるのかについてのシミュレーションが必要である。</p>	<p>本事業と周辺で稼働中又は環境影響評価手続中の他の事業者の風力発電所による累積的な影響については、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討してまいります。</p>
58-9	<p>【雷について】 石川県は世界有数の雷の多い土地です。 特に冬季の雷による風力発電所落雷事故が多く、全国でも最も件数が多い。 冬季の雷は高構造物から始まる上向き放電が多く、欧州と比較し風車への落雷確率が高く、雷の頻度も欧州に比べて一桁程度大きいと思われる。 実際に福井市の国見岳風力発電所では落雷による火災も発生しており、雷に対する十分な評価・対策が必要である。</p>	<p>ご意見にある福井市国見岳風力発電所の例も含め、こういった事故の例を踏まえ規制基準等の見直しをなされ日本における基準として雷を地中に逃がす構造や避雷針、羽の構造などの技術開発が進化しております。案件毎に国の基準を満足するような設計を経済産業省の指導のもと行っていく予定です。</p>
59-1	<p>私達家族は能登の里山・里海の美しさ、豊かな恵みに魅力を感じて七尾市へ移住して来ました。 今回の計画で里山の美しい景観が失われ、山の地盤が弱くなったり、河川が氾濫する危険性についても心配しています。また、土壌の変化により水そのものの質が変化した場合、里山里海で農業・水産業を営む方々への影響もあると思います。</p>	<p>景観への影響、水質の変化等につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。なお、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。 また、併せて、景観については、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら配慮していく予定でございます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
59-2	自然は人間の手で作り出せるものではありません。壊してからでは遅いです。自然や人々の暮らしへの悪影響が少しでも考えられる限り、巨大風車建設に賛成することはできません。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 現状のままでは電気の多くを火力発電に頼っており、排出される二酸化炭素の影響で地球温暖化が進んでしまうと考えます。 弊社、広く言えば国や世界が目指す二酸化炭素の排出量削減、地球温暖化防止は皆様の考える里山の回復、維持と同じ将来を見ていますので、地域、周辺の環境と共存ができるよう行政、専門家、地域住民等関係者含めて検討していきたいと考えております。
60-1	地域住民の為にならない大規模な施設を、地域住民が守ってきた里山、里海、自然を壊して造るという事に疑問を感じます。「そうではない」と言われるのであれば、納得が得られるまで、説明して下さい。具体的に、しっかりと。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
60-2	里山に生きるという事は、全ての生物、植物の多様性を尊重し、人間もその多様性を構築する一部である、という事を大切にすることです。少しでもどこかが欠けてバランスが崩れたら元に戻せなくなってしまう。人間の目先の利便や欲の為にそういう事になってほしくない切に願います。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きを通して地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取し事業の計画をまいります。
61-1	風力発電の計画を知人から聞き、これほど大きな計画を能登に住んでいながら全く知らなかったことに驚きました。私が知ったのは説明会が終わった後でした。住民に対する説明会はまだまだこれからだと思えますが定期的に言い周知と理解を得てから計画を進めて下さい。オンラインでも行って下さい。	事業につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということを受止め、定期的に地域住民の皆様へのご説明を行うことや、説明会のオンライン開催についても各区長様、町会長様と相談の上検討してまいります。
61-2	風力発電はクリーンで環境に良いイメージですが、設置予定地には向いていないと思います。近年、気候変動による影響で地震や台風が増加しています。また、石川県は雷の多い土地です。風力発電の停止や故障、落雷による事故の可能性が高く危険です。	近年の気候変動による台風、局所的な強風、雷被害、地震により風車の構造等の基準は年々見直しが行われ、より厳しいものとなってきており、それを満足できるよう技術開発も進んでいる状況です。基準に沿った設計を行っていくことや、雷・台風を事前に予測して風車を停止する等適切な管理を行うことで地域住民の皆様へ与える被害の未然防止に努めてまいります。
61-3	海外での設置例を見ると広大な土地があり周辺への影響が少ない場所に設置されています。設置予定地は山間部で周辺に民家もあります。能登地方自体が広大な設置可能な場所がないです。風力発電による低周波音の健康被害が全くないとは言えないはずですが、元々静かな山間部で暮らしている方にすれば工事音はもちろん設置後の機械音に不快感を感じる可能性がとても高いです。	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起らないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。
61-4	これらの理由をもとに計画の再検討、住民説明の徹底を行って頂きたいです。地質、環境調査より先に住民の意見を聞いてから計画を進めるかどうか判断して頂きたいです。	事業につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということを受止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。
62-1	「森は海のおかあさん」という言葉が示すように、能登の海は能登の山にある木々が育んでいます。能登の山にある木々を伐採してしまえば、その海が海の生物を育めなくなるということです。また森という字は山に木があるから森というのだと思います。山に木がなければ、山の土はくずれやすくなり、それは、水を枯らすばかりでなく、人の生命をも、奪いかねないのです。	本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響がないことを確認することや、影響がないよう適切な環境保全措置を検討することで、ひいては漁業への影響を回避できるものと考えております。従いまして、事業地周辺の水質についても、影響があった場合に最も影響が起きる可能性があると考えられる、七尾湾に注ぎ込む河川の上流地点で調査予測を行います。事業地からの影響が最大となる地点で予測を行い、そこよりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定です。 なお、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。

No.	意見の概要	事業者の見解
62-2	能登の自然をまもり、人の生活をまもるために、人工的な巨大な風車を建設するのは、どうか中止して下さい。	貴重なご意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
63-1	度重なる地震や台風、そしてそこから起こる津波や洪水崖くずれなどの二次災害。それはやはり天災とだけで片付けることはできないと思っています。便利な世の中に感謝しながらも、もうこれ以上、人間本位の作りすぎ、使いすぎ、採りすぎの世の中は変えていかないといけないと思っています。この地球は人間だけのものではありません。そして、今生きる人達だけのものではなく、この後を生きていく未来の子ども達のためのものでもあります。	地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
63-2	大きな風車が何十基も建つことで、この豊かな能登の里山の生態系はどうなっていくのでしょうか。そして、その風車がいずれ壊れた時、その大きなお荷物(ゴミ)を誰が背負っていくのでしょうか？	現在の融資形態はほとんどが事業の採算性のみを評価した方法で行われるため、事前の第三者の分析や銀行自らの調査、分析によって20年間安定して運転できると判断したもののみ事業化できるため、そのまま放置されて行政や地域が責任を取って現状復旧を行うということはございません。また、撤去費用については積み立てを行うことが定められているため、20年後はその積立費用を用いて撤去、現況復旧を行います。
63-3	今さえよければいい・・・ではなく、未来の子ども達に何を残していくのか？ そろそろ作り続ける世の中ではなく、大切に使い続ける世の中にシフトしていくことはできないのでしょうか？小さな、それぞれの地域で自分達がまかなえる分だけの資源を作っていく。小さな循環でつながっていく社会に変えていくことはできないのでしょうか？ 事業に関わっている方達にも大切な未来の子どもや孫がいると思います。 その子達に何を残していきたいか？真剣に利益よりも命のことを考えていただきたいと思います。 大好きな能登の自然が、原子力発電、産業廃棄物処理場...そして、今度は風車によって、壊されていくことは、もうたえられません。 巨大風車の建設は、すぐに中止してくださいよう、よろしくお願ひします。	貴重なご意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
64-1	・人間の生活を護るためには、野生動物の生態系を壊さないことで、食物連鎖の頂点に立つ人間が生きているのではないのか？ 森林の開発は自然破壊ではないのか？	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
64-2	・快適な生活をしようとする都市化の街の為に、農山村部の人たちに不快な生活をさせ犠牲になれと言っているのではないのか？	弊社、広く言えば国や世界が目指す二酸化炭素の排出量削減、地球温暖化防止のために行っている事業であり、都市部のもののみが得する事業ではございません。 本件は皆様の考える里山の回復、維持と同じ将来を見ていると考えますので、地域、周辺の環境と共存ができるよう行政、専門家、地域住民等関係者含めて検討していきたいと考えております。
64-3	・都市部の者が癒しを求め田舎へ来ても、巨大な機械の風車は自然景観を台無しにし観光にならないのではないのか？また、一過性の観光にしかならないのではないのか？風車が観光となるのはどんなものなのか？	本事業の実施に伴う、自然景観を含む景観資源への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起らないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。併せて、景観については、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら配慮していく予定でございます。

No.	意見の概要	事業者の見解
64-4	・田舎の人は静かな環境を好み生活をしている、そこに、風車のプロペラや支柱の風切り音、風が強いほど、音が鳴り響くことのない対策はしてあるのか？観光で多くの人々が来たとき地域の環境が悪くならないのか？	騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。
64-5	・能登半島は、渡り鳥の休憩ポイントとしての重要な位置付けになっており、その環境を壊さない取組はどんなものなのか？	森林伐採による生息地等の減少による影響、渡り鳥の七尾湾等への飛来ルートへの影響、鳥類のバードストライクによる衝突死等、動植物への影響については、方法書第6章に記載しております調査により現状を把握し、行政機関の調査結果等の情報収集に努め、専門家等の指導・助言を踏まえ、可能な限り影響の回避又は低減に努めてまいります。
64-6	・そもそも、建設地域の住民が納得していないのに、何故事業が進んでいるのか？	環境影響評価は、各事業段階、事業の熟度を基に配慮書、方法書、準備書、評価書の各段階の手続きを行い、その手続きの中で、事業計画や環境保全措置についてのご説明を行い理解を深めていただき、一方、事業者は関係機関、関係地域の自治体、地域の皆様のご意見を伺いよりよい事業計画、環境保全措置になるよう検討していくものと考えております。一方的に事業を進めているわけではなく、各段階で頂いたご意見を踏まえ事業計画を検討してまいります。今後、ご意見を真摯に受け止め、引き続き地元の皆様のご理解を得られるよう重ねてご説明の場を設けさせていただきます。
64-7	・実際にトラブルや被害が出たときに、それを十分解消するだけの補償がされる可能性はかなり低く、その理由は能登地域の広範囲に跨るからであり、事業をしたいが為にそれらしいデータを使うが、デメリットの説明がないことは、事業主の言い分は信用出来ない可能性が高い。	発生したトラブルや被害と、弊社の風力発電施設との因果関係が明らかになった場合は、その状況、被害に応じた補償を行います。また、調査につきましては、技術者が中立的な立場で行います。
64-8	・SDGsと言っているが、10年20年先、事業を維持するために能登の里山を風車だらけにし、風車の維持管理・建て替えなど、住民から電気代の名目で代金を取り続けるとしたら、それがSDGsと言えるのか？	まず、国民から再エネ賦課金の名目で補助を得ているのは国の進める固定価格買取制度に補填するためで、風車の維持管理、建替えを補償するものではありません。SDGsの7番目の目標には「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」とあり、この目標の達成に向けた行動の一つとして、再生可能エネルギーの取り組みを強化していくことがあると考えます。かつて開発＝環境破壊とされていたころとは異なり、SDGsでは、技術革新等により持続可能な開発を行うことで世界規模の様々な課題を解決していくとするものであり、弊社では、持続可能な風力発電事業を目指すことにより微力ながらその一翼を担えればと考えております。そのために、環境影響評価の手続き等を通して、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海での環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいりたいと考えております。
65-1	中島町の中の田んぼで年2～3回、作業をさせていただいています。家族全員、のどかな能登が大好きです。私達がお世話になっている田んぼから、遠くに風車が見えます。異質な感じを受けます。それが、真近な所へ数十基もあつたら、もはや能登ではないです。きれいな湧き水や美味しいカキ、希少な動植物もいます。そのようなものが能登の宝なのではないですか？伝統芸能や自然、美味しい食べ物、などを楽しみに皆さん能登まで行きます。そのような宝を自ら壊し、数十基の風車を建てる。正直、理解に苦しみます。私達が手に入れたくても手に入らないものを持っているのです。失ってはいけないものがあることに気づいて下さい。お願いします。大好きな能登なので。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海での環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
66-1	能登の気候が、風力発電に適しているという見立は間違っています。全国でも有数の雷の発生率と、冬場の暴風は台風の風より強力です。これだけでも故障のリスクは高いです。	風況に関しましては、弊社の西海千ノ浦での西海風力発電所の実績や、風況観測等のデータを加味し、適地であると考えており、引き続き、風況についての詳細な観測を行い、安定した風力発電が行えることを確認している所でございます。また、近年の気候変動による台風、局所的な強風、雷被害、地震により風車の構造等の基準は年々見直しが行われ、より厳しいものとなってきており、それを満足できるよう技術開発も進んでいる状況です。基準に沿った設計を行っていくことや、雷・台風を事前に予測して風車を停止する等適切な管理を行うことで地域住民の皆様へ与える被害の未然防止に努めてまいります。
66-2	御社は修理はされないのでしょうか？建設後の管理や、修理費は、自治体等に丸投げするのでしょうか。計画を中止して撤退して下さい。	施設の稼働後は、弊社の従業員が近隣に常駐し責任をもって管理いたします。再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。

No.	意見の概要	事業者の見解
66-3	建設予定地の鉤打地区はとても静かな中山間地で、藤瀬の霊水という湧き水が出る所です。病の治る水として知られ、地元住民や、県内外から、多くのひとが汲みに来ています。これだけの大型のものを建設すると、自然環境に影響が出る事は、間違いないと思われませんか？ 表層の水の流れの他に地下にも水の流れがあります。どこに水が流れて地面の下にどういった経路で水が流れているか人間のやる調査ではわからないのではないのでしょうか？ わからないものをどう評価されているのでしょうか？	地下水につきましては、今後実施する現地調査の結果を基に予測及び評価を行い、風力発電施設の配置、環境保全措置の検討をして、地下水への影響に配慮していく予定です。
66-4	多少の影響は想定内なのであれば計画は中止するべきです。絶対に元には戻せません。人間が踏み込んではいけない領域というのがあります。	貴重なご意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
66-5	計画が全て実施されると能登半島に150基以上の大型の風車が建設されます。他の事業の事は知らないのだと思いますが、御社には地元の方もいらっしゃるのかはわかりませんが、正気ですか？	能登半島で風力発電所を計画している各事業者が計画初期段階ではどのような計画をしているかわからない状況にあるので、可能性のある大きな範囲で最大規模の発電所容量で公示しますが、環境影響評価の手続きや地元との協議、行政との協議で建設までに様々な配慮がされていくものと考えます。また、本事業と周辺で稼働中又は環境影響評価手続中の他の事業者の風力発電所による累積的な影響については、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討してまいります。
66-6	環境の保全をお考えでしたら計画を中止して撤退して下さい。	貴重なご意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
66-7	静かな山間地に大型の風車が回ると確実に騒音になります。普通の人間であれば、事業者さんでも想像がつくと思います。基準内であれば、近隣住民は多少うるさくても我慢しろということでしょうか？全てにおいて、基準が甘い事はわかっていますし、後々、問題が起こっても因果関係も絶対認めないという事もわかっています。	現在、評価の基準としている指針値は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日、環境省)において、静穏な山間部において、風量発電機を設置する際の騒音による影響を考慮した指針値となります。そのため、まずは調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないよう指針値をクリアした上で、必要に応じて環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していくことで、極力影響を低減させる予定です。
66-8	能登半島は世界農業遺産の認定を受けており、国定公園です。世界的に重要かつ、伝統的な農林水産業を営む地域として認定されている地域にこの様な大型の風車は必要ないです。何万年もかけて自然が作りあげてきた、山の地形を変え、道路を作り、山を荒廃させるのはおやめください。	世界農業遺産に掲げられている生物多様性は、「農業生物多様性(食料及び農業と関わりのある生物多様性及び遺伝資源が豊富であること)」とされていることを踏まえ、本事業では、例えば、農林業と密接な里山の管理として、スギ植林などの維持管理、単一な植生ではなく多様な生物の生息環境となる雑木林等の森林管理に協力していくこと等を今後検討してまいります。また、「能登の里山里海GIAHSアクションプラン」(能登地域GIAHS推進協議会、平成28年6月)の内容を踏まえ、水稻栽培等の農業に関わりの深い溜池を維持することで、溜池に生息するゲンゴロウ類等の希少な水生生物や多様性の保全として溜池への影響に考慮し、必要に応じて本事業地内に含めることで保全していく等の貢献を検討し、世界農業遺産としての「能登の里山里海」との共存を図る努力をまいります。
67-1	低周波による健康被害の話をお聞かせください。	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。

No.	意見の概要	事業者の見解
67-2	近年は気候変動で各地で水害が増出しています。山を削って木を切ると、水害が起こる確率が上がってしまう心配があると思います。	近年の想定を超える大雨による山からの土砂流出につきましては、これまでの経済活動等による温室効果ガス排出等による地球温暖化等に伴う気候変動の一つという見方もあり、また、過去にない雨量による土砂流出は、近年の林業の衰退により森林管理が行き届いていない等の問題もあるものと考えます。本事業では、地球温暖化にかかる温室効果ガスの一つである化石燃料による発電に伴う二酸化炭素の削減に微力ながら貢献できるものと考えます。また、風力発電施設等の設置場所は、一時的に、樹木の伐採を行います。速やかに植栽等を行い、それにより土砂流出の抑制に努めてまいります。また、本事業に伴う林道の補修、整備、林業への協力等により健全な森林の維持管理、森林等を利用した観光業へのご協力等、今後、地域への貢献を検討してまいります。
68-1	能登で、小さな畑・田んぼをしながら生活する者です。山からの恩恵を受けて暮らしています。山に風車が建つと、今までバランスを取っていた生き物たちの暮らしが崩れ、もう一度再生するのはとても難しいと感じます。土砂崩れ、水脈の問題もあります。あと、このあたりは風が強すぎることもあり、既存の風車で、壊れてそのままになっているものが多くあります。とても無残な光景です。そしてとても危ないです。	動植物、水脈(地下水)の変化等につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないよう設計段階で検討する予定でございます。また、風車につきましては、安全基準により、一定以上の風速では風車を停止する機能が搭載されております。また弊社では運転開始後のメンテナンスも含めた計画を作成し、適宜対応いたします。
68-2	計画される方は、能登の田舎だったら人も少ないしちょうど良いな、と思われると思いますが、ここにも人の暮らし、目に見えない生物の循環があることを心に留めて頂けたら本当に嬉しいです。ご自身の家の近くに同じものが建ったらどうだろう、とちょっと思いをめぐらせて頂けたら・・・と思います。計画を中止して頂けることを心から望んでおります。	貴重なご意見ありがとうございます。今後、再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。
69-1	以前志賀町に住んでいました。いつも風車が見えていました。ある日、ふと見ると、いつもは見えている風車のプロペラが見えませんが。気になってふもとまで行ってみると、グシャグシャになって落ちていました。おそらく落雷だと思うのですが、能登で風車をたてると、こういう決果になるかのうせいが高いのではないのでしょうか？	落雷につきましては風車事故が起こるにつれて規制が厳しくなることから風車の性能が上がり、避雷針や羽の先端で電気を受けて地中に逃がす設計となっていること、落雷による被害を抑えるために気象予測サービスなどを活用し事前に風車を停止させることで皆様にご迷惑をおかけする事故が起こるリスクは限りなく低いものと考えております。万が一、風車に起因する被害が発生した場合はその被害に応じ適切に補償をさせていただきます。
69-2	その他、水脈への影響、水害の懸念、人体への影響など、地域にとってはデメリットが大きすぎると感じます。計画の中止を望みます。	再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。
70-1	(前もって言うておくと、私は昔勤めていた某重電メーカーで発電機製作にも関わりましたし、営業マンとして発電機販売もしていた者です) 風力発電は、PRされる方では、自然エネルギーによる発電で環境負荷が少なく、カーボンゼロで、昼夜の別なく発電できるなど言いますが、建設される地元の者には、デメリットが非常に多いです。低周波の騒音(意外とかなり大きな音で不定愁訴など健康面で問題)、風車を設置するために山林の樹木伐採や道路や施設用地の広範囲な土木工事が必要です。	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、風車設置のための取付道路はなるべく既存の林道の使用を検討しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
70-2	<p>エンジン駆動の速く回転する発電機と違い燃料は要らないですが、発電容量は図体の割には小さく、多極式の発電機にしてやっと緩い回転でも発電可能。その上、風力は安定せず、弱い風力でまわる効率のいい風車でないと、大方の時間は止まった状態になる。</p> <p>よって多数基建でるとか大型化しないと、採算の合う発電は無理で、そうしようとする今度はあちこちの山の自然破壊を行うことになり(実際能登ではそれが既に起こっています)。また能登というか北陸は、落雷が多く、ブレードが焼け落ちたりという故障が何度も起きてます。採算合わなくなって、自然破壊するだけしてから放置となったら、またそれも大迷惑です。</p>	<p>風力発電機の性能につきましては、技術革新等で性能が向上しており、本事業の実施の際には最新の機種を導入するため、風力発電機を長時間停止するような状態にならないように致します。また、落雷につきましては風車事故が起こるにつれて規制が厳しくなることから風車の性能が上がり、避雷針や羽の先端で電気を受けて地中に逃がす設計となっていること、落雷による被害を抑えるために気象予測サービスなどを活用し事前に風車を停止させることで皆様にご迷惑をおかけする事故が起こるリスクは限りなく低いものと考えております。</p> <p>なお、風車に起因する被害が発生した場合はその被害に応じ適切に補償をさせていただきます。</p>
70-3	<p>また自然景観も下げますし、低周波のために鳥など動物が寄り付かなくなったり、回転する羽根などに巻き込まれ意外と渡り鳥など死んでると聞きます。</p>	<p>景観への影響、動植物の影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、鳥類のバードストライクによる衝突死等、動植物への影響については、方法書第6章に記載しております調査により現状を把握し、行政機関の調査結果等の情報収集に努め、専門家等の指導・助言を踏まえ、可能な限り影響の回避又は低減に努めてまいります。なお、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただく予定でございます。併せて、景観については、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら配慮していく予定でございます。</p>
70-4	<p>業界ではウインドファームといって、風力発電の敷地をファーム(農場)と言う言い方をしているのも知っていますが、これは逆に言えば、広大な敷地が必要な証拠です。初期費用は非常に高く、しかも耐久年数は20年程度と聞いてます。</p>	<p>風力発電を行うのに必要な用地は風車建設用の平場、管理道路のみとなっており、初期費用は高いですが、安定した風況の立地であれば事業採算は十分に確保できると考えております。</p> <p>また、風車の耐久性については適切なメンテナンス、部品の交換を行うことで安全な運営を行ってまいります。風車メーカーの保障契約も運転開始前に行うため、適切な管理体制のない事業者や発電所には風車の供給はないという事になります。</p> <p>なお、ご指摘のウインドファームの「ファーム」は、広大な土地を意味しているものではなく、風を収穫する農場という意味で使用されております。</p>
70-5	<p>果たして風力発電が能登に向いているのか非常に疑問です。私としては御社の方で計画を断念することを望みます。</p>	<p>風況や送電網等の状況等から、当地は風力発電に適所として選定いたしておりますが、再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。</p>
71-1	<p>・落雷に対する、対策法を具体的に示して頂きたいと考えます。又、落雷による損傷が発生した場合等、最悪値での対処レサビリティを示してください。</p>	<p>落雷につきましては風車事故が起こるにつれて規制が厳しくなることから風車の性能が上がり、避雷針や羽の先端で電気を受けて地中に逃がす設計となっていること、落雷による被害を抑えるために気象予測サービスなどを活用し事前に風車を停止させることで皆様にご迷惑をおかけする事故が起こるリスクは限りなく低いものと考えております。</p> <p>最悪のケースとして、風車稼働中に落雷によって風車の羽が破損した場合、風車の運転をただちに停止し、クレーン等の手配を行い破損した羽の早期撤去・交換に努めます。</p> <p>また、風車に起因する被害が発生した場合はその被害に応じ適切に補償をさせていただきます。</p>
71-2	<p>・騒音に対する基準を国が定める所より厳しく評価される事を望みます。</p>	<p>環境基準の類型指定がされている地域につきましては、環境基準を遵守の上、さらに「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に従い、可能な限り騒音の低減に努めてまいります。</p>
71-3	<p>・事業継続困難時等、地権者、地元が不利になる事がない様、責任を持って対応する方法を示して下さい。地域住民が、安全、安心に暮らせるよう配慮した計画・理解を得られるような、御社の対応を強く求めます。</p>	<p>環境影響評価とは別途、今後の事業計画の進捗に合わせて、地域住民の皆様のご理解を得られるように、事業内容だけでなく、土地や補償についての契約内容も丁寧に説明してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
72-1	<p>騒音問題・水害・風害・環境問題・害獣被害この五つの問題がある中で、農業遺産にも登録されたこの能登里山里海に巨大で害悪極まる風車はいりますか？ 国・県や事業者はどのような考えで風力発電施設を、推進開発、したのでしょか？ 私の子供は「風力発電を建てたい人たちの家の真横に同じ風車を、たてて問題がなかったら建てればいいんじゃない？」と言ってました。 「なるほどな。」と、大人ながら思いました。 この感性をもち、これから地域を盛り上げていく若い未来ある戦力たちを、ないがしろにして、日本という国は、いま先導をきる老害たちによって、自滅の道をたどっていくのですね。 本当に未来の日本を、地方を、自然を、子供たちの未来を考えて、もう一度建設するかどうか話し合ってください。</p>	<p>地球温暖化で経年的に環境が悪くなって来ている今、国や世界規模で二酸化炭素の排出量の削減が必須とされております。 これから数十年以上先の将来を考えるのであれば、現状維持ではなく新しい取り組みにより変革を起こさなければならないと考えておりますので、将来の地球環境について行政や専門家の皆様と真剣に話をしていきたいと考えております。</p>
73-1	<p>山は多くの恵みの源。豊かな森林があることだけで、気候の変動を柔らげたり、滋養豊かな水を育み、私たちの命や暮らし、様々な産業を支えています。豊かな山林は、林業者だけでなく、微生物、小～大型動物、昆虫などが育んでくれています。大型の風力発電が山に立つという事は、周波数による様々な命への健康被害への影響があり、安心して暮らせるという状況を奪ってしまいます。又、基礎コンクリート含め、大きな圧を山へ与える事、杭を地中深くまで入れる事は、山の水脈を破壊してしまう事に繋がります。水脈が破壊されると、山の植生も健康に育つ事は難しいでしょう。私達の世代では、ゆるやかな変化かもしれませんが子ども達の世代には負の遺産として、定住する人が少なくなる可能性もあります。 大きく動き出した計画とは思いますが、どうぞ今一度、未来の世代、人間以外の命をも視野に入れて考えて下さるようお願い申し上げます。</p>	<p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>
74-1	<p>環境エネルギーへの転換は一見すばらしいように思いますが(私自身いろいろな事実を知るまでそのように思っていました)、そこに住む方の健康をおびやかす、その地域の湧き水の水質や生産物(牡蠣)に被害が出る可能性があることを知りました。 そのような影響で苦しむのは、そこに住む方々です。 ちゃんと調査はされているのでしょうか。 持続可能な道をいま一度検討していただきますようお願いいたします。</p>	<p>牡蠣の養殖につきましては、本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響がないことを確認すること、影響がないよう適切な環境保全措置を検討することで、ひいては漁業への影響を回避できるものと考えます。従いまして、事業地周辺の水質についても、影響があった場合に最も影響が起きる可能性があると考えられる、七尾湾に注ぎ込む河川の上流地点で調査予測を行います。事業地からの影響が最大となる地点で予測を行い、そこよりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定であり、漁業への影響を軽視していることはございません。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>
75-1	<p>風力発電は、石油を使って二酸化炭素を発生させることもなく、水力発電のように環境破壊もない、クリーンなエネルギーかと思っておりましたが、巨大な風車の設置の為の山の自然を破壊する、また、劣化した風車の廃棄や、巨大な風車の風切音などによる健康被害の報告もされているということを知りました。 愛する能登半島の美しい自然と人々の健康を損なう可能性のある風力発電には断固反対！します。</p>	<p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>
76-1	<p>一見「自然にやさしい」ものでも思考停止せず、地域の人々のことを考えて、しっかり公正明大にすすめてほしいです。 地元からの反対、深く受け止めて下さい。</p>	<p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものにならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
77-1	環境の保全もそうですが、そもそも土砂災害が一番心配です。近年集中豪雨が本当に多いです。このようなことを考えましても今一度計画をしっかりと見直すなど地域住民とも意見交換をされたほうが双方のためになるかとおもいます。双方が協力しながら進めて下さい。	造成による影響を懸念されていることかと思いますが、林地での造成工事には開発許可が必要であり、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、治水能力などが低下しないような設計、濁水対策の設計を行いますのでご心配されている事項が問題とならないようにいたします。
78-1	① 風発の低周波によって健康被害が出て何の補償もないこと	低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。なお、万が一、本事業に起因する被害が生じた場合には責任をもって弊社が補償いたします。
78-2	② 水源地に巨大な建造物を建てることで、農業用水の水量が減ったり、枯渇するようなことがあれば、死活問題であること	林地での造成工事には開発許可が必要であり、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、治水能力などが低下しないような設計、濁水対策の設計を行いますのでご心配されている事項が問題とならないようにいたします。
78-3	③ 人家から近すぎる	本事業の実施に伴う、生活環境への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。また、地元の皆様のご理解を得られるよう重ねてご説明の場を設けてさせていただきます。
78-4	④ いつも見慣れている、何気ない山並みを、子々孫々に残すことが私達の使命であること・・・etc 依って、地元にはリスクばかり多くいいことがひとつもない風力発電事業計画には断固反対します	貴重なご意見ありがとうございます。 住民の皆様にご理解していただけるよう地域の皆様への貢献策も含め、丁寧に説明、対話を行うよう努めてまいります。
79-1	風車をたてることにより、木を切ったり・・・生態系のバランスが大きく崩れる心配。	生態系への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。
79-2	土砂災害リスクについての調査が不十分なのでは？！	現在は初期の計画段階でありますため詳細の検討はまだ行っておりませんが、土砂災害等につきましては林地造成に係る開発許可手続きの中で、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、治水能力などが低下しないような設計、濁水対策の設計を行っていくことで、ご心配されている事項が問題とならないように対応してまいります。
79-3	まず、第一に近隣住民への風車を建てるにあたっての説明、建てることすら知らされていないことに、かなり不信感しかありません。	事業計画につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということをご真摯に受け止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。
80-1	能登は狭い範囲に、山、川、海があり人間、動植物が共存している土地です。 そして私達人間は、それら自然からの恵を得て生活が成り立っています。 山に穴を掘る、山を削ることは山だけの問題ではなく、川に、海に、そこに生きる物達に影響を及ぼします。 風車を山に林立させることにより、どのような変化が生じるのでしょうか。私達、その子孫達の生活は守られるのでしょうか。 狭い能登、建設予定地だけの問題ではありません。 広く能登地域の住民対象に説明会を行い、納得の上事業を進めてください。	本事業の実施に伴う、自然環境、生活環境への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。また、地元の皆様のご理解を得られるよう重ねてご説明の場を設けてさせていただきます。
81-1	原発の問題が解決しない中で、電力供給に何が最適かとすべての大人、学生、子供達が考えています。これからの未来のため、子供達のため世界のためです。 安易な結論は出たくありません。問題を先送りし、これからの人達に丸投げしない事が、大人達の責任のような気がします。門前の産業廃棄物処分所も同じ未来の人達への良い託し物とは思わないのと同様風力発電もたくさん問題がありあまる程あります。 雄大な自然は子供達のものです。	弊社としても、地球温暖化に伴う山林の荒廃や海水面の上昇など、自然環境への影響を回避するための有効な手段の1つとして風力発電事業を計画しております。ただ、一方で地域の皆様のご心配の声を頂戴しておりますので、丁寧な説明が必要と感じております。ご懸念事項を説明会等にていただけましたら、弊社としてもご理解が得られるように説明差し上げたいと思います。

No.	意見の概要	事業者の見解
82-1	<p>特別に風力発電からの電磁波だけではないのですが、家庭内から発生する電磁波、例えば、オープン、テレビ、携帯tel、スマートフォン等々・・・切りがありませんね。およそ数年前は、そんなものがなかったのに、ここ20・30年で急激に溢れている。この見えない電磁波によって障害を起こしている人が多発しています。実際にはっきりと病名をつけられて苦しんでいる人が多くいますが、不定愁訴のようにあるのは、・・・朝起きられぬ、情緒不安～はこの絶えまない電磁波、機械音、人工的につくられていく雑音と思われる節があります。一体誰がこの風力風車の傍で住みたいと思っているのだろうか。事業者代表がその傍で住んで、どういう結果になっていくのか、その報告、実験をされてみたらどうなのでしょう。</p>	<p>電磁波につきましては規模にかかわらず安全基準を満たさなければならず、本計画でも当然のことながら安全基準を遵守するものであり、問題ないということについて皆様に適切に理解していただけるよう、丁寧に説明してまいります。また、低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。</p>
83-1	<p>能登の自然の豊かさが好きで関東より移住し40年たんぼの広がる場所に住んでいます。そこから見える山々の尾根に大きな風力発電の計画があると知り、たいへん不安と心配をしています。</p>	<p>再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。</p> <p>地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>
83-2	<p>建設のため山を削り、木を切ることで土砂災害や下流の水害稲田の用水の汚れなど農業への被害も心配です。</p>	<p>風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないよう設計段階で検討する予定です。</p> <p>水質への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。</p>
83-3	<p>低周波による被害を受けている人々の話も聞きます。</p>	<p>低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。</p>
83-4	<p>又、近くには、子牛を育てる牧場もあり、めずらしい鳥類も多く誇りに思ってきましたが、人や牛や鳥に与える影響はないのでしょうか。</p>	<p>本事業の実施に伴う、自然環境、生活環境への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。</p> <p>また、全国各地で牧場の直近、敷地内にある風力発電所をリストアップし、駐在している管理者に影響についてヒアリングを行った結果、搾乳率、出生率、寿命、肉質、性格等が変化しているものは感じられず、牛も風車によって気にせず近くに寄って生活しているという話を聞き、現地でもその光景を確認しました。</p>
83-5	<p>もし健康被害や農業・牛などに被害があった時は個人団体それぞれにきちんとした補償は約束できるのでしょうか。そして、風車がこわれたり、たおれたりした時、又、会社が撤退した時はどこの誰が責任を持って山を元の状態にもどすのでしょうか。これらの心配がなくなる限り建設は見送るべきです。</p>	<p>万が一、本事業に起因する被害が生じた場合には責任をもって弊社が補償いたします。</p> <p>事業を行っている発電所は、一定の風条件の安定した発電ができれば、その発電した電気を電力会社が「固定価格買取制度」により安定した買取がなされます。このため、風況についての詳細な観測を行い、安定した風力発電が行えることを確認している所でございます。また、今までの弊社の風力発電事業における実績等を含め予備費を含む適切な運営費用を計画しているため経営難になる心配はございません。</p> <p>なお、発電所に出資をし、運営管理をしている弊社が万が一倒産した場合でも、発電所は独立して運営できる体制となっているため、金融機関が新たな出資運営会社を見つけてそこに管理させるため、発電所がそのまま放置されるという心配はございません。</p>
84-1	<p>近年気候変動により、豪雨災害が全国各地におきています。私達の志賀町でも、近年、田畑や住宅が大きな被害をうけました。巨大風車を建てるための林道工事や本体工事、送電線工事により、山すそから尾根に至るまで、大規模に改変されます。この結果、山の保水力が低下し、土石流や洪水による住居や田畑への深刻な影響が心配です。十分な調査をお願いします。</p>	<p>風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないよう設計段階で検討する予定です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
84-2	また、地域の宝である牡蠣の養殖は、里山の豊かな養分が熊木川を下り、七尾西湾に注ぐことで育まれてきました。この風車建設は、熊木川の源流域を取り囲む大規模な計画であり七尾西湾の牡蠣養殖や漁業に深刻な影響を与える可能性があります。海洋の調査を十分にしてください。	漁業等への影響につきましては、本事業地は海からの距離が離れているため、その間の河川への影響を予測し、適切な環境保全措置を検討することで、下流の海域における漁業等への影響を回避できるものと考えております。従いまして、事業地の流域にあたる河川の水質については、影響があった場合に最も影響が大きくなる可能性があると考えられる河川の上流地点を調査地点に選定し、今後現地調査を予測を行ってまいります。事業地からの影響が最も大きくなる可能性がある地点で予測を行い、その地点よりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定であり、漁業への影響を軽視していることとはございません。
85-1	皆さまの自然を一人一人が守っていきこう！ 環境からは自然の生命を殺ろし 風力の音で常にサイクリ的に障害となる 自然の環境を美しく、その後までも皆の力で 気を付け続けていきこう！	貴重なご意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。
86-1	大型風車は安定した偏西風が吹く欧州の基準に合わせて作られた施設であり、風量が安定しない能登には合わないのではないかと。風力発電はエコロジーという謳い文句で日本国中に建設が進められているが、実際は建設するほど環境に負荷を与えていることが一般に知れ渡り始めている。人の手による制御ができない風力は突然風が止み発電量がゼロになるリスクが常にある。ゼロになった時の補填のために火力や原子力は従来通り稼働させておかなければならない。つまり風力は作るだけ資源の無駄だということになる。こんな不安定な電源設備を、里山を破壊してまで建てる意味は何なのか。	ご指摘の通り、風力発電機は風が吹かない時は発電しないため、太陽光や火力など別の発電所にて補っていただく必要がございます。しかしながら、環境省の調査において、日本全体のCO2排出量が減少していることがわかっており、この要因の1つとして電力の低炭素化（再生可能エネルギーによる発電の増加）を挙げております。このため、風力発電は地球温暖化に対する有効な手段の1つと考えております。
86-2	風車の風切り音(低周波)による健康被害は各地で報告されている。低周波は安全とされる距離でも特性上、障害物を回り込み想定以上の遠方まで到達するため、集落までの距離にマージンを持たせたとしても安心できない。	音の間こえ方は単に距離だけではなく、地形、風向き等他の要因によっても異なってくるものと考えられるため、今後の現地調査では、事業実施区域から近い集落等を選定して現地調査地域の音環境の特性を把握したうえで風力発電機からの騒音の予測を行い、指針値未満となるよう配置の調整を行っていく予定でございます。
86-3	風車の全高が180mともなると周辺のどの地域からでもその姿を確認できる。そうなると日の出と日の入り時に、回転するブレードの影が太陽光を遮って点滅する現象(シャドウフリッカー)が発生し、影響を受ける地域が現れる。また、夜間は風車に義務付けられている航空障害灯が明滅を繰り返すため、光の害を被る地域が出てくる可能性がある。風車が観光資源になるという意見もあるが、今時わざわざ風車見物に来る人間がいるとは思えず逆効果である。	日影(シャドウフリッカー)による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。航空障害灯につきましても影響がでないよう照度や影響について確認調査をしております。
86-4	風車本体以外にも架空送電の鉄塔、及び資材搬入兼メンテナンス用の道路も整備する必要があります。それに伴う森林の伐採等の環境への負荷が軽視されているのではないかと。また、能登は落雷多発地帯であり、実際に近隣の基石ヶ峰の風車も落雷で被害を受けている。もし落雷対策として避雷塔を建てるなら更に用地が必要になる。落雷や強風で破損し運用ができなくなった場合、すぐに復旧できるのか。予算の編成もままならず長期間放置されて巨大な産廃と化するのではないかと。	資材搬入路及び取り付け道路に関しましては、方法書記載のとおり、調査対象となっておりますので整備及び通行による影響を調査及び予測、評価する予定です。なお、送電線については、地下埋設を予定していることから、架空線、鉄塔の設置はありません。また、落雷につきましては風車事故が起こるにつれて規制が厳しくなることから風車の性能が上がり、避雷針や羽の先端で電気を受けて地中に逃がす設計となっていること、落雷による被害を抑えるために気象予測サービスなどを活用し事前に風車を停止させることで皆様にご迷惑をおかけする事故が起こるリスクは限りなく低いものと考えております。 最悪のケースとして、風車稼働中に落雷によって風車の羽が破損した場合、風車の運転をただちに停止し、クレーン等の手配を行い破損した羽の早期撤去・交換に努めます。 また、風車に起因する被害が発生した場合はその被害に応じ適切に補償をさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
87-1	<p>私は温暖化で今までにない猛烈な台風がきて風力発電の羽が折れてはしまわないか。また地震で柱が折れたり倒れたりしないか心配です。東日本大震災が起きるまで原子力発電の全電源が喪失は有り得ないとしていたではありませんか。原子力と風力発電とは違いますだからといって自然の猛威を人の都合に合わせて安全ですと言い切れないことは日本各地で起きている今日までの自然災害が多くの犠牲の上に教えてくれています。事実を都合よく解釈してはいけません。山に鋸が刺さったような画をみました。あの時の大人は取り返しのつかない間違った選択をしてしまったと子や孫を悲しませないことをねがいます。</p>	<p>行政の管轄部署と協議の上、異常気象も想定した設計を行い、天災やそれによる二次災害が起きないように対策を検討してまいります。地球温暖化で経年的に環境が悪くなって来ている今、国や世界規模で二酸化炭素の排出量の削減が必須とされております。これから数十年以上先の将来を考えるのであれば、現状維持ではなく新しい取り組みにより変革を起こさなければならないと考えておりますので、将来の地球環境について行政や専門家の皆様と真剣に話をしていきたいと考えております。</p>
88-1	<p>・低周波について 耳に聞こえない低周波に関し、地権者地域だけでなく、その周辺の方々も不安を抱いております。事例によれば地域が引越しなければならぬ場合もあるという記事も掲載されています。超低周波(0-20Hz)と、低周波(20-100Hz)の騒音の整理が必要であると考えています 低周波を含むA特性については騒音レベルと風発からの距離、およびわずらわしさ(アノイアンス)の発生との間に相関があるエビデンスが出ているのでセットバック距離をしっかりとれるよう再度調査を強く依頼します。またそのような専門家を交え最低限必要(出力によるかもしれないが目安として1500m*1*2)なのが予防原則として必須です 超低周波について適切に評価するために、A特性だけでなくG特性のモニタリングも要求します。 現在、能登に建設予定となっているもの、特に吉田地域建設予定の物は、大型となるため、既存の研究結果だけでははかりきれない影響もあるとし、再度適切な基準をもうけ、研究の余地が必要であると考えます 風発の出力規模や地形、製品メーカーによっても影響程度が異なるため、既存の基準で安易に建設することは避けるべきと強く要求します。 今回七尾に設置されるものは1基あたり最大4300kw、既存の珠洲のもの(1500kw)よりは大型です。 最も近い住宅地からのセットバック距離の確保と、A特性に加えてG特性測定による低周波音のモニタリングを行うことを強く要求します。 特定の周波数の突出などの影響がないかを知るために、周波数分析によってF特性を把握することも必要であり、これらは各地の風力発電所で計測されている事例があるので、容易に計測は可能であると思います。</p>	<p>低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起らないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。 超低周波音域(0-20Hz)については、省令において影響が小さい項目として除外されたため、本事業の方法書では、主に低周波音域の可聴音(20-100Hz,周波数特性:平坦)について1/3オクターブバンド音圧レベルを調査項目として記載いたしておりますが、参考にG特性音圧レベルも測定を行ってまいります。 風力発電機の周波数特性(F特性)は、メーカーから提供いただけるように努めます。 なお、ご意見にある、「吉田地域建設予定の物」につきましては、別事業者のものと拝察いたします。</p>
88-2	<p>・音の影響について 建設予定地は山間の集落であり、普段はととても静かなところであり、大型風量発電が設置されることにより、音による被害を懸念しております。 既存の設置地域の聞き取りと、その結果、対応策などを明確にし公開を要求します。</p>	<p>低周波音を含む騒音による影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起らないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。</p>
88-3	<p>・投資にみあうリターンが見ないどころか、リスクが大きいと思うことについて 投資に見合う発電量があると思えないところの建設に関し、地元の利益もみえず、それ以上に生態系への影響、人体、環境、農業、漁業へのリスクが大きいと考えます。 設置予定の七尾の丘陵地での平均風速は6-7km/h程度(NEDO)で、年中吹いているかといわれると、冬は季節風が卓越しているけど、一番電気必要そうな夏はそれほど稼働できるとは思えません。採算基準をどこでみているのかとても不透明な上に、リスクが大きいと思えます</p>	<p>現状の蓄電技術、送配電網の状況では風力発電のみで電気を発電しているとご指摘の通り2番目に需要の高くなる夏場の発電は低いものとなってしまいますが、政府は風力発電だけでなく様々な再生可能エネルギーを混合させてバランスよく発電を行うことや、近い将来蓄電技術の発展、送配電網の整備で地域だけでなく全国に電気が流通するようになることでその問題は解決していくと考えております。 平均風速と事業採算につきましては、NEDOの情報は検討初期段階の参考であり、実際には、観測塔を現地に建設して現地の風を計測し、過去の気象データと合わせて解析を行って事業実施が可能ではないかという判断をしております。 自然環境等への影響につきましては再生可能エネルギーの発電所建設が著しい影響とならないように事前に検討し事業計画に反映していくのが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を取り入れて事業の計画を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
88-4	<p>・世界農業遺産の能登への生態系への影響について 能登地域には、ほかにはない猛禽類も生息しています。これらが減少、あるいは住めなくなる環境をつくることは、それらがエサにしている動物が増え、生態系へ大きな影響があると考えます。生態系へ大きな影響は、農業、漁業を生業としている生活へも影響を及ぼします。 調査期間も短く、近年、天候の変化が見えない中、短期間の調査で、どのような結果をだせるのか全く不透明で、ずさんな調査としかいえません。</p>	<p>本事業の実施に伴う、自然環境、生活環境への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきたく予定でございます。また、「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「生物多様性が守られた伝統的な農林漁法と土地利用：前略・・・また、山の斜面を利用した棚田や谷間を利用した谷地田、農業用の水源となる2,000を超えるため池などがモザイク状に展開され、生態系が連続的に維持されるとともに、絶滅のおそれのある希少種を含む多くの生きものの生息・生育場所になっています。」「里山里海に育まれた多様な生物資源：シャープゲンゴロウモドキ、ホクリクサンショウウオ、イカリモンハンミョウなどの希少種を含む多くの生きものが生息・生育するほか、300種以上もの渡り鳥が確認されています。・・・後略」とあります。 このことを踏まえ、本事業では、例えば、農林業と密接な里山の管理として、スギ植林などの維持管理、単一な植生ではなく多様な生物の生息環境となる雑木林等の森林管理に協力していくこと等を今後検討してまいります。また、「能登の里山里海GIAHSアクションプラン」（能登地域GIAHS推進協議会、平成28年6月）の内容を踏まえ、水稻栽培等の農業に関わりの深い溜池を維持することで、溜池に生息するゲンゴロウ類等の希少な水生生物や多様性の保全として溜池への影響に考慮し、必要に応じて本事業地内に含めることで保全していく等の貢献を検討し、世界農業遺産としての「能登の里山里海」との共存を図る努力をしてまいります。 生物調査の頻度は、調査圧による調査対象種等、動物への影響を考慮し、予測評価を行うために必要最低限の調査回数とし、有識者等の意見にもおいても妥当と回答を頂いておりますため、現在検討している予測評価の方法で、適切に影響を評価できると考えております。</p>
88-5	<p>・水への影響 付近の水質調査だけでは全く不十分で、川下への影響も考慮した調査を要求します。近年の天候の急激な変化と大雨により、吉田川では氾濫が頻繁におきています。山の上の環境がかわることにより、地盤がゆるみ、川下への影響があることは明白です。このような観点から、広い範囲での影響を考慮した調査を専門家、地元住民の聞き取りもふくめ行うべきであると思います。</p>	<p>本事業地の流域にあたる河川の水質について、影響があった場合に最も影響が大きくなる可能性があると考えられる河川の上流地点を調査地点に選定し、今後現地調査をし予測を行ってまいります。事業地からの影響が最も大きくなる可能性がある地点で予測を行い、その地点よりも下流の海域への影響がないことを調査していく予定です。 また、風車施設の配置や資材搬入道路の検討にあたりましては、土砂災害等も検討要因の重要な一つになりますので、土砂災害ハザードマップ等の既存資料の確認の他、今後、地盤のボーリング調査等を行い、調査結果を踏まえ、土砂災害が起きないように設計段階で検討する予定でございます。 なお、本事業区域の流域に吉田川はないものと考えます。</p>
88-6	<p>・周知が不十分 建設予定の規模の大きさに対し、建設予定地あるいは、その近隣への影響が大きいと思えるにも関わらず、周知が不十分で、説明も不十分です。 地権者と事業者の合意により進むことが法的に問題ないことかもしれませんが、影響範囲が大きいにも関わらず、地域住民への十分な説明がないまま建設が進むことは、今後の事業者、自治体、地域同士の争いのもとにあることも予想されます。おきまりの手順だけでは不十分ではなく、十分に近隣住民との話し合いを強く要望します。環境にもよく、国策であると自負するならば、十分説得できる情報をお持ちのことと思います。単純に規定通りに進め方だけでは、住民の理解をえることができないとは思えません。再度、リスクも含め十分な説明の機会を求めます。</p>	<p>事業につきましては、各町会長への回覧依頼等でお知らせしておりましたが、現状周知が足りていなかったということを真摯に受け止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。</p>
88-7	<p>・霊的場所を建設予定とすることに対する懸念 赤倉山、瀬戸あたりは霊的にも地元、あるいは県外の方々からも訪問の多い場所です。そのような霊的に重要な場所に、大型の風力発電が建設されることは、景観的にも問題があり、水場、自然への影響が大きく、経済を優先するだけの建設には地元住民の理解を得られるとは思えません。建設に関し再度検討、撤回を求めます</p>	<p>本事業の事業実施区域からは、赤倉(蔵)山、瀬戸地域は十分な距離が離れているものと考えます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
88-8	<p>・大型風力発電の必要性のなさ 現在、電気が不足しているということはデータ的にも明らかであり、大型の風力発電建設はCO2削減にもなりません。 投資案件としての大型の風力発電は必要のないものであり、生態系、人体、環境へのリスクのほうが高いと考えます。 今回の建設予定は、未来へ残す負債が多く、子供、孫への負の遺産を丸投げしているだけの事業であると思わざるを得ません。 今後のエネルギーを考えるなら、地域でまかなえるエネルギーへとシフトしていくべきと考えます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本事業は電気の不足に対応して計画しているものではなく、ほとんどの電気を頼っている火力発電に変わる発電として計画しております。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があると考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p>
89-1	<p>住民の関心や心配に応えるような調査内容になっていません。地域特性も十分に考慮されておらず、かなり甘い見込みで書かれているというのが、地元の人間の率直な感想です。資料にも十分に当たっているとはいえず、簡単に入手できるもので、事業者都合のよいように書かれています。地元の人に資料の貸出などはほとんど依頼されていないようすし、資料が少ないものについては、地元の専門家や住民への聞き取りを行うなどして補完する必要があります。 また、本件は確実に住民の暮らしに負の影響を与える事業なので、将来的に補償が必要になる可能性が高いといえます。よって、住民の生活の質に関わる環境的な変化をみるためのベースライン調査を行うべきです。御社の方法書では、その視点が欠落しているというより、むしろ補償が必要になる部分の調査をあえて外しているように見えます。 以下に必要と思われるベースライン調査の一部を箇条書きにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が飲用している湧水や井戸水の質（にがりなどといった単純なものではなく、ミネラル量やバランスなども含む） ・水田に引いている用水の質、そこでとれる米の収穫高や品質 ・住民の健康状態（騒音や低周波の影響を調べるため） ・獣害の状況 ・里海の水質（牡蛎の養殖や漁業への影響を調べるため） ・牡蛎をはじめとする海産物の大きさや質 ・観光や人的交流の状況、移住者数 ・土砂災害や水害の状況 ・落雷による被害や風害の状況 	<p>本事業に係る環境影響評価項目は、改正主務省令別表第6に示される風力発電所に係る参考項目（影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえ、項目を選定しております。 「住民が飲用している湧水や井戸水」、「水田に引いている用水」、「里海の水質」、「水産物」への影響につきましては、本事業によるこれらへの影響要因は、いずれも上流側の地下水への影響、濁水の発生に起因するものであり、また、ミネラル等への影響が生じる可能性はその濁水によることとなります。従いまして、濁水による影響を調査、予測することで適切にこれらへの影響を評価し、環境保全措置を検討してまいります。 「騒音や低周波の影響」については、健康被害を起こすような影響がないよう事前に予測評価し保全措置を検討することが環境影響評価の主旨ですので、そのための調査項目を選定しております。 「獣害の状況」につきましては、環境影響評価の中では「獣害」としては扱いませんが、動物調査の中で「害獣」とされるイノシシ、シカ類等を含む動物の調査を行います。その中で、動物の生息環境、餌資源の変化などを踏まえて予測評価を行ってまいります。 「観光や人的交流の状況、移住者数」に関連して、人と自然とのふれあい活動の中で、観光資源とその利用状況を調査、予測評価してまいります。 「土砂災害や水害」「落雷による被害」「風害」等の災害、事故等は環境影響評価の対象とは異なると考えられますが、別途、造成工事に係る開発許可手続きの中で土砂災害、風車の設計段階で落雷や風害による事故等に配慮し、災害や事故の未然防止のための設計を検討してまいります。</p>
89-2	<p>御社の方法書の縦覧および説明会の実施についての住民への周知は、極めて不十分かつ不適切でした。地権者を除き、事業実施区域の住民のほとんどは、説明会はおろか、事業計画そのものについて知りませんでしたし、現在も知らないままです。 また、説明会をすることで説明が済むとも、考えてほしくはありません。体調が思わしくない方、交通手段が限られている方、障害がある方など、地域にはいろんな方がいるのです。そちらから出向いて、一軒一軒丁寧に説明して回るべきではないでしょうか。もちろん、対象地だけでなく、迷惑をかけることになるすべての地域の住民に対してです。 地権者に対しても十分な説明をしているとは言えません。風車の規模に驚いていらっしゃる地権者もいと聞いています。地上権設定契約でよいところだけをつまみ食いし、ボロボロになった里山を20年後に返すことになるという説明もされているのでしょうか。 里山から里海までの広い範囲に大きな影響が及ぶ事業であるにもかかわらず、地域住民の合意形成がなされないまま一方的に計画が進むことは、住民自治の原則にもとることであると考えます。 よって、アセスメントのプロセスをいったん中止し、住民への適切な情報提供を行ったうえで、合意が形成するまで待ついただきたく、よろしくお願いたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 方法書の縦覧及び説明会につきましては、法令に基づき周知を行い、その他にも七尾市の広報や鉦打分館の出しているお知らせへの掲載、各町会長への回覧依頼等でお知らせしてまいりましたが、現状周知が足りていなかったということを受止め、今後は皆様との対話の数を増やせるよう調整してまいります。</p>
89-3	<p>○建設時だけでなく撤去の際にも、環境的に相当量の負荷がかかります（産業廃棄物の処理など）。人や動植物にも影響を及ぼすことが予想されますので、建設時だけでなく、事業撤退後の発電機設備等の撤去にかかる手順、工期、環境影響の調査、予測及び評価を計画し、示してください。</p>	<p>解体工事はその時点の最新の技術を用いて行うため、正確な工期、手順はお示しできかねますが、風車を解体したのちに現況復旧を行う予定で約1年程度の工期を要すると考えております。解体工事に関しましては、今後、関係法令に従って、適正に検討を行ってまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
89-4	○建設時の森林伐採および風車の稼働により、イノシシ等による農作物の被害や人への被害の危険性が増大します。よって、被害についても評価項目にあげ、調査、予測及び評価の実施をしてください。	イノシシ等による影響については、アセス図書における害獣としての扱いはございませんが、今後実施する動植物、生態系の現地調査、予測評価の中の一部として、生息状況の変化等について取り扱予測評価してまいります。また、イノシシなどによる農作物への被害については、風力発電所建設との因果関係を示すのが難しいため、現状の皆様の問題解決として地域貢献の中で駆除等へのご協力などを検討してまいります。
89-5	○七尾市の景観計画では、建築物や工作物は「山稜の近傍にあっては、主要な視点場からの稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するよう配慮する」と書かれていますので、尾根を削り、その上に巨大な風車を建てるようなことはなさらないでください。	景観につきましては、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議しながら配慮していく予定でございます。
89-6	○多くの人から、疑問や意見が出されていると思いますが、納得のいく回答が得られず、懸念事項が一扫されない場合には、人や環境への悪影響は回避できないとみなさざるをえません。本事業計画には、ゼロオプションの設定をお願いします。	皆様にご理解、ご納得いただけるよう対話の場を多く設定し真摯に対応させていただきます。
89-7	○山頂を開発すれば山の崩落に繋がります。山頂は自然林のまま残すのが鉄則なのではないでしょうか。土砂災害が起きれば、環境への影響は甚大です。災害の専門家を入れて、土砂災害のリスク調査をおこなってください。また、方が一、土砂災害が起きた場合の責任と補償についてもご教示ください。 ○風車が建った地域では、土地や住宅は売れなくなり、誰もそんなところに住みたくはありませんから。その責任は御社が負うべきだと考えますが、どのような責任の取り方をなさるのでしょうか。 ○市内のメガソーラーで、送電線の埋設工事が大きな問題になっており、再生可能エネルギーに対して、住民の懸念が大きくなっています。御社の事業でも送電線が問題になることは必至ですが、どのルートで送電するか、住民に適切な形で説明する機会を設けるのでしょうか。 ○風力発電設備を撤去する際には、どこまでの原状復帰をされるのでしょうか。基礎部分の大量のコンクリートなども撤去するのでしょうか。されないということであれば、コンクリートを残す影響についての調査も求めます。	取り付け道路に関しましては既存林道をできるだけ活用し、必要に応じて風車輸送に耐えられるように補強は行う予定です。造成による影響を懸念されていることかと思いますが、林地での造成工事には開発許可が必要であり、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、治水能力などが低下しないような設計、濁水対策の設計を行っていくことで、ご心配されている事項が問題とならないように対応してまいります。再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしております。送電線は埋設を予定しておりますが、埋設ルートが確定したら準備書にてお示しします。風力発電設備の撤去につきましては、風車の撤去、基礎コンクリートの撤去、伐採した部分の植林を予定しております。地中に打ち込んだ杭につきましては周辺環境への影響を考慮し、適切な対処を行うことを検討しております。また、風車の輸送、整備用に敷設した道路につきましては、地元の皆様の意向により、撤去せずにそのまま残すことも考えられます。
89-8	【土壌・水の汚染】 ○風車の潤滑油による土壌汚染がヨーロッパなどで問題になっています。対象地は多くの水脈が通っているので、土壌が汚染されると水も汚染されます。設置する場所を決める際には、水脈を十分に調べてください。少しでも汚染の可能性があれば、設置は控えてください。また、汚染に対する補償のベースとするためにも、土壌や湧き水、井戸などの調査ポイントと調査項目を増やしてください。	ご意見にある、「風車の潤滑油による土壌汚染がヨーロッパなどで問題」の事例に関しましては、どこのメーカーのいつ頃製造された機種で、どのような運用、維持管理のもと、風車のどこから、どのように漏洩したものかは不明です。弊社では、国内4箇所合計21基の風力発電施設の運営をいたしておりますが、潤滑油の漏洩等や土壌汚染等を起こすような行為の事例は発生しておりません。今後も、そういった可能性の情報収集等を行い、弊社の風力発電施設の維持管理に役立て土壌汚染その他の未然防止に努めてまいります。
89-9	【災害対策】 ○尾根を削ったり、木を大量に伐採したりすると山の保水力が下がり、土砂災害や水害が起りやすくなると多くの専門家が指摘しています。いくら対策を取ったとしても、ハザードマップの書き換えが必要になると思いますので、自治体ときちんと話し合い、ハザードマップ更新の費用も拠出してください。	林地での造成工事には開発許可が必要であり、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、濁水対策の設計を行っていくことで、ご心配されている事項が問題とならないように対応してまいります。上記の許可の基準が現状の各機能を損なわない設計とすることであるため、ハザードマップの更新については地元行政と協議の上必要となった場合検討させていただきます。
89-10	【累積的影響】 ○御社の事業対象地を含むエリアには、4事業・最大59基の巨大風車が建つこととなります。事業者間でどのように調整なさるのでしょうか。また、環境アセスメントは累積的影響を考慮し、59基の巨大風車が建つ前提で行うこととし、方法書は修正の上、再提出をお願いします。	本事業と周辺で稼働中又は環境影響評価手続中の他の事業者の風力発電所による累積的な影響については、各事業における環境影響評価の進捗を踏まえ、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討してまいります。
89-11	【騒音・低周波】 ○対象地周辺には既存の風車がありますので、近隣の住民への聞き取り調査も行ってください。実際に健康被害を受けている方もいらっしゃるのでは。	今後、既設の虫ヶ峰風力発電所の現状の把握に努めてまいります。また、周辺地域の町会長様と相談し、地域の状況に配慮した調査を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
89-12	○御社の方法書では、工事に伴う森林伐採の規模や影響についての調査項目が記載されていません。工事用道路の表流水への影響、工事中の伐採の規模と、恒久的に森がなくなる部分を明らかにしてください。また、地下水への影響を調査することも必須です。既存の湧水地の場所は、マッピングし、湧水量を確認すべきです。湧水量は季節変動があるため、通年での調査をお願いします。	風車施設の配置や資材搬入道路の詳細な配置につきましては、今後の調査、予測評価を踏まえ決定する予定でございます。その際に併せて、工事に伴う森林伐採規模(計画)についてもお示しいたします。 また、水脈(地下水)の変化等につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。
89-13	○「配慮書」で県知事が検討を求めた項目については、ほとんど見直しがされておらず、言葉だけのものになっています。あまりにも不誠実なのではないでしょうか。県民と県知事を馬鹿にしているのでしょうか。	知事意見、その他のご意見につきましては、方法書に示しましたとおり、方法書時点で対応する事項は対応し、準備書以降で対応すべき事項についてはその旨を示させていただいております。
89-14	○事業予定地は、宗教的に重要な「峨山道」にかかっていますが、そのようなところに巨大風車を建てていいのでしょうか。曹洞宗の祖院である総持寺や羽咋市永光寺には相談されたのでしょうか。今年は総持寺の開創700年にあたり、大きな行事なども控えているのですが、私自身を含め、曹洞宗の檀家にとってはかなりの侮辱です。宗教的なものの価値をあまりにもないがしろにしているのではないのでしょうか。また、虫が峰はかつて山岳信仰の対象であったのに、今では風車基地のようになっており、峨山道トレイルランの参加者からもかなりの不評を買っています。現在のものより巨大な風車が林立するようになれば、トレイルランの開催にも影響があるのではないのでしょうか。	峨山道につきましては、人と自然とのふれあい活動の場の調査地点として、今後、現地調査、予測を行い環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただき予定でございます。 なお、事業予定地は、民地でありますので土地所有者の合意のもと行ってまいります。
90-1	2020年9月19日 広島西ウインドファームを考える会の「風力発電ができた町の話」の●●●●(注:個人名が記載されておりましたため、個人情報保護の観点から●とさせていただきます)さん(歯学博士、日本島学会員)の講演会議事録を読む機会がありました。 ●●(注:個人名が記載されておりましたため、個人情報保護の観点から●とさせていただきます)博士は、日本で最初の最大規模風力発電所の近くにお住まいで、風力発電は環境にやさしく、火力や原発を減らせると思い賛成だったとの冒頭句。 いろいろな研究を重ねた結果、結論として、風力発電を進めてはならないと結ばれています。 ①原発の代わりにはならない。むしろ増やす。 ②地球温暖化をむしろ進める。 ③健康被害は深刻に過ぎるのに、業界は無視する。 ④住民は理不尽な我慢を強いられる理由はない。 ⑤地域が発展した実例はない。 要点を端折って、書かせていただきましたが、わかりやすい講演内容でした。 風力発電建設の必要性がどこにあるのか、凡人の私にはわかりませんでした。 視覚障害者の方は、視覚の障害がある分、違う能力に長けておいでます。 その方が、風力発電がもたらす低周波で異様な感じを受け取られていること。住民の健康に被害が及ぶのに、建設を推し進める理由を明確に納得のいくように説明いただけませんか? 私にとって、風力発電は不必要なものです。建設に反対します。	貴重なご意見ありがとうございます。 世界的な異常気象による集中豪雨に伴う洪水等の被害が増大しているひとつの要因は化石燃料の使用に伴うCO2等の温室効果ガスの増加による地球温暖化があるものと思料します。 その地球温暖化の進行をストップするためには、化石燃料の使用に伴うCO2排出量を軽減させることが必要であり、これからの発電では、化石燃料による発電の比率を下げるために風力等の再生可能エネルギーの発電所を適地にて建設していきたいと考えております。 なお、国際エネルギー機関の調査によると「従来型電源(火力発電等)の出力制御の増加によるCO2の排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ小さい。」という研究結果が報告されております。 今後、再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を行い、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、その手続きの中で地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取して事業の計画をしてまいります。 地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
91-1	<p>風力発電機の建設にあたっては、予定地に至る場所には既存の道がないため、資材運搬用の林道の新設が不可欠となる。この場合に新設される林道の道幅は3m以上と思われるが、2.5m以上の道幅の林道は、のり面が高くなり崩壊のリスクが高まること、雨滴が直接地面にたたきつけるため、土砂の流出が増えることがわかっており、全国各地で山林の崩壊やそれに伴う河川の氾濫を引き起こしているという指摘が相次いでいる。能登地域は赤土など、地盤が弱く土砂が流出しやすいことも懸念され、このような場所の斜面を切り開くことは災害を引き起こす可能性が非常に高い。また、工事中、工事後の土砂流出により、河川及び流域の田畑、海にまで悪影響を引き起こす懸念がある。</p> <p>また、尾根筋の立ち木を伐採することで、地下の水脈が変わり、中腹の山林の木々が弱り、森林が本来持っている土壌保全や水源涵養の機能が損なわれることも懸念される(尾根筋に地下から水を吸い上げる力のある木を植えることで、周辺一帯の地下の水量を保つことで、中腹の木々の成長が促されるという知見がある)。このような環境変化で弱った木は台風や水害、雪害への耐性も低くなり、二次的に災害を拡大する恐れも十分に考慮されるべきである。</p> <p>世界農業遺産である能登の里山里海が、この建設により、大きなダメージを被ることは想像に難くなく、また、一度失われてしまえば、復元することは不可能である。地域が力を入れている観光や移住促進にも悪影響がある。世界的にも貴重な環境を損なう可能性が非常に高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出、斜面決壊、洪水の増大の懸念 ・流域の水環境の悪化、田畑・水産資源への悪影響 ・能登の里山里海文化、景観など地域資産を損なうリスク <p>以上を鑑み、今回の建設には反対の意見を表明します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>取り付け道路に関しましては既存林道をできるだけ活用し、必要に応じ風車輸送に耐えられるように補強を行う予定です。</p> <p>造成による影響を懸念されていることかと思いますが、林地での造成工事には開発許可が必要であり、行政の担当課、専門家の指導のもと集中豪雨などにも耐えられる設計、治水能力などが低下しないような設計、濁水対策の設計を行っていくことで、ご心配されている事項が問題とならないように対応してまいります。詳細は事業進捗に合わせ、詳細を検討し、その内容については準備書にてお示しさせていただきます。</p> <p>また水質、水脈(地下水)の変化等への影響につきましては、今後、事前に調査、予測を行い、ご心配の事象が起こらないようできる限り環境保全措置等を検討し、事業計画に反映していく予定です。また、現地調査、予測評価の結果、環境保全措置については今後、準備書として公告縦覧、説明会によりご説明させていただきます。</p> <p>なお、「能登の里山里海」が世界農業遺産の認定の際に景観に関して評価された点は、「優れた里山景観：日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」(輪島市)をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや白壁・黒瓦の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣(まがき)と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。」とありますが、本事業地にはこのような景観資源は分布していないと考えますので、本事業の実施に伴い認定で評価された景観資源に直接的な影響を及ぼすことはないと考えております。</p>
92-1	<p>風力発電施設建設に現時点で反対です。建設計画は59基ですが、現在既に建設されているものに加えられた景観を想像すると、風景が毀損され、回復できないのではないかと恐れます。「能登はやさしや土までも」が能登の観光が共有して地域の市町が大切にしている合言葉ではありませんか。</p> <p>電力も地産地消の必要以上のものを供給しようとするばどこかに無理を生じて来ているのは、原発を見てつくづく思いました。</p> <p>都市も良かれ、人口減少の過疎地も良かれというには、もっと周辺地域への説明が要ると思います。</p>	<p>景観への影響につきましては、今後の現地調査の際には、ご指摘の点も参考にして現地調査を実施し、フォトモンタージュ作成による予測を行い、可能な限り景観への影響の回避又は低減に努めてまいります。また、併せて、いしかわ景観総合条例や七尾市景観条例に従い、関係機関と協議することや、地域住民の皆様からのご意見をいただきながら配慮していく予定です。</p> <p>地球温暖化により経年的な環境の悪化が深刻となっている今、新しい取り組みによる対応の必要があるかと考えますので、地域住民の皆様と一緒に将来の地球規模の環境保全、地域の里山里海の環境保全の両面に配慮した発電事業となるよう計画を検討してまいります。</p> <p>国の指針で国際的な立ち遅れに対応して手続きの簡略化することも可能ですが、事業者としましては、地域住民の皆様のご理解を得ることが重要と考えておりますので可能な限り、説明会を行い、地域の皆様への事業計画、環境保全の取り組み等についてご理解いただけるよう努めてまいります。</p>

日刊新聞による公告(令和4年2月15日(火))

北國新聞(令和4年2月15日(火)朝刊5面)

お知らせ

〔仮称〕志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書について、図書の部内容を修正することとし、取下げを行いましたので、次のお知らせいたします。

一、事業者の名称
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 代表取締役 中川隆久
 所在地 東京都港区六本木六丁目一番三十号
 六本木ヒルズ・スクエアビル十五階

二、対象事業の名称(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業
 出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四千二百から五千五百キロワット最大九基)

三、取り下げを行った日
 令和四年二月十四日

四、取り下げを行った事由
 届出を行った環境影響評価方法書において、図書の内容を修正することとしたため

(お問い合わせ先)
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 電話〇三六四五五四九〇〇

お知らせ

〔仮称〕志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書について、内容を一部修正し、再度作成しましたので、次のお知らせいたします。

一、事業者の名称
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 代表取締役 中川隆久
 所在地 東京都港区六本木六丁目一番三十号
 六本木ヒルズ・スクエアビル十五階

二、対象事業の名称(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業
 出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四千二百から五千五百キロワット最大九基)

三、対象事業実施区域
 石川県七尾市中島町地地区、羽咋郡志賀町穂造地区、石川県七尾市、羽咋郡志賀町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所
 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター、地打分館 志賀町役場環境安全課 志賀町富来支所
 令和四年二月十五日(火)から三月十七日(木) 庁舎は土日祝日を除く
 時間 庁舎は午前八時三十分から午後五時十分
 電子閲覧 事業者ウェブサイト (http://www.ric.co.jp)

六、意見書の提出
 方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、意見(日本語を明記の上、次の方法書意旨を提出することができます。提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送して下さい。)

提出先 志賀町富来支所
 〒〇六〇〇三二
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 〒〇六〇〇三二
 東京都港区六本木六丁目一番三十号
 六本木ヒルズ・スクエアビル十五階

七、意見書の提出期限
 令和四年二月十五日(火)から三月二十日(木) 午後五時十五分まで(郵送の場合、当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時
 一、七尾市中島地区コミュニティセンター(石川県七尾市中島町中島甲部百七十七番地)
 令和四年二月二十六日(土) 十四時から
 二、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の十番地)
 令和四年二月二十七日(日) 十四時から

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、会場・日時が変更となる場合がございます。
 (お問い合わせ先)
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 電話〇三六四五五四九〇〇

北陸中日新聞(令和4年2月15日(火)朝刊31面)

お知らせ

〔仮称〕志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書について、内容を一部修正し、再度作成しましたので、次のお知らせいたします。

一、事業者の名称
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 代表取締役 中川隆久
 所在地 東京都港区六本木六丁目一番三十号
 六本木ヒルズ・スクエアビル十五階

二、対象事業の名称(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業
 出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四千二百から五千五百キロワット最大九基)

三、対象事業実施区域
 石川県七尾市中島町地地区、羽咋郡志賀町穂造地区、石川県七尾市、羽咋郡志賀町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所
 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター、地打分館 志賀町役場環境安全課 志賀町富来支所
 令和四年二月十五日(火)から三月十七日(木) 庁舎は土日祝日を除く
 時間 庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
 電子閲覧 事業者ウェブサイト (http://www.ric.co.jp)

六、意見書の提出
 方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、意見(日本語を明記の上、次の方法書意旨を提出することができます。提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送して下さい。)

提出先 志賀町富来支所
 〒〇六〇〇三二
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 〒〇六〇〇三二
 東京都港区六本木六丁目一番三十号
 六本木ヒルズ・スクエアビル十五階

七、意見書の提出期限
 令和四年二月十五日(火)から三月二十日(木) 午後五時十五分まで(郵送の場合、当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時
 一、七尾市中島地区コミュニティセンター(石川県七尾市中島町中島甲部百七十七番地)
 令和四年二月二十六日(土) 十四時から
 二、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の十番地)
 令和四年二月二十七日(日) 十四時から

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、会場・日時が変更となる場合がございます。
 (お問い合わせ先)
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 電話〇三六四五五四九〇〇

読売新聞(令和4年2月15日(火)朝刊33面)

お知らせ

〔仮称〕志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書について、図書の部内容を修正することとし、取下げを行いましたので、次のお知らせいたします。

一、事業者の名称
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 代表取締役 中川隆久
 所在地 東京都港区六本木六丁目一番三十号
 六本木ヒルズ・スクエアビル十五階

二、対象事業の名称(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業
 出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四千二百から五千五百キロワット最大九基)

三、取り下げを行った日
 令和四年二月十四日

四、取り下げを行った事由
 届出を行った環境影響評価方法書において、図書の内容を修正することとしたため

(お問い合わせ先)
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 電話〇三六四五五四九〇〇

お知らせ

〔仮称〕志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書について、内容を一部修正し、再度作成しましたので、次のお知らせいたします。

一、事業者の名称
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 代表取締役 中川隆久
 所在地 東京都港区六本木六丁目一番三十号
 六本木ヒルズ・スクエアビル十五階

二、対象事業の名称(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業
 出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四千二百から五千五百キロワット最大九基)

三、対象事業実施区域
 石川県七尾市中島町地地区、羽咋郡志賀町穂造地区、石川県七尾市、羽咋郡志賀町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所
 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター、地打分館 志賀町役場環境安全課 志賀町富来支所
 令和四年二月十五日(火)から三月十七日(木) 庁舎は土日祝日を除く
 時間 庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
 電子閲覧 事業者ウェブサイト (http://www.ric.co.jp)

六、意見書の提出
 方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、意見(日本語を明記の上、次の方法書意旨を提出することができます。提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送して下さい。)

提出先 志賀町富来支所
 〒〇六〇〇三二
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 〒〇六〇〇三二
 東京都港区六本木六丁目一番三十号
 六本木ヒルズ・スクエアビル十五階

七、意見書の提出期限
 令和四年二月十五日(火)から三月二十日(木) 午後五時十五分まで(郵送の場合、当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時
 一、七尾市中島地区コミュニティセンター(石川県七尾市中島町中島甲部百七十七番地)
 令和四年二月二十六日(土) 十四時から
 二、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の十番地)
 令和四年二月二十七日(日) 十四時から

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、会場・日時が変更となる場合がございます。
 (お問い合わせ先)
 ジャパンリニエールエナジー株式会社
 電話〇三六四五五四九〇〇

日刊新聞による公告(令和4年3月7日(月))

北國新聞(令和4年3月7日(月)朝刊3面)

お知らせ

〔仮称〕志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書について、延期しております。説明会の開催を次のとおり公告いたします。また、説明会の開催に合わせて縦覧期間並びに意見書の提出期限を延長することといたしましたので、次のとおりお知らせいたします。

一、事業者の名称 ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久
所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スタワー十五階

二、対象事業の名称(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業
種類 風力発電所(陸上)
出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四十二百から五千五百キロワット×最大九基)

三、対象事業実施区域 石川県七尾市中島町地打地区、羽咋郡志賀町碑造地区

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター 地打分館、志賀町役場環境安全課 志賀町富来支所
延長後の期間 令和四年二月十五日(火)から四月六日(水)
(庁舎は土・日・祝日を除く)
庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
電子縦覧 事業者ウェブサイト(<https://www.jec.co.jp/>)

六、意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。
ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
〒106-0031 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スタワー十五階

七、延長後の意見書の提出期限 令和四年二月十五日(火)から四月二十日(木)午後五時十五分まで(郵送の場合、当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時 一、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町 富来領家町甲の十番地)
令和四年四月二日(土) 十時三十分から
二、七尾市中島地区コミュニティセンター(石川県七尾市中島町中島甲部百七十五番地)
令和四年四月二日(土) 十五時から
※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により会場・日時が変更となる場合がございます。

(お問い合わせ先)
ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
電話〇三・六四五五・四九〇〇

北陸中日新聞(令和4年3月7日(月)朝刊27面)

お知らせ

〔仮称〕志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書について、延期しております。説明会の開催を次のとおり公告いたします。また、説明会の開催に合わせて縦覧期間並びに意見書の提出期限を延長することといたしましたので、次のとおりお知らせいたします。

一、事業者の名称 ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久
所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スタワー十五階

二、対象事業の名称(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業
種類 風力発電所(陸上)
出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四十二百から五千五百キロワット×最大九基)

三、対象事業実施区域 石川県七尾市中島町地打地区、羽咋郡志賀町碑造地区

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター 地打分館、志賀町役場環境安全課 志賀町富来支所
延長後の期間 令和四年二月十五日(火)から四月六日(水)
(庁舎は土・日・祝日を除く)
庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
電子縦覧 事業者ウェブサイト(<https://www.jec.co.jp/>)

六、意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。
ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
〒106-0031 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スタワー十五階

七、延長後の意見書の提出期限 令和四年二月十五日(火)から四月二十日(木)午後五時十五分まで(郵送の場合、当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時 一、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町 富来領家町甲の十番地)
令和四年四月二日(土) 十時三十分から
二、七尾市中島地区コミュニティセンター(石川県七尾市中島町中島甲部百七十五番地)
令和四年四月二日(土) 十五時から
※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により会場・日時が変更となる場合がございます。

(お問い合わせ先)
ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
電話〇三・六四五五・四九〇〇

読売新聞(令和4年3月7日(月)朝刊8面)

お知らせ

〔仮称〕志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書について、延期しております。説明会の開催を次のとおり公告いたします。また、説明会の開催に合わせて縦覧期間並びに意見書の提出期限を延長することといたしましたので、次のとおりお知らせいたします。

一、事業者の名称 ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久
所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スタワー十五階

二、対象事業の名称(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業
種類 風力発電所(陸上)
出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四十二百から五千五百キロワット×最大九基)

三、対象事業実施区域 石川県七尾市中島町地打地区、羽咋郡志賀町碑造地区

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター 地打分館、志賀町役場環境安全課 志賀町富来支所
延長後の期間 令和四年二月十五日(火)から四月六日(水)
(庁舎は土・日・祝日を除く)
庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
電子縦覧 事業者ウェブサイト(<https://www.jec.co.jp/>)

六、意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。
ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
〒106-0031 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スタワー十五階

七、延長後の意見書の提出期限 令和四年二月十五日(火)から四月二十日(木)午後五時十五分まで(郵送の場合、当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時 一、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町 富来領家町甲の十番地)
令和四年四月二日(土) 十時三十分から
二、七尾市中島地区コミュニティセンター(石川県七尾市中島町中島甲部百七十五番地)
令和四年四月二日(土) 十五時から
※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により会場・日時が変更となる場合がございます。

(お問い合わせ先)
ジヤン・リニアール・エナジー株式会社
電話〇三・六四五五・四九〇〇

日刊新聞による公告(令和3年2月8日(月))

北國新聞(令和3年2月8日(月)朝刊13面)

お知らせ
環境影響評価法に基づき、「(仮称)志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
代表者 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スチアワー十五階

二、対象事業の名称 (仮称)志賀風吹岳風力発電事業
種類 風力発電所(陸上)
出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四千二百から五千五百キロワット最大九基)

三、対象事業実施区域
石川県七尾市中島町鉦打地区、羽咋郡志賀町碑造地区

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館、志賀町役場環境安全課、志賀町富来支所
期間 令和三年二月八日(月)から三月十日(水)
(庁舎は土日・祝日を除く)

時間 庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
電子縦覧 事業者ウェブサイト(<https://www.teco.jp/>)

六、意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。
ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
〒066-0003
東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スチアワー十五階

七、意見書の提出期限
令和三年二月八日(月)消印有効

八、説明会の開催を予定する場所及び日時
一、七尾市中島文化センター・能登演劇堂(石川県七尾市中島町中島上部九番地)
令和三年二月十七日(土)十四時から
二、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の十番地)
令和三年二月二十八日(日)十四時から
(お問い合わせ先)
ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
電話〇三・六四五五・四九〇〇

北陸中日新聞(令和3年2月8日(月)朝刊23面)

お知らせ
環境影響評価法に基づき、「(仮称)志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
代表者 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スチアワー十五階

二、対象事業の名称 (仮称)志賀風吹岳風力発電事業
種類 風力発電所(陸上)
出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四千二百から五千五百キロワット最大九基)

三、対象事業実施区域
石川県七尾市中島町鉦打地区、羽咋郡志賀町碑造地区

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館、志賀町役場環境安全課、志賀町富来支所
期間 令和三年二月八日(月)から三月十日(水)
(庁舎は土日・祝日を除く)

時間 庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
電子縦覧 事業者ウェブサイト(<https://www.teco.jp/>)

六、意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。
ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
〒066-0003
東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スチアワー十五階

七、意見書の提出期限
令和三年二月八日(月)消印有効

八、説明会の開催を予定する場所及び日時
一、七尾市中島文化センター・能登演劇堂(石川県七尾市中島町中島上部九番地)
令和三年二月十七日(土)十四時から
二、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の十番地)
令和三年二月二十八日(日)十四時から
(お問い合わせ先)
ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
電話〇三・六四五五・四九〇〇

読売新聞(令和3年2月8日(月)朝刊27面)

お知らせ
環境影響評価法に基づき、「(仮称)志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
代表者 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スチアワー十五階

二、対象事業の名称 (仮称)志賀風吹岳風力発電事業
種類 風力発電所(陸上)
出力 最大四万九千五百キロワット(単機定格出力四千二百から五千五百キロワット最大九基)

三、対象事業実施区域
石川県七尾市中島町鉦打地区、羽咋郡志賀町碑造地区

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
石川県七尾市、羽咋郡志賀町

五、縦覧の場所 石川県行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館、志賀町役場環境安全課、志賀町富来支所
期間 令和三年二月八日(月)から三月十日(水)
(庁舎は土日・祝日を除く)

時間 庁舎は午前八時三十分から午後五時十五分
電子縦覧 事業者ウェブサイト(<https://www.teco.jp/>)

六、意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。
ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
〒066-0003
東京都港区六本木六丁目二番三十号
六本木ヒルズ・スチアワー十五階

七、意見書の提出期限
令和三年二月八日(月)消印有効

八、説明会の開催を予定する場所及び日時
一、七尾市中島文化センター・能登演劇堂(石川県七尾市中島町中島上部九番地)
令和三年二月十七日(土)十四時から
二、富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の十番地)
令和三年二月二十八日(日)十四時から
(お問い合わせ先)
ジャパン・リニューアブルエナジー株式会社
電話〇三・六四五五・四九〇〇

インターネットによるお知らせ

事業者ウェブサイト(1/3)

ニュース

2022年3月7日 環境アセスメント

(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧期間及び意見書の提出期限の延長、並びに説明会開催のご連絡について ※終了しました

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和4年2月14日付で経済産業大臣に届け出ました。
方法書について、延期しておりました説明会の開催に合わせて縦覧期間及び意見書の提出期限を延長させていただくことになりました。

※令和3年2月8日付で届出した方法書について、一部一般意見に漏れがございましたので取り下げし、再手続きを実施させていただきます。(変更点：P390～P397(意見の追加))
なお、取り下げする方法書にて既に受領した意見につきましては、再手続きを行う方法書手続きにおきましても、以下期間で受領する意見と同様に扱っていただきます。

▼ 方法書の縦覧について
▼ 意見書の提出について
▼ 説明会の開催について
▼ お問い合わせ先

方法書の縦覧について

縦覧場所

施設名	縦覧時間
石川県行政情報サービスセンター	午前8時30分から午後5時15分まで (いずれも開庁・開館時間のみ)
七尾市役所情報公開コーナー	
七尾市中島地区コミュニティセンター	
七尾市中島地区コミュニティセンター跡打分館	
志賀町役場環境安全課	
志賀町富来支所	

事業者ウェブサイト(2/3)

縦覧期間

令和4年2月16日（火）～令和4年4月6日（水）

（土・日・祝祭日・施設の休館日を除く）

※意見聴取期間に合わせて令和4年4月21日（木）まで閲覧期間を設けます。

インターネットによる縦覧

方法は4月21日（木）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer 10は対象外です。

配慮書

表紙目次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 第一種事業の目的及び内容

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

事業者ウェブサイト(2/3)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 観覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和4年4月21日（木）午後5時15分まで）
- (2) 当社宛に郵送（令和4年4月21日（木）当日消印有効）

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム 宛

説明会の開催について

開催場所・日時

開催場所	日時
七尾市中島地区コミュニティセンター (石川県七尾市中島町中島甲部170番地)	令和4年4月2日(土) 午後3時～午後5時
富来活性化センター (石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地)	令和4年4月2日(土) 午前10時30分～午後0時30分

なお、本説明会では新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、参加人数の制限、十分な換気、入場時の連絡先の把握等を行います。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により会場・日時が変更となる場合がございます。

(会場、日時の変更が必要になりましたら速やかに公告させていただきます)

説明会開催に当たってのお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては説明会の開催を延期または中止する場合があります。変更が生じた場合にはウェブサイト等でお知らせいたします。
- ・感染拡大防止のため、当日は十分な換気を行うとともに参加人数の制限を行います。(各会場の収容人数の半数である40名程度を想定しております)
- ・入場時に連絡先をご記入いただけます。またマスクの着用、手指の消毒、体温チェックなど感染対策へのご協力をお願いいたします。
- ・体調不良（発熱、咳などの症状）の方は来場をご遠慮ください。

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム 担当 近藤、村上、神、池崎
電話 03-6455-4900
(土・日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで)

インターネットによるお知らせ

石川県ウェブサイト(1/2)

石川県

文字の大きさ 大 中 小
色合い 標準 A B C

ホーム
くらし・教育・環境
医療・福祉・子育て
観光・文化・スポーツ
しごと・産業
社会基盤・地域振興

[ホーム](#) > [くらし・教育・環境](#) > [環境](#) > [生活環境・公害・有害物質](#) > [環境アセスメント（環境影響評価制度）について](#)



くらし・教育・環境

更新日：2022年3月8日

環境アセスメント（環境影響評価制度）について

1 環境アセスメント（環境影響評価制度）とは

環境アセスメント制度とは、土地の形状変更や工作物の新設などの開発事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかをあらかじめ、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする制度です。

2 ふるさと石川の環境を守り育てる条例における環境アセスメントについて

本県では、環境アセスメントの対象規模や一連の手続きなどを定めた石川県環境影響評価条例を平成11年3月に制定・運用してきましたが、平成16年4月に施行しました「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に統合し、一層内容の充実した環境アセスメント制度としてスタートしています。

PDF [環境アセスメント（環境影響評価）制度のあらまし（PDF：502KB）](#)

PDF [環境影響評価技術指針（PDF：184KB）](#)

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例（外部リンク）](#)（第199条～第238条）

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（外部リンク）](#)（第148条～第193条）

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例 施行規則別記様式（環境影響評価関係）](#)

環境影響評価法の制度概要や事例等については、環境省の環境影響評価情報支援ネットワークに詳細が記載されています。

[環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」のホームページ（外部リンク）](#)

3 環境アセスメントの手続き状況

手続中の事業

[\(仮称\)志賀風吹岳風力発電事業1](#)([ジヤパン・リニューアブル・エナジー株式会社](#))

環境影響評価法の制度概要や事例等については、環境省の環境影響評価情報支援ネットワークに詳細が記載されています。

[環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」のホームページ](#) (外部リンク)

3 環境アセスメントの手続き状況

手続中の事業

(仮称)志賀風吹丘風力発電事業¹⁾(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)

現在、意見募集期間中です。(令和4年2月15日～令和4年4月21日)

現在、縦覧期間中です。(令和4年2月15日～令和4年4月6日)なお、意見募集期間に合わせて令和4年4月21日まで閲覧可能です。

縦覧場所:石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター総打分館、志賀町役場環境安全課、志賀町富来支所

また、環境影響評価方法書は事業者のホームページでも縦覧しています。[事業者のホームページへのリンク](#) (外部リンク)

なお、本事業については、令和3年2月8日から縦覧が行われていましたが、事業者からは

「令和3年2月8日付で届出した方法書について、一部一般意見に漏れがございましたので取り下げし、再手続きを実施させていただきます。(変更点:P.390～P.397(意見の追加))」

なお、取り下げする方法書にて既に受領した意見につきましては、再手続を行う方法書手続きにおきましても、以下期間で受領する意見と同様に扱わせていただきます。」

(事業者ホームページより引用)としています。

(仮称)珠洲大谷峠ウィンドファーム事業¹⁾(日本風力サービス株式会社)

令和3年11月22日に、計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの知事意見を事業者に通知しました。

[PDF](#) [知事意見](#) (PDF: 132KB)

(仮称)輪島ウィンドファーム事業¹⁾(電源開発株式会社)

現在、環境影響評価準備書手続中です。

(仮称)福井洋上風力発電事業¹⁾(日本風力エネルギー株式会社)

令和3年8月16日に、計画段階環境配慮書に対する環境保全の見地からの知事意見を事業者に通知しました。

[PDF](#) [知事意見](#) (PDF: 112KB)

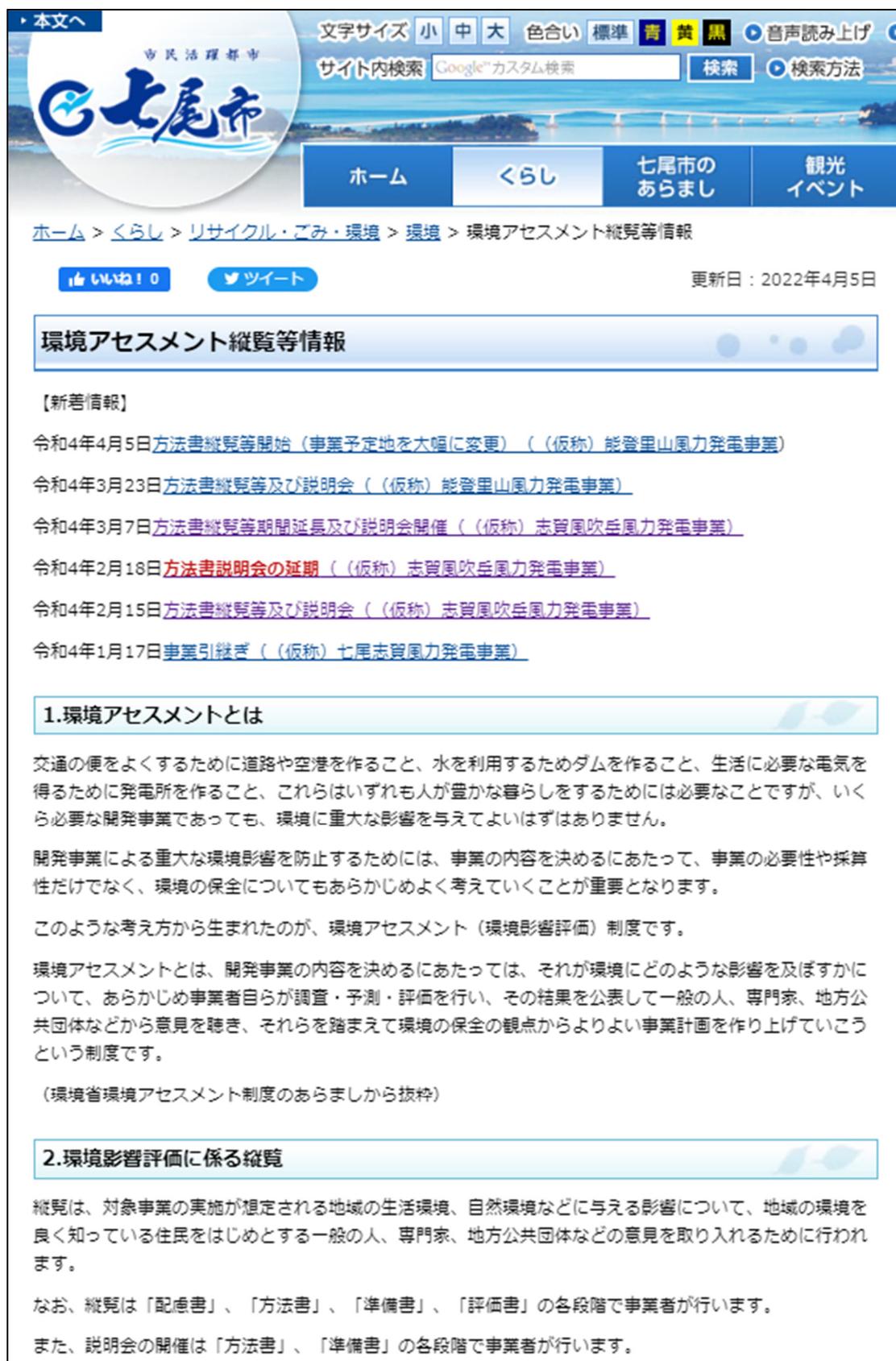
(仮称)虫ヶ峰風力発電事業¹⁾(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)

令和3年8月20日に、環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの知事意見を経済産業大臣に通知しました。

[PDF](#) [知事意見](#) (PDF: 182KB)

インターネットによるお知らせ

七尾市ウェブサイト(1/4)



・本文へ

文字サイズ 小 中 大 色合い 標準 青 黄 黒 音声読み上げ

サイト内検索 Google™カスタム検索 検索 検索方法

ホーム くらし 七尾市のあらし 観光イベント

ホーム > くらし > リサイクル・ごみ・環境 > 環境 > 環境アセスメント縦覧等情報

いいね! 0 ツイート 更新日: 2022年4月5日

環境アセスメント縦覧等情報

【新着情報】

令和4年4月5日 [方法書縦覧等開始（事業予定地を大幅に変更）（（仮称）能登里山風力発電事業）](#)

令和4年3月23日 [方法書縦覧等及び説明会（（仮称）能登里山風力発電事業）](#)

令和4年3月7日 [方法書縦覧等期間延長及び説明会開催（（仮称）志賀風吹岳風力発電事業）](#)

令和4年2月18日 [方法書説明会の延期（（仮称）志賀風吹岳風力発電事業）](#)

令和4年2月15日 [方法書縦覧等及び説明会（（仮称）志賀風吹岳風力発電事業）](#)

令和4年1月17日 [事業引継ぎ（（仮称）七尾志賀風力発電事業）](#)

1.環境アセスメントとは

交通の便をよくするために道路や空港をすること、水を利用するためダムをすること、生活に必要な電気を得るために発電所をすること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるにあたって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考えから生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたっては、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の人、専門家、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

（環境省環境アセスメント制度のあらましから抜粋）

2.環境影響評価に係る縦覧

縦覧は、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の人、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるために行われます。

なお、縦覧は「配慮書」、「方法書」、「準備書」、「評価書」の各段階で事業者が行います。

また、説明会の開催は「方法書」、「準備書」の各段階で事業者が行います。

3.七尾市が関係市町の事業

事業一覧

対象事業名をクリックすると、該当ページに移動します。

- [1. \(仮称\) 七尾志賀風力発電事業 \(七尾志賀ウインドファーム合同会社\)](#)
- [2. \(仮称\) 志賀風吹岳風力発電事業 \(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社\)](#)
- [3. \(仮称\) 能登里山風力発電事業 \(合同かざぐるま\)](#)
- [4. \(仮称\) 虫ヶ峰風力発電事業 \(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社\)](#)
- [5. \(仮称\) 能登中風力発電事業 \(合同会社潮風\)](#)
- [6. \(仮称\) 中能登ウインドファーム事業 \(電源開発株式会社\)](#)
- [7. \(仮称\) 門前穴水風力発電事業 \(リニューアブル・ジャパン株式会社\) 【事業廃止、公表：令和3年12月27日】](#)

参考資料

[事業者が公表している対象事業実施区域 \(令和4年4月5日現在\) \(PDF: 996KB\)](#)

[事業者が公表している事業実施想定区域又は対象事業実施区域 \(令和4年1月17日現在\) \(PDF: 297KB\)](#)



Get Adobe
Acrobat Reader

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

所属課室：[市民生活部環境課](#)
〒926-8611石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
電話番号：0767-53-8421
ファクス番号：0767-53-3315

[お問い合わせフォーム](#)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

1：役に立った 2：ふつう 3：役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

1：見つけやすかった 2：ふつう 3：見つけにくかった

[ページの先頭へ戻る](#)

2. (仮称) 志賀風吹岳風力発電事業

計画概要

事業者	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者	代表取締役 中川隆久
所在地	東京都港区六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
対象事業の種類	風力発電所(陸上)
対象事業の規模	風力発電所出力: 最大49,500kW、風力発電機の単機出力: 4,200kW~5,500kW、風力発電機の基数: 最大9基
対象事業実施区域	七尾市(中島鉤打地区)、志賀町(稗造地区)
主要設備の概要	ローター直径: 約117m~158m、ハブ高さ: 約84m~112m、最大高さ: 約143m~191m
電子縦覧	https://www.jre.co.jp/ (外部サイト)
備考	令和3年2月方法書: 対象事業の規模変更(風力発電所出力、風力発電機の単機出力、風力発電機の基数)、対象事業実施区域の変更、主要設備の概要変更(ローター直径、ハブ高さ、最大高さ)

縦覧等情報

段階	期間	場所	備考
配慮書	令和2年5月12日から 令和2年6月11日まで	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター鉤打分館	配慮書意見 (PDF: 132KB)
方法書	令和3年2月8日から 令和3年3月10日まで (なお、備考欄の意見募集期間中は閲覧可能)	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鉤打分館	意見募集期間 令和3年2月8日から 令和3年3月24日まで

上記の方法書は、令和4年2月14日付けで、図書の内容に不備があり修正のため、取り下げられました。下記の方法書が、令和4年2月14日付けで、図書の内容を修正し、新たに届出されました。

方法書	令和4年2月15日から 令和4年3月31日まで 令和4年4月6日まで (なお、備考欄の意見 募集期間中は閲覧可 能)	七尾市役所情報公開コーナー、七 尾市中島地区コミュニティセンタ ー、七尾市中島地区コミュニティ センター池打分館	意見募集期間 令和4年2月15日から 令和4年3月31日まで 令和4年4月21日まで
上記方法書の縦覧等の期間は、説明会開催に合わせて延長されました。			
準備書			
評価書			
説明会情報			
区分	日時	場所	備考
方法書説明会	令和3年2月27日 午後2時から	七尾市中島文化センター(能登演劇 堂)	
事業説明会 及び 意見交換会	令和3年11月20日 午前10時から	七尾市中島文化センター(能登演劇 堂)	(仮称)虫ヶ峰風力発電事 業について同時開催
方法書説明会	(開催延期) 令和4年2 月26日 午後2時から	七尾市中島地区コミュニティセン ター	石川県の「まん延防止等 重点措置」の延長に伴 い、延期となりました。
方法書説明会	令和4年4月2日 午後3時から	七尾市中島地区コミュニティセン ター	
準備書説明会			

インターネットによるお知らせ

事業者ウェブサイト(1/2)

ニュース

2021年2月8日 [環境アセスメント](#)

「(仮称)志賀風吹岳風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)志賀風吹岳風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和3年2月2日付にて経済産業大臣に届け出ました。方法書について、下記のとおり縦覧します。

[▼ 方法書の縦覧について](#)
[▼ 意見書の提出について](#)
[▼ 説明会の開催について](#)
[▼ 説明会開催に当たってのお願い](#)
[▼ お問い合わせ先](#)

方法書の縦覧について

縦覧場所・時間

施設名	縦覧時間
石川県行政情報サービスセンター	午前8時30分から午後5時15分まで (いずれも開庁・開館時間のみ)
七尾市役所情報公開コーナー	
七尾市中島地区コミュニティセンター	
七尾市中島地区コミュニティセンター兼打分館	
志賀町役場環境安全課	
志賀町富来支所	

縦覧場所・時間

令和3年2月8日(月)～令和3年3月24日(水)
(土・日・祝祭日・施設の休館日を除く)

インターネットによる縦覧

方法書は3月24日(水)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。
※Internet Explorer 10は対象外です。
※新型コロナウイルスによる緊急事態宣言延長に伴い、縦覧期間を意見書の締め切りまで延長いたします。

方法書

表紙目次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 第一種事業の目的及び内容

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

巻末資料

要約書

事業者ウェブサイト(2/2)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和3年3月24日（水）まで）
- (2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木セルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム 宛
(令和3年3月24日（水）当日消印有効)

意見書用紙

説明会の開催について

開催場所・日時

開催場所	日時
(1) 七尾市中島文化センター・能登演劇室 (石川県七尾市中島町中島上部9番地)	令和3年2月27日(土) 午後2時～午後4時
(2) 富来活性化センター (石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地)	令和3年2月28日(日) 午後2時～午後4時

なお、本説明会では新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、参加人数の制限、十分な換気、入場時の連絡先の把握等を行います。

説明会開催に当たってのお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては説明会の開催を延期または中止する場合があります。変更が生じた場合にはウェブサイト等でお知らせいたします。
- ・感染拡大防止のため、当日は十分な換気を行うとともに参加人数の制限を行います。（各会場の収容人数の半数である40名程度を想定しております）
- ・入場時に連絡先をご記入いただけます。またマスクの着用、手指の消毒、体温チェックなど感染対策へのご協力をお願いいたします。
- ・体調不良（発熱、咳などの症状）の方は来場をご遠慮ください。

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 開発第1部 開発第1チーム 担当 近藤、村上、田中
電話 03-6455-4900（代表）
(土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時まで)

インターネットによるお知らせ

石川県ウェブサイト

2021/2/9

石川県/環境アセスメント（環境影響評価制度）について

[ホーム](#) > [くらし・教育・環境](#) > [環境](#) > [生活環境・公害・有害物質](#) > 環境アセスメント（環境影響評価制度）について

更新日：2021年2月8日

環境アセスメント（環境影響評価制度）について**1 環境アセスメント（環境影響評価制度）とは**

環境アセスメント制度とは、土地の形状変更や工作物の新設などの開発事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかをあらかじめ、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする制度です。

2 ふるさと石川の環境を守り育てる条例における環境アセスメントについて

本県では、環境アセスメントの対象規模や一連の手続きなどを定めた石川県環境影響評価条例を平成11年3月に制定・適用してきましたが、平成16年4月に施行しました「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に統合し、一層内容の充実した環境アセスメント制度としてスタートしています。

[PDF 環境アセスメント（環境影響評価）制度のあらまし（PDF：502KB）](#)

[PDF 環境影響評価技術指針（PDF：184KB）](#)

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例（外部リンク）](#)（第199条～第238条）

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（外部リンク）](#)（第148条～第193条）

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例 施行規則別記様式（環境影響評価関係）](#)

環境影響評価法の制度概要や事例等については、環境省の環境影響評価情報支援ネットワークに詳細が記載されています。

[環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」のホームページ（外部リンク）](#)

3 環境アセスメントの手続き状況**手続中の事業**

[\(仮称\)虫ヶ峰風力発電事業^{1\)}\(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社\)](#)

現在、環境影響評価方法書の縦覧中です。(令和3年2月8日～令和3年3月10日)

現在、意見書の提出ができます。(令和3年2月8日～令和3年3月24日)

縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館、志賀町役場環境安全課、志賀町富来支所

[事業者の環境影響評価方法書公表ページ（外部リンク）](#)

[\(仮称\)志賀風吹岳風力発電事業^{1\)}\(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社\)](#)

現在、環境影響評価方法書の縦覧中です。(令和3年2月8日～令和3年3月10日)

現在、意見書の提出ができます。(令和3年2月8日～令和3年3月24日)

縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館、志賀町役場環境安全課、志賀町富来支所

[事業者の環境影響評価方法書公表ページ（外部リンク）](#)

[\(仮称\)七尾志賀風力発電事業^{1\)}\(AR風力発電株式会社\)](#)

現在、環境影響評価方法書の縦覧中です。(令和3年1月27日～令和3年2月26日)

現在、意見書の提出ができます。(令和3年1月27日～令和3年3月12日)

縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館、志賀町役場環境安全課、志賀町富来支所、六水町役場住民課

[事業者の環境影響評価方法書公表ページ（外部リンク）](#)

インターネットによるお知らせ

七尾市ウェブサイト(1/2)

2021/2/8 環境アセスメント縦覧情報／七尾市



ホーム > くらし > リサイクル・ごみ・環境 > 環境 > 環境アセスメント縦覧情報

いいね! 0 ツイート 更新日：2021年2月3日

環境アセスメント縦覧情報

1.環境アセスメントとは

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たっては、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、専門家、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

（環境省環境アセスメント制度のあらましから抜粋）

2.環境影響評価に係る縦覧

縦覧は、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるために行われます。

なお、縦覧は「配慮書」、「方法書」、「準備書」、「評価書」の各段階で事業者が行います。

また、説明会の開催は「方法書」、「準備書」の各段階で事業者が行います。

3.七尾市内で手続き中の事業

（仮称）七尾志賀風力発電事業

計画概要

事業者	AR風力発電株式会社
代表者	代表取締役 大橋純
所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート
対象事業の種類	風力発電所（陸上）
対象事業の規模	風力発電所出力：最大50,400kW、風力発電機の単機出力：4,200kW級、風力発電機の基数：最大12基程度
対象事業実施区域	七尾市中島町河内・中島町別所・中島町西谷内・中島町藤瀬、志賀町切留・鶴野屋・楚和・今田・和田・地保・入釜・阿川・尊保、穴水町字河内・越渡
主要設備の概要	ローター直径：約117m～136m、ハブ高さ：約84m～112m、最大高さ：約142.5m～180m
電子縦覧	https://www.ar-windenergy.com/ （外部サイト）
備考	令和2年11月24日事業承継通知：（譲渡者）アカシア・リニューアブルズ株式会社 令和3年1月方法書：対象事業実施区域の変更、主要設備の概要変更（ハブ高さ、最大高さ）

縦覧情報

段階	期間	場所	備考

www.city.nanai.lg.jp/kankyo/assessment.html 1/5

七尾市ウェブサイト(2/2)

2021/2/8

環境アセスメント縦覧情報／七尾市

配慮書	令和元年8月21日から 令和元年9月20日まで	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター行政サービスコーナー	配慮書意見 (PDF: 118KB)
方法書	令和3年1月27日から 令和3年2月26日まで	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鈍打分館	意見募集期間 令和3年1月27日から 令和3年3月12日まで
準備書			
評価書			

説明会情報

区分	日時	場所	備考
方法書説明会	令和3年2月14日 午前9時30分から	七尾市中島文化センター(能登演劇堂)	
方法書説明会	令和3年2月14日 午後2時30分	七尾市中島地区コミュニティセンター鈍打分館	
準備書説明会			

(仮称)志賀風吹岳風力発電事業

計画概要

事業者	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者	代表取締役 中川隆久
所在地	東京都港区六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
対象事業の種類	風力発電所 (陸上)
対象事業の規模	風力発電所出力：最大49,500kW、風力発電機の単機出力：4,200kW～5,500kW、風力発電機の基数：最大9基
対象事業実施区域	七尾市(中島鈍打地区)、志賀町(稱造地区)
主要設備の概要	ローター直径：約117m～158m、ハブ高さ：約84m～112m、最大高さ：約143m～191m
電子縦覧	https://www.jre.co.jp/ (外部サイト)
備考	令和3年2月方法書：対象事業の規模変更(風力発電所出力、風力発電機の単機出力、風力発電機の基数)、対象事業実施区域の変更、主要設備の概要変更(ローター直径、ハブ高さ、最大高さ)

縦覧情報

段階	期間	場所	備考
配慮書	令和2年5月12日から 令和2年6月11日まで	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター鈍打分館	配慮書意見 (PDF: 132KB)
方法書	令和3年2月8日から 令和3年3月10日まで	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター鈍打分館	意見募集期間 令和3年2月8日から 令和3年3月24日まで
準備書			
評価書			

説明会情報

区分	日時	場所	備考
方法書説明会	令和3年2月27日 午後2時から	七尾市中島文化センター(能登演劇堂)	
準備書説明会			

意見書フォーマット

『(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業 環境影響評価方法書』

意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

意見書フォーマット

「(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業 環境影響評価方法書」

意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。